

第7期出雲市障がい福祉計画

第3期出雲市障がい児福祉計画

[令和6年度(2024)～令和8年度(2026)]



令和6年(2024)3月

出 雲 市

出雲市における「障がい」の表記について

出雲市では、平成20年(2008)9月1日から、市が作成する文書等について、「障害」という言葉が「人」や「人の状況・状態」を表す場合は、「害」をひらがな表記し、「障がい」と表記することとしています。本計画においても、この取扱いによりひらがな表記とすることを原則としています。

なお、法令条例等や、団体、施設の名称等の固有名詞は、従来どおり「障害」と表記しています。

本計画における「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」については、「障害者基本法」(昭和25年5月21日法律第84号)第2条の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁^注により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとします。

なお、「障がい者」には18歳未満の障がいのある児童を含みます。(ただし、障がいのある18歳未満の児童のみを指す場合は「障がい児」と表記しています。)

(注)社会的障壁とは

障がい者にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののことと言う。

目 次

第1部 計画の策定にあたって	6
1. はじめに	6
2. 社会情勢	6
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画期間	8
5. 計画の策定経過	8
(1) 出雲市障がい者施策推進協議会による検討	8
(2) 障がい者等のニーズ把握調査及び事業者実態調査の実施	8
(3) 前期計画の検証・評価	9
(4) パブリックコメントの実施	12
6. 計画の推進体制について	13
(1) 計画の推進体制	13
(2) 計画の進行管理	14
(3) 施策推進協議会の組織体制	14
第2部 第7期出雲市障がい福祉計画	17
第1章 基本的事項	17
1. 前期計画の進捗と評価	17
2. 基本方針	17
(1) 相談支援体制の強化・充実	17
(2) 共生社会実現の取組	17
第2章 具体的な施策と成果目標	18
1.相談支援体制の充実・強化等	18
(1) 地域における相談支援体制の充実・強化等	18
(2) 重度障がい者・医療的ケアが必要な者等への相談支援の充実	19
(3) 外国人障がい者への相談支援体制	20
2.障がい福祉サービス等の質の向上	20
(1) 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上に向けた取組	20
(2) 障がい福祉人材の確保・定着	21
(3) サービス給付の適正化	21
3.地域における生活の維持及び継続の推進	22
(1) 入所等からの地域移行に向けての体制確保	22
(2) 地域生活支援拠点の機能の充実	23
(3) 地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者及びその家族への重層的な支援	24
(4) 災害時に備えた支援	25
4.福祉施設(福祉就労)から一般就労への移行	26
(1) 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進	26
(2) 一人ひとりの希望にあった働き方へのマッチング	27
(3) 農福連携の更なる推進と理解促進等	27
5.共生社会の実現に向けた取組	28
(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	28
(2) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援	28
6.障がい者の社会参加を支える取組	29
(1) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	29
(2) 障がい者による芸術文化活動・スポーツ活動の推進	29

第3章 各種サービスの利用状況と計画	31
I. 障がい福祉サービスの利用状況と計画値	31
(1) 訪問系(居宅介護等)	31
(2) 日中活動系(生活介護、自立訓練等、就労移行、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、短期入所支援、療養介護)	32
(3) 居住系(共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助)	42
(4) 相談支援	45
(5) 障がい者補装具給付	48
2. 地域生活支援事業の利用状況と計画値	49
(1) 理解促進研修・啓発事業	49
(2) 自発的活動支援事業	49
(3) 相談支援事業	50
(4) 成年後見制度	51
(5) 意思疎通支援事業	53
(6) 日常生活用具給付事業	54
(7) 移動支援事業	55
(8) 地域活動支援センター	56
(9) 訪問入浴事業	58
(10) 日中一時支援事業	59
(11) コミュニケーション支援事業	60
(12) 重度訪問介護利用者大学修学支援事業	60
(13) 職親委託事業	60
(14) 身体障がい者自動車改造費助成事業	61
(15) 障がい者自動車運転免許取得費補助事業	61
3. 出雲市独自のサービスの利用状況と計画値	62
(1) 手話普及推進条例	62
(2) 障がい者福祉タクシー	63
(3) 腎臓機能障がい者通院費助成事業	65
(4) 自立支援医療費助成事業	66
(5) 障がい者福祉施設整備費補助	66
第3部 第3期出雲市障がい児福祉計画	67
第1章 基本的事項	67
I. 前期計画の進捗と評価	67
2. 基本方針	67
(1) 地域で障がい児を支える相談支援体制の強化	67
(2) ライフステージに沿った切れ目のない支援の提供	67
第2章 具体的な施策と成果目標	68
I. 地域で障がい児を支える相談支援体制の強化	68
(1) 障がい児に対する相談支援の提供体制の確保整備	68
(2) 児童発達支援センターの機能強化	68
(3) 重症心身障がい児への支援	68
(4) 医療的ケア児への支援	69
(5) 保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援	70
第3章 各種サービスの利用状況と計画	71
I. 障がい児通所支援等の利用状況と計画値	71
(1) 障がい児通所支援	71
(2) 障がい児相談支援	75
(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	76

(4)小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	76
資料編.....	77
1.出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿.....	77
2.出雲市障がい者施策推進協議会設置条例.....	78
3.出雲市福祉のまちづくり条例.....	80
4.出雲市手話の普及の推進に関する条例	86
5.出雲市障がい者施策推進協議会の組織図及び活動	88
出雲市障がい者施策推進協議会の組織図.....	88
運営会議、専門部会等の活動	89
6.障がい者の状況等	93
7.アンケート集計結果概要.....	101
(1)障がい福祉サービス・地域生活支援事業に係る結果.....	102
(2)地域生活支援拠点整備事業(ささえ愛サポート)に係る結果	106
(3)地域資源のニーズに係る結果	107
8.障がい福祉サービスの種類と内容	112
9.地域生活支援事業の種類と内容	114
10.計画見込数値(島根県報告数値)	116
(1)成果目標	116
(2)活動指標	118
(3)各種サービスの計画値.....	120
11.障がい福祉サービス給付費の推移	122
12.出雲市相談支援事業所一覧	123
13.社会情勢	124
14.計画の審議経過.....	129

第Ⅰ部 計画の策定にあたって

1. はじめに

出雲市では、平成7年(1995)9月に「出雲市バリアフリーのまちづくり計画」を障がい者計画として策定し、平成9年(1997)3月には、中国地方の市町村では初の「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが人間としての尊厳と権利を尊重され、自立し、社会参加することができ、健康で安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、「心づくり」「地域づくり」そして「都市づくり」に積極的に取り組んできました。

令和3年(2021)3月に、令和3年度(2021)から令和8年度(2026)までの6年間を計画期間とする「第2次出雲市障がい者計画」を、また令和3年度(2021)から令和5年度(2023)までの3年間を計画期間とする「第6期出雲市障がい福祉計画」、「第2期出雲市障がい児福祉計画」(以下、「前期計画」という。)を策定し、共生社会を実現するために、障がい者とその家族、市民、相談支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所及び市が、出雲市障がい者施策推進協議会を中心に、協働する実施体制を構築しています。

今回策定する「第7期出雲市障がい福祉計画」、「第3期出雲市障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、令和3年度(2021)に策定した「第2次出雲市障がい者計画」の後期分として、前期計画の検証・分析を踏まえ、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労支援など、幅広い分野にわたって障がい者施策を総合的に推進するために一体のものとして策定するものです。

2. 社会情勢

国においては「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」という。)の批准に向けて、平成25年(2013)6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)を制定するなど、関連する国内法の整備が進められてきました。この条約は、平成26年(2014)1月に批准され、現在は障がい者の権利の実現や差別解消の取組が国際水準で進められています。さらに、令和3年度(2021)には、「障害者差別解消法」の一部改正が行われ、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者を取り巻く環境が改善されつつあります。

また、平成28年(2016)には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)や「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がい者に関する様々な法整備が行なわれました。障がい福祉サービス等においては、平成30年(2018)には、医療的ケア児への対応、精神障がい者の地域移行の推進など、令和元年(2019)には、福祉人材の待遇改善など報酬改定が行われ、障がい福祉サービス提供事業者の環境も徐々に整えられています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画及び「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するものです。

本計画においては、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するための基本的な事項や理念を定めるとともに、障がい福祉サービス・障がい児通所サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制について、必要なサービス見込量及びその確保体制並びに連携体制等に関して定めるものとします。

なお、本計画における障がい福祉計画の基本施策は、障がい者及び障がい児について一体的に策定します。

また、本市の最上位計画である「出雲市総合振興計画『出雲新話2030』」や福祉の上位計画である「出雲市地域福祉計画」と整合のとれた計画とともに、関連計画である「出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「出雲市子ども・子育て支援事業計画」等と連携をしながら障がい者施策を推進するものとします。

さらに、「島根県障がい者基本計画」、「島根県障がい福祉計画」及び「島根県障がい児福祉計画」との整合性を図りながら策定します。

他の計画との関係図



4. 計画期間

「第7期出雲市障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの3年間とします。

	平成						令和								
	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
出雲市 障がい者計画	バリアフリーの まちづくり計画			障がい者計画 (前計画)			第2次障がい者計画								
出雲市 障がい福祉計画	第3期 障がい福祉計画			第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画				
出雲市 障がい児福祉計画					第1期 障がい児福祉計画		第2期 障がい児福祉計画		第3期 障がい児福祉計画						

5. 計画の策定経過

(1) 出雲市障がい者施策推進協議会による検討

本計画の策定にあたっては、障がい者団体、障がい福祉サービス提供事業所、教育、医療、就労その他生活支援各分野の代表、学識経験者等関係機関で構成する出雲市障がい者施策推進協議会（以下、「施策推進協議会」という。）において計画内容を審議しました。

(2) 障がい者等のニーズ把握調査及び事業者実態調査の実施

- 本計画の策定にあたり、障がい者やサービス事業者等へのアンケートを行いました。実施については、厚生労働省の調査研究事業「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」を活用し、移動支援事業、障がい者福祉タクシー制度、日中一時支援事業、地域生活支援拠点整備事業の利用実態及びニーズ把握を行いました。
- 実施期間 令和4年（2022）8月～10月
- 回答状況

区分	対象数	回答数	回答率
利用者	1,000人	523人	52.3%
運営法人	80法人	66法人	82.5%
事業所	137事業所	112事業所	81.8%

(3) 前期計画の検証・評価

本計画の策定にあたって、前期計画の検証・評価を行いました。

※(評価区分) A:目標を上回った、B:概ね目標どおり、C:目標を下回った、D:目標を大きく下回った

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

(1) 地域生活支援拠点の機能の充実

成果目標①「地域生活支援拠点等の整備」

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	検証・現状分析・計画達成のための課題
拠点の整備箇所数	1か所	1か所	A	令和4年度末で市内73事業所の登録があり、面的整備を行った。さらに2名のコーディネーターを配置した。 相談支援専門員の制度理解や市民への周知について課題はあるが、相談、緊急時の受け入れ及び対応、体験の機会や場の確保に係る整備は進んでいる。
運用状況の検証・検討	2回/年	1回/年	B	施策推進協議会において運用状況の報告を行った。運用状況の検証・検討については、プロジェクト会議にて行った。

(2) 入所等からの地域移行に向けての体制確保

成果目標②「施設入所者の地域移行に向けての体制確保」

★施設入所者数 ※令和元年度末時点の施設入所者から1.7%削減

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
施設入所者の削減人数	5人 (1.7%)	17人	B	令和元年度と比較すると、17名の減となっているが、現在も待機者がかなり多い。高齢化や重度化、核家族化に伴い、引き続きニーズは高い状況であるものの、適切に意思決定支援を行った上で、入所が必要か否かについて明確にする必要がある。

★地域生活移行者数 ※令和元年度末時点の施設入所者6%が地域生活へ移行

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
地域生活移行者	18人 (6%)	2人	C	現状としては、施設入所から地域への移行はあまり進んでいない。グループホームや在宅介護への移行について、相談支援を通じ、適切に意思決定支援を行い、地域生活を希望する者が地域で暮らすことが可能となるよう体制を整備する必要がある。

2. 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」

★一般就労移行者数 ※令和元年度実績の1.27倍以上

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	38人	24人	C	一般就労への移行が可能な利用者や就労支援事業者に「知識と能力の向上」及び「生産活動の機会の提供」という事業趣旨の浸透を進め、一般就労を目指した前向きな利用を推進する必要がある。

★就労実行支援事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和元年度実績の1.30倍以上

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	17人	5人	C	市内事業所(3事業所)が少なく、利用者や相談支援専門員の選択肢になりにくい。利用者の特性に応じた適切なサービスの選択を推進していく必要がある。

★就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和元年度実績の概ね1.26倍以上

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	3人	3人	B	市内事業所(6事業所)が少なく、利用者や相談支援専門員の選択肢になりにくい。利用者の特性に応じた適切なサービスの選択を推進していく必要がある。

★就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和元年度実績の概ね1.23倍以上

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	18人	16人	B	利用者数に比べて一般就労に移行できている事例が少ない。一般就労への移行が可能な利用者や就労支援事業者に「知識と能力の向上」及び「生産活動の機会の提供」という事業趣旨の浸透を進め、一般就労を目指した前向きな利用を推進する必要がある。

(2) 就労定着支援の利用促進

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」

★就労定着支援事業の利用者数 ※就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
令和3年度から令和5年度の間に就労定着支援事業を利用する者のうち、令和5年度に就労定着支援事業を利用する者の数	55人	13人	C	一般就労に移行した人数が計画値に満たないため、それに伴って就労定着の実績が伸び悩んでいる。 引き続き一般就労への移行の取り組みを推進する必要がある。

★就労定着支援事業所の就労定着率 ※就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
就労定着支援事業所のうち、令和5年度に就労定着率が8割以上の事業所数	4事業所	3事業所	B	3事業所が9割以上を達成している。残りの1事業所は7割以上に到達しており、達成目前ともいえる。 就労支援段階からの丁寧な支援を推進する必要がある。

3. 共生社会の実現に向けた取組

(1) 地域包括支援システムを活用した精神障がい者の支援

活動指標: 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目・内容	R3目標	R4目標	R5目標	評価	現状分析・計画達成のための課題
	R3実績	R4実績	R5実績		
開催回数(施策推進協議会、専門部会等)	7回	7回	7回	C	コロナ禍のため、関係者が収集して課題の整理や仕組みについて検討することが困難であった。
	5回	1回			
関係者の参加者数(関係者の実数)	40人	40人	40人	A	医療、福祉関係者をメンバーとする専門部会で協議。専門部会の人数が10名であるため参加者人数は増えていない。
	10人	10人			
目標設定および評価の実施回数(施策推進協議会で実施)	1回	1回	1回	C	県を主体とした取組に参画する。
	0回	0回			

活動指標: 各サービス利用者のうち精神障がい者の年間利用者数

項目・内容	R3目標	R4目標	R5目標	評価	現状分析・計画達成のための課題
	R3実績	R4実績	R5実績		
地域移行支援	10人	11人	12人	C	利用が少なく、目標に達していない。サービス自体の周知が進んでいないことと、受け手の事業所が少ないことが影響していると思われる。
	2人	3人			
地域定着支援	63人	65人	67人	A	徐々に利用が増えており、目標は達成している。
	74人	86人			
共同生活援助	57人	61人	63人	A	利用のニーズは高いが、GH施設の空きがない状況が続いている。
	62人	64人			
自立生活援助	6人	7人	9人	A	概ね目標を達成しており、自立に向けた支援ができる。期限があるサービスなので、その後地域定着のサービスに変更することが多い。
	15人	10人			

4. 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標④「相談支援体制の充実・強化等」

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化に向けた取組	実施	実施	B	活動指標で示した取組を通して、相談支援の強化を図った。機能強化事業所、委託相談支援事業所、それ以外の相談支援事業所の各々の役割を明確にする必要がある。

活動指標:相談支援体制の充実・強化のための取組

項目・内容	R3目標 R3実績	R4目標 R4実績	R5目標 R5実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	28件	28件	28件	B	機能強化事業所が市内相談支援事業所を訪問または、個別相談会を実施し、業務に関する困りごとの相談や現状把握及び困難事例への指導助言を行った。障がい者やその家族からの多様なニーズに対応するため、相談体制や質のさらなる向上が求められる。
	20件	30件			
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件	8件	B	専門部会において相談支援専門員の資質向上や連携の強化に向けた取組について検討し、実施している。「事例検討会」を開催し、相談支援専門員の知識習得及び資質の向上を図った。適切な支援につなげることができる相談支援専門員の育成が必要である。
	8件	10件			
地域の相談機関との連携強化の実施回数	12回	12回	12回	B	毎月1回、定期的に相談機関や関係機関と会議を開催しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や災害対応等の理由で急遽中止とした回があった。相談機関同士の連携がさらに進むような内容にしていく必要がある。
	12回	9回			

5. 障がい福祉サービス等の質の向上

(1) 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上

成果目標⑤「障がい福祉サービス等の質の向上」

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
障がい福祉サービス等の質の向上	実施	実施	B	サービス調整会議や専門部会などで、事例検討や研修会を実施したり、関係機関や事業所間で情報交換を行うことでサービス提供事業者等の質の向上を図っている。

活動指標:障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目・内容	R3目標 R3実績	R4目標 R4実績	R5目標 R5実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込	9人	9人	9人	C	島根県主催の研修への参加については、可能限り参加している。特に、WEBでの研修会や講演などにも積極的に参加し、引き続き適正な事務処理に努める。
	6人	6人			
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有(体制の有無)	有	有	有	B	サービス提供事業所への事業所説明会を開催している(年1回)。
	有	有			
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有(実施回数)	1回	1回	1回	B	サービス提供事業所への事業所説明会を通して、制度改正や請求審査に伴う改善事項の周知を図っている。
	1回	1回			

6. 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

(1)児童発達支援センターの機能強化

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
児童発達支援センターの設置	3か所	3か所	B	児童発達支援センターは市内に3か所あり、地域の中核的な療育施設として障がい児への専門的な地域支援を行っている。

(2)保育所等訪問支援の地域支援体制の整備

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6か所	4か所	B	市内には保育所等訪問支援を実施する事業所は4か所あり、集団生活においての支援を行っているが、一方で利用実績は減少しており、現在の設置数で充足している状況である。 今後、インクルージョンを推進していく上での保育所等訪問支援の位置付けを整理し、利活用を図る。

(3)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	3か所	B	受入人数に制限があるため、利用希望どおりに受入ができないことがある。

(4)医療的ケア児支援のための関係機関の連携

成果目標⑥「障がい児支援の提供体制の整備等」

項目・内容	目標 (R5年度末)	R4年度末 実績	評価	現状分析・計画達成のための課題
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	協議の場あり	協議の場あり	A	出雲保健所を中心とした「出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会」にて関係機関が協議する場がある。
医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	複数配置	8	A	児童の相談対応を行っている相談支援事業所での配置増が進んでいる。

活動指標: 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目・内容	R3目標	R4目標	R5目標	評価	現状分析・計画達成のための課題
	R3実績	R4実績	R5実績		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	8人	10人	12人	A	コーディネーターの配置については目標を達成している。コーディネーター研修修了者が、実際に計画相談の対応をしていく必要がある。
	10人	16人			

(4)パブリックコメントの実施

策定した本計画(案)について、令和5年(2023)12月20日から令和6年(2024)12月18日までパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さまからの意見を募集し本計画に反映しました。

6. 計画の推進体制について

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全ての市民が障がいに対する理解を深めるとともに、行政機関はもとより、障がい者、地域住民、学校、団体、企業等がお互いに連携し、協力しながらそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。

また、本計画の施策は、子育て、教育、労働、保健、医療、生活環境など、幅広い分野にわたっており、市として施策を推進していくために、関係部署の連携を深め施策を実施します。

【市の役割】

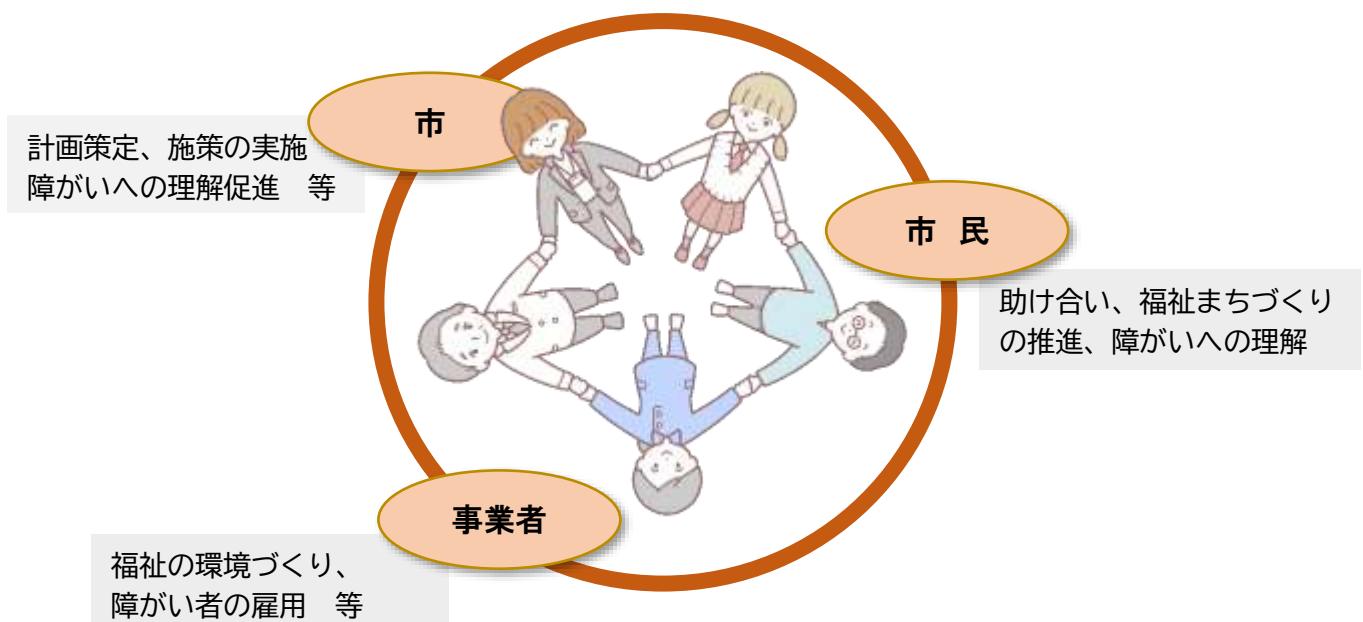
- 障がい福祉に関する総合的な施策を、市民の声を広く聴きながら策定し、計画的に実施する。
- 障がいへの理解促進に向けた取組を実施するとともに、障がい者への合理的配慮の提供を行う。

【市民の役割】

- 一人ひとりを大切にしてお互いを助け合い、福祉のまちづくりを推進する。
- 障がいの特性などについて理解を深める。

【事業者の役割】

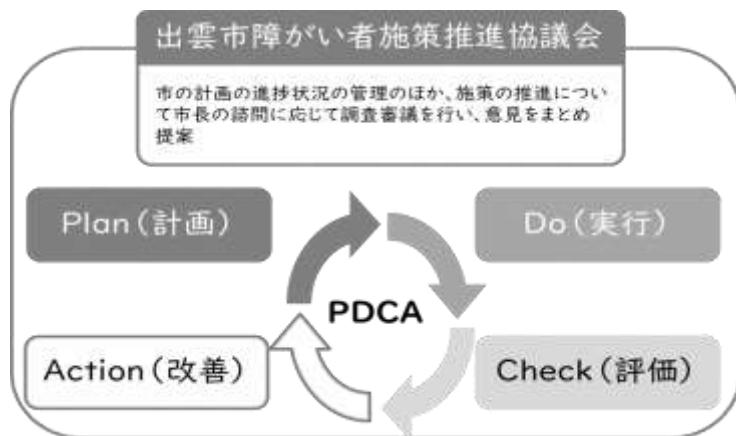
- 不特定多数の方が利用する所有・管理施設及び公共交通機関を全ての人が安全かつ容易に利用できるための環境づくりを行う。
- 障がい者自らの意思決定を尊重した支援や働きたい障がい者の雇用を積極的に行う。
- 障がい者への合理的配慮の提供を行う。



(2) 計画の進行管理

計画を推進するために、「障害者総合支援法」第88条の2及び「児童福祉法」第33条の21には、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することや必要な措置を講じることが規定されています。

本市では、施策推進協議会において、毎年、本計画の施策及び取組について、進捗状況の点検及び評価を行うこととし、その結果を公表します。



(3) 施策推進協議会の組織体制

本市の施策推進協議会は、障がい者総合支援法（第89条3項）の規定に基づき、平成19年度から設置しています。障がい者等への支援体制の整備を図るため、本市においては障がい福祉に関する5つの組織がそれぞれ連携し、多くの関係者が関与することにより、多様な意見を取り入れることができる体制としています。

施策推進協議会

本市の障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定・変更・進捗管理、障がい者施策の総合的・計画的推進について必要な事項及び実施状況を把握し、障がい者施策の推進について市長の諮問に応じ、調査審議し、意見をまとめ提案する役割を担っています。

委員は、障がい者等の団体の代表者、識見を有する者、関係団体等の代表者、サービス事業者の代表者等で構成し、年2回から4回開催しています。

内部組織として、以下の4つの組織（運営会議、サービス調整会議、専門部会、ネットワーク会議）があり、地域課題の情報共有と関係機関の連携の緊密化等を図るための、連絡・調整機関として機能しています。

障害者総合支援法の改正により、令和6年（2024）4月から協議会の構成員に対して守秘義務が課されることに伴い、より積極的に個別事例の検討・地域課題の情報共有が可能となり、それによって地域の支援体制の向上や、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

● 運営会議

本市及び市が委託する相談支援事業所等で構成しており、毎月会議を開催しています。

サービス調整会議、専門部会、ネットワーク会議の事務局として、相談支援専門員等が活動を行う中で生じた地域課題の抽出や、専門部会における課題整理や進捗状況管理を行います。

● サービス調整会議

本市と相談支援事業所、関係機関（出雲保健所、市社会福祉協議会（いすも権利擁護センター、高齢者あんしん支援センター）、島根県東部発達障害者支援センター『ウィッシュ』、児童心理療育センター『みらい』、特別支援学校等）で構成しており、毎月会議を開催しています。

サービス調整会議では以下の役割を担います。

- ・事例検討・共有や課題に沿った研修を行い、地域課題を明らかにするとともに、支援者のスキルアップを図っています。また、関係機関との連携を深め、支援体制の充実を図っています。
- ・法律改正に伴う制度の学習など、研修会を年1～2回実施しています。

● 専門部会

本市と相談支援専門員、サービス管理責任者等により構成しています。

テーマ別課題の研究と検討、地域課題の解決、施策推進協議会への提言を行います。それぞれの専門部会で年間計画に基づき、年6回から12回程度会議を行い、テーマに沿って自主的に活動をしています。

3年に1回、計画策定にあわせて専門部会の見直し、再編を行います。今期は、3つの専門部会を設置して以下のテーマで活動を行います。

じりつ専門部会	地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援について、現状と課題、今後の取組の検討を行い、必要な取組を行います。 また、施設やグループホームからの地域移行、地域定着についての現状と課題、今後の取組内容について、検討を行います。
こども専門部会	重症心身障がい児、医療的ケア児、外国籍児及び強度行動障がいを有する児など、よりきめ細やかな支援が必要な児の児童発達支援や放課後等デイサービス、短期入所等の受け入れ促進にむけて、現状やニーズ把握を行い、方策を検討し提言します。
そだん専門部会	現状の本市における相談支援体制や活動内容について検証・評価を行うとともに、障がい者や家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導や助言、人材育成等さらなる強化・充実に向け、基幹相談支援センター等の設置のあり方や重層的な仕組みを含めて、本市らしい相談支援体制の構築について検討し提言します。

● ネットワーク会議

専門部会、サービス調整会議、運営会議のメンバー、障がい福祉サービス事業者等により構成されています。

障がい福祉サービス事業者間や関係機関等で障がい福祉施策に関する情報交換・情報共有を行い、サービスの質の向上のため協議や研修を行っています。平成29年度（2017）から就労支援ネットワーク会議を行っていますが、令和6年度（2024）から、新たに「サビ管・児発管等ネットワーク会議」を設置し、サービス管理責任者や児童発達支援管理者等の情報交換や、サービスの質の向上につながる取組を行います。

就労支援ネットワーク会議

就労支援に関する関係機関(企業・福祉・行政・医療・教育等)で構成する「就労支援ネットワーク会議」を設置しています。就職支援に関する研修会や企業情報交換会など関係機関が協働して事業を実施し、障がい者の就労支援並びに就労定着にかかる課題に取り組みます。

サビ管・児発管等ネットワーク会議

サービス管理責任者や児童発達支援管理者等が、情報交換やサービスの質の向上につながる取組を行いながら、孤立しない顔の見えるネットワークの構築をめざします。

第2部 第7期出雲市障がい福祉計画

第Ⅰ章 基本的事項

I. 前期計画の進捗と評価

本市では、令和3年(2021)3月に、前期計画を策定し、関係機関との連携を図り、サービス調整会議や専門部会等において、障がい者やその家族が地域で充実した生活を営むことができるよう、ニーズ把握や課題を抽出するなど、課題解決に取り組みました。

具体的な成果としては、障がい者が地域での生活を希望する場合に必要な支援を切れ目なく提供するために「地域生活支援拠点(ささえ愛サポート)」の制度を創設し、障がい者の地域移行や親元からの自立を支援する体制を整えました。この制度を、本市の障がい者支援の基盤のひとつとして運用状況の検証等を行いつつ、今後広範なニーズ把握に努め、支援が行き届いていない層への対応を進める必要があります。

なお、目標値を設定した事業等については、毎年、施策推進協議会に実施状況等を報告し、事業の進捗状況について審議しました。

2. 基本方針

(1) 相談支援体制の強化・充実

障がいの重度化や複雑化に伴って、障がい福祉行政への潜在的ニーズは高まっているものと推測されます。

重症心身障がい者や医療的ケアが必要な者等、これまで専門的な支援が必要であるがゆえに適切な支援につながりにくかった層や、高次脳機能障がい者や難病患者等、障がい者総合支援法に規定する障がい福祉サービスの対象となることが未だ浸透していない層のニーズ把握に努め、支援の提供体制を拡充していく必要があります。

令和6年(2024)4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されることも踏まえ、支援の入り口である相談支援体制のさらなる充実・強化に取り組むこととし、そこからつなげる支援先としてのサービス提供体制の質の向上に重きを置いた計画とします。

(2) 共生社会実現の取組

共生社会を実現するためには、障がい者の自己決定権を尊重し、その意思決定の支援に配慮していく必要があります。障がい福祉サービスや他の支援を利用しつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、多様な活動に参加できる体制を整備し、その個性や能力を発揮できるまちづくりを進めていきます。

また、障がい者が必要とする障がい福祉サービス等を利用しながら希望する地域での生活を継続するうえで、経済的にも自立した生活ができるように、障がい福祉施設等から一般就労への移行を推進し、就労継続支援の効果的な運用に取り組みます。

第2章 具体的な施策と成果目標

I. 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が地域において自立した日常生活または、社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

また、相談支援事業者には、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、行政機関その他関係機関との連携に努め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が求められています。

(1) 地域における相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援体制の充実・強化を図るうえでは、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言ができる体制の構築が必要です。

令和6年(2024)4月から、各市町村において設置が努力義務化される基幹相談支援センターの機能として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等が法律上明確化されたことも踏まえて取組を進めます。

また、複雑化・複合化した課題を抱えている世帯障がい者とその家族をはじめ、ひきこもりなど地域や社会から孤立し、支援が届いていない人への、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮等の分野及び制度の狭間となる人や、地域住民にとってもアクセスしやすい相談支援体制を強化します。

- ・協議会に専門部会を設置し、個別事例の検討を通じて地域サービス基盤を開発・改善します。
- ・現行の相談支援体制について検証・評価を行い、地域の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能を踏まえ、相談支援体制のあり方について検討します。
- ・障がい者本人及びその家族が孤立しないよう、支援制度や福祉サービスなどの必要な情報を届け、ニーズの把握や相談支援につなげます。
- ・高齢者・障がい者・子ども・生活困窮等の各相談窓口において、包括的な相談支援体制を強化します。
- ・福祉総合相談支援事業を推進し、支援が届いていない人に訪問などを通じて関係性を構築し、地域活動や福祉サービス等へつなげます。



● 地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくり

成果目標：総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化に向けた取組

基幹相談支援センターの機能を踏まえた、地域の相談支援体制のあり方について検討	実施
--	----

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会専門部会での検討会の実施回数	12回	12回	12回

●中核相談支援事業所による地域の相談支援事業所に対する専門的な助言・人材の育成支援

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所に対する専門的な指導・助言件数	31件	31件	31件
人材育成の支援件数	31件	31件	31件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	3回	3回

●協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

成果目標:地域づくりに向けた協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	実施
協議会において地域の障がい者の事例検討を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえた支援体制の整備につなげていく取組を行うために必要な協議会の体制の確保	

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討の実施回数	4回	4回	4回
事例検討への参加事業所数	33事業所	33事業所	33事業所
専門部会の設置数	3つ	3つ	3つ
専門部会の実施回数	18回	18回	18回

(2) 重度障がい者・医療的ケアが必要な者等への相談支援の充実

重度障がい者や医療的ケアが必要な者、強度行動障がいを有する者など行動上著しい困難を有する者は適切で専門的な支援を行う必要があります。医療を含めた総合的な支援体制を構築するために、相談支援事業所や障がい福祉サービス提供事業所等には、専門的な知識や技術が求められています。

障がい福祉の制度内には類似・多種多様な選択肢がある一方で、専門的な支援を行う必要性から既存の地域資源の範囲内で直ちに支援体制を構築することが困難な場合があります。このため、最適なサービスにつながらない間においても代替となる支援方法も選定できる幅広で横断的な相談支援体制とし、一層の充実を図ります。

- ・支援が必要であるにもかかわらず届いていない者に対しては、アウトリーチの取組や、市ホームページ等を活用した情報発信、医療機関等への広報媒体配置、家族会等への情報提供などにより、制度内容を周知することで支援につなげていきます。
- ・発達障がいのある者や高次脳機能障がいとなった者、難病患者等、障害者総合支援法に基づく給付対象になっていることがあまり知られていない対象者への周知を行い、これまで支援が行き届かなかった層のニーズにも対応します。

●強度行動障がいを有する者への支援の充実

成果目標：強度行動障がいを有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

強度行動障がいを有する者への、地域の関係機関が連携した支援の充実

実施

(3) 外国人障がい者への相談支援体制

出雲市には多くの外国籍の方が暮らしています。国籍や言語の違いにかかわらず必要な支援が受けられるよう、情報提供における多言語化や、やさしい日本語の活用など、相談支援体制における多文化共生の推進に取り組みます。

2. 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービスを利用する障がい者等が多様化し、サービスを提供する事業者が増加する中で、障がい者等の個々のニーズに応じた質の高いサービスを提供するためには、サービスの利用状況の把握及びサービスの供給体制の整備が必要です。

しかし、市内の事業者においては、サービス提供を行う人材の確保・定着や処遇の改善等が課題となっています。

(1) 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上に向けた取組

サービス調整会議や専門部会等での事例検討を通して、地域課題やニーズを把握し、専門性の高い研修の場を設ける等、サービス等利用計画の質の向上とサービスの公平な利用を図ります。

また、障がい福祉サービスの提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、サービス管理責任者等に対する意思決定支援に関する研修等を推進していきます。

- ・サービス調整会議、ネットワーク会議、専門部会を活用して、関係機関・事業者間での情報共有・交換、事例検討を通じた地域課題の掘り起こしやニーズを把握し、専門性の高い研修会を開催することにより、サービスの質の向上を図ります。
- ・市が行う事業所実地・集団指導や県と合同による事業所実地指導を実施し、人員配置や設備及び報酬等に関する指導を行い、適正な運営を求めます。
- ・県と連携しながら、地域のニーズを踏まえ、相談支援専門員やサービス管理責任者を計画的に養成します。
- ・障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対し、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組み、サービス管理責任者や相談支援専門員及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していきます。

(2) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉サービスを担う人材の確保・定着には、処遇改善、人材の育成、ワーク・ライフ・バランスの実現等、職場環境の魅力向上の取組が効果的です。

担い手の減少等の実態を把握した上で、サービスの提供に従事する人員の確保や専門性を備えた人材を育成するために必要な支援を行っていきます。

- 各事業所のサービス管理責任者や若手職員に専門部会等に参加してもらう等、人材育成の機会を設けます。
- 県から委託を受けた島根県福祉人材センターが実施する、福祉の仕事を希望する者に対する就業支援や各種説明会・研修会等の情報を把握し、市内事業者や関係機関等への情報提供を行います。
- 市内事業所の人員体制及び求人状況を把握した上で、島根県福祉人材センター等と連携し、障がい福祉を支える人材確保への支援を行います。
- 福祉人材の確保に向けて、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力ある職場であるとの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。
- 処遇改善については、報酬水準や仕組みの検証・充実等を図るよう国や県に強く要望していきます。



(3) サービス給付の適正化

公平で適切な障がい福祉サービスの提供を担保するためには、障がい特性の適正な見立てによる支給決定とサービス提供にあたっての適切な支援の選択が重要です。

障がい支援区分の認定にかかる調査及び審査における研修を定期的に行い、公平で適切な支給決定を行います。

また、障がい福祉サービス提供事業所がどのような支援を行っているかを知る方法の一つとして、事業所が請求する給付内容を分析することでも把握できことがあります。事業所が複雑・多様な障がい福祉サービスの制度を理解し、適切な支援方法を選択できるように、請求内容の分析に基づいた指導・助言を行います。

- 公平な障がい福祉サービス利用に資するため、障がい支援区分の認定に関わる審査委員に対して定期的に研修会を実施し、適正な審査に努めます。
- 公平で正確な認定調査を行う必要があるため、認定調査員の研修を実施します。
- 県が実施する虐待防止研修や障がい者支援区分認定調査員研修等に率先して出席し、適正な事務処理やサービス提供事業所等への情報提供に努めます。
- サービス提供事業者を対象とした説明会を開催し、制度改正や請求審査に伴う改善事項の周知を徹底し、適正なサービスが提供されるよう取り組みます。
- 自立支援審査支払システムにより給付内容の審査を行い、審査結果を分析してその結果を活用し、適正な支援が提供されるようサービス提供事業者に対し指導を行います。

●適正な障がい福祉サービスの提供

成果目標：障がい福祉サービスの質の向上のための体制を構築		実施
研修会や説明会の開催、請求審査のフィードバック等での指導・助言を通じて、市職員及びサービス提供事業所職員の知識・技能向上		

●障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	9人	9人	9人

●障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（体制の有無）	有	有	有
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（実施回数）	1回	1回	1回

3.地域における生活の維持及び継続の推進

障がい者等が地域で安心して暮らしていくよう、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するためには、地域生活支援の拠点づくりや障がい福祉サービス等に加えて、ボランティア等のインフォーマルなサービスを最大限に活用した提供体制が重層的に存在していることが必要です。

(1) 入所等からの地域移行に向けての体制確保

入所等から地域生活への移行を進めるにあたっては、適切な意思決定支援により本人の意思を確認したうえで進めることが重要です。

また、重度化・高齢化した障がい者であっても、地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供できる体制を整備します。

- ・施設入所から地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。
- ・グループホーム利用者が一人暮らし等を希望する場合は、希望実現に向けた支援等の充実を図ります。
- ・地域移行支援事業、地域定着支援事業、自立生活援助事業、自立訓練事業等の充実及び推進により、入所等から地域生活への移行を希望する障がい者等への支援を行います。
- ・一般住宅を借りる手続きが難しい障がい者等に対しては、住居入居等支援事業を活用し入居の支援を行います。

●地域生活移行者の増加

成果目標:令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行	
令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに、グループホーム等へ移行する者の数	17人以上

●施設入所者の削減

成果目標:令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減	
令和4年度末入所者数から令和8年度入所者数を差し引きした減少数	14人以上

(2) 地域生活支援拠点の機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めます。

緊急時の受け入れ・対応や親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供を行います。

また、専門的な人材の確保・養成・連携等による専門性の確保や相談体制、サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能の充実に向けて引き続き取り組みます。

- ・緊急短期入所の利便性の向上や関係機関の更なる連携等により「緊急時の受け入れと対応」を強化します。
- ・本市の地域生活支援拠点(ささえ愛サポート)について、市民に周知するとともに相談支援専門員、サービス提供事業者に制度理解を深める取組を行います。
- ・居室確保事業により、アパートを利用した「体験の機会と場の確保」、「緊急時の受け入れと対応」を継続します。
- ・施策推進協議会等や相談支援事業所を中心に実施する研修や困難事例・地域課題の検討を通じて、「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能充実に向けて、引き続き取り組みます。

●地域生活支援拠点等の整備

成果目標:地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	
施策推進協議会における地域生活支援拠点等(コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築)の実績を踏まえた検証・検討	年1回以上

(3) 地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者及びその家族への重層的な支援

障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるようにするためには、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育の包括的な支援提供体制が必要です。

重度障がいや、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進することにより、精神障がい者について必要なサービスを提供し、地域移行を図ります。

また、地域住民に対して、精神障がいについての正しい理解に向けた普及啓発に取り組みます。

- ・地域包括ケアシステムの構築を目指し、施策推進協議会・サービス調整会議等で、関係者が情報共有や連携を行います。
- ・精神障がい者及びその家族への支援について出雲保健所等と連携して、地域包括ケアシステム構築に向けた課題の整理や解決にむけた取組、検証等を行います。
- ・入院患者に対しては、早期から医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等が連携し、地域移行・地域定着にむけた取組を強化します。
- ・アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に関して、心と体の相談センターや出雲保健所と連携したケース支援や理解促進を図るための普及啓発を行っていきます。

●保健、医療及び福祉関係者による協議の場

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(施策推進協議会、専門部会等)	7回	7回	7回

●各サービス利用者のうち精神障がい者の年間利用者数

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	3人	3人	3人
地域定着支援	105人	116人	128人
共同生活援助	74人	80人	86人
自立生活援助	10人	10人	10人
自立訓練(生活訓練)	5人	5人	5人

(4) 災害時に備えた支援

災害時の避難に支援を必要とする障がい者等(要支援者)に対して、自主防災組織(地区災害対策本部)や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が連携して支援をしていく「避難行動要支援者避難支援制度」を設け、誰ひとり取り残さない防災を目指しています。

災害時において、要支援者が安全かつ円滑に避難し、安心して避難所で過ごすための環境や体制等を整備することが、包括的な災害対策の一環として重要です。

- ・要支援者の中で同意を得た方について、各地区災害対策本部や相談支援専門員等の福祉専門職により、個々の障がいに応じた避難方法等を具体的に記載した避難プランの策定を進め、平常時から、関係機関及び地域との情報共有を行います。
- ・情報伝達については、ICT機器等の多様な伝達手段を活用し、障がいの種別に関わらず、正確な情報を迅速に提供します。また、障がい者等がその情報を適切に受け取り、安全かつ円滑な避難行動にいかせるよう、日頃から関係機関と連携し周知していきます。
- ・重症心身障がい児・者及び難病患者等で人工呼吸器等医療器を使用している方に対して、避難先や自宅において非常用電源を確保するため、関係機関と協力して、ポータブル発電機の迅速な貸出体制の整備を行います。
- ・相談支援専門員による、障がい者等の状況や避難時における課題等を記載した「災害用アセスメント票」の作成を通して、災害に備えた意識啓発に努めます。



4.福祉施設(福祉就労)から一般就労への移行

障がい者等が本人の希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍するために一般就労への移行を推進し、障がい者等の自立した生活を支援する必要があります。

また、一般就労移行後において、職場に定着するために必要な支援や、より本人の適正にあった働き方を実現し、継続的に社会活動に参加できるよう、きめ細かい支援体制の整備が求められています。

(1) 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進

障がいの特性等に応じて活躍することや障がい者と共に働くことが当たり前の社会を目指し、就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行に取り組みます。

また、直ちに一般就労への移行ができない間においても、地域でできる限り自立した生活を送るために、福祉就労の場における賃金・工賃水準の引き上げにも取り組みます。

- ・就労移行支援事業等(就労移行支援事業、就労継続支援 A 型、B 型事業)を通じた一般就労を促進します。
- ・一般就労に移行した障がい者等が職場へ継続的に定着するために必要な支援をします。
- ・障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所と連携し、職業訓練等一般就労に向けた支援の提供体制を整備します。
- ・「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進します。

●就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加

成果目標:令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(28人)の1.28倍以上	
令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	38人

●就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加

成果目標:令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(8人)の1.31倍以上	
令和8年度に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	10人
成果目標:令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(17人)の1.28倍以上	
令和8年度に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	24人
成果目標:令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(3人)の1.29倍以上	
令和8年度に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	4人

●就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加

成果目標:市内就労移行事業所(3事業所)の半数以上	
令和8年度に就労移行率が5割以上の事業所数	2事業所

●就労定着支援事業の利用者の増加

成果目標:令和3年度末時点の就労定着支援事業利用者数(15人)の1.41倍以上	
令和8年度末時点で就労定着支援事業を利用する者の数	21人

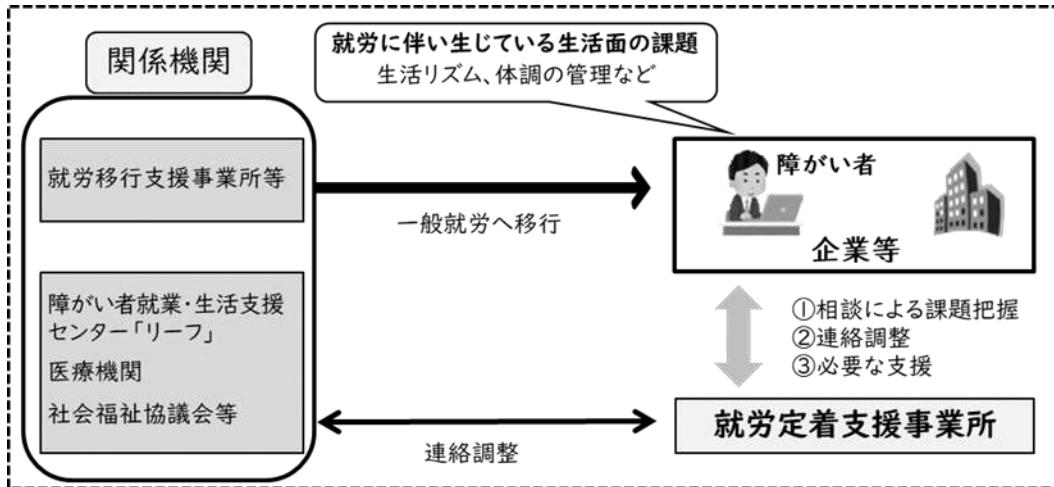
●就労定着支援事業の就労定着率

成果目標：市内就労定着支援事業所（4事業所）の4分の1以上

令和8年度に就労定着率が7割以上の事業所数

1事業所

【就労定着支援の仕組み】



(2)一人ひとりの希望にあった働き方へのマッチング

近年、働き方が多様化するなかにあって、障がい者等の希望や能力、障がいの状況に沿った就労の実現を図るために、きめ細やかに支援を続けることが必要です。

企業も含めた関係機関の協働のもと、各人に合った働き方の提案、働く場所の確保に向けた取組に加え、今後創設が予定されている「就労選択支援」の制度化も見据え、一般就労後においても、より適性のある職種やより働きやすい職場への転職支援等へのニーズに対応し、長く安定した職業生活へつなげていきます。

(3)農福連携の更なる推進と理解促進等

農業就業人口の減少と高齢化への対応策として農福連携の推進が期待されています。

「出雲圏域農福連携推進事業協議会」に参画し、引き続き農福連携に関する情報収集を行い、就労継続支援事業所等への情報提供等を通じて農福連携への理解を図ります。

就労継続支援事業での施設外就労先として、障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現するだけでなく、他の農業経営主体が新規に農福連携に取り組みやすくなる環境整備に寄与するなど、農業業界との良好な関係を構築します。

5.共生社会の実現に向けた取組

誰もが生きがいや役割を持ち、尊厳を持って自分が望む場所で生きることができるように、支援が必要な人も地域の一員として、共に生き、支え合う共生社会の実現が望れます。

地域住民が主体的に地域づくりを行うための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保とともに、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

市民や事業者が障がいへの理解を深め、障がい者への差別を解消していくための取組を市が率先して行います。

- ・「出雲市障がい者差別相談センター」において、不当な差別的取扱いや、合理的配慮の提供等に関する相談に応じ、関係機関・団体と連携し、適切な支援に取り組みます。
- ・不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、幅広く市民や事業者に対して障がい特性や必要な配慮についての理解を深めるため、各種広報・啓発活動を実施します。
- ・障がいに関する理解を深め、誰もが実施できる支援を行うことができるよう、あいサポーター研修や障がい者週間の取組等により広報・啓発活動を実施します。
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及及び認知度の向上に努めます。
- ・幼少期から障がいに対する正しい知識を得る機会を確保し、自己理解と他者理解が深まるように障がいへの理解に関する教育を推進します。
- ・「出雲市手話の普及の推進に関する条例」に基づき、手話への市民の理解を深め、互いを認め尊重し合うことのできる共生社会の実現をめざします。



(2) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援

虐待事案を未然に防止する観点から、障がい者の権利擁護、障がい者虐待に関する正しい理解の普及を図るなど、市民全体の虐待防止に関する高い意識を醸成し、障がい者等及びその養護者の支援に当たる必要があります。

また、医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などの関係機関と協力・連携を図り、虐待防止体制を構築し、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合には、速やかに対応します。

- ・「障がい者虐待防止センター」において、虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人からの届出を受けて、障がい者及び養護者に対しての相談や支援を行います。
- ・障がい福祉サービスを担う支援者や管理者に、障がい者の権利擁護、障がい者虐待防止に関する研修の機会を提供します。
- ・障がい者福祉施設従事者による虐待と判断した場合は、令和4年度（2022）から事業所において障がい者虐待防止のために必要な体制の整備が義務化されたことを踏まえ、事業所に助言、指導を行います。

6.障がい者の社会参加を支える取組

全ての障がい者が、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報を取得または、利用し、円滑に意思疎通が図れるようにしていくことが重要です。

また、障がい者が芸術文化に親しみ、創造や発表等の機会を得るなど、地域における障がい者の社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえた支援が大切です。

さらに、障がい者の参加意欲を高めるには、地域住民の障がいに対する理解や障がい者とのつながりを深める等、障がい者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

(1) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者が、あらゆる分野の情報を取得利用し、意思疎通を図るうえで、障がいの種類や程度に応じた手段で、障がい者でない者と同一の内容を同一の時点で取得可能とすることが求められます。

令和4年(2022)5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者養成、デジタル技術を活用した様々な媒体の利用ができるよう取り組みます。

- ・障がい特性に配慮した手話通訳、要約筆記、代筆・代読等の意思疎通を行います。
- ・ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成に取り組みます。
- ・意思疎通支援者の派遣及び設置を継続して実施するための体制を強化します。
- ・遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用を図ります。
- ・高齢者や障がい者を含め、誰もが市から提供される情報を支障なく取得できる手法を検討します。

(2) 障がい者による芸術文化活動・スポーツ活動の推進

障がい者が、芸術文化を通じて社会に参加し、いきいきと暮らすため、生涯を通じて芸術文化活動に慣れ親しみ、参画ができるよう、障がい者の芸術文化活動の発表の場と地域住民との交流機会を提供します。

また、読書は、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動であり、読書を通じた文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会を実現するため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があります。

障がい者のスポーツ等を通じた社会参加を進めることは、スポーツの楽しさの体験だけでなく、社会全体の障がいに対する正しい理解と認識を深めることにもつながります。障がい者スポーツに関する取組を、福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。

- ・障がい者関係団体等とともに出雲市福祉芸術文化祭「はあとピアいすも」を継続的に開催し、障がい者の芸術文化活動の発表の場と地域住民と触れ合う機会を提供します。
- ・サン・アビリティーズいすもをはじめとしたスポーツ施設の利用促進を図り、スポーツを通して誰でも交流することのできる場を提供します。
- ・島根県障害者スポーツ協会や出雲市身障者福祉協会と連携し、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供するとともに、令和12年（2030）に、島根県において開催が予定されている「全国障害者スポーツ大会」に向けて障がい者スポーツの普及に努めます。
- ・障がい者の外出を支援するため、障がい者福祉タクシー制度を引き続き実施し、社会参加の機会を広げるよう取り組むとともに、利便性向上のためデジタル化導入の方向性について検討します。
- ・市立図書館において、オーディオブックや拡大図書など視覚障がい者等が利用しやすい書籍を揃え、読書環境の整備に努めます。また、島根ライトハウスライブラリーや島根県立図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等の利用促進を図るとともに、インターネットを活用した電子図書館についての周知に努めます。
- ・自発的活動支援事業により、障がい者とその家族が行う交流活動等に対する支援を引き続き行っていきます。
- ・障がい者の親睦、交流の促進及び活動範囲の拡大を図るため、障がい者やその家族、支援者による団体、障がい者施設の関係者及びボランティア等が連携して実施するレクリエーション事業を支援します。



第3章 各種サービスの利用状況と計画

I. 障がい福祉サービスの利用状況と計画値

(1) 訪問系(居宅介護等)

① 居宅介護等

【事業内容】

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

居宅介護等には、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護も含みます。

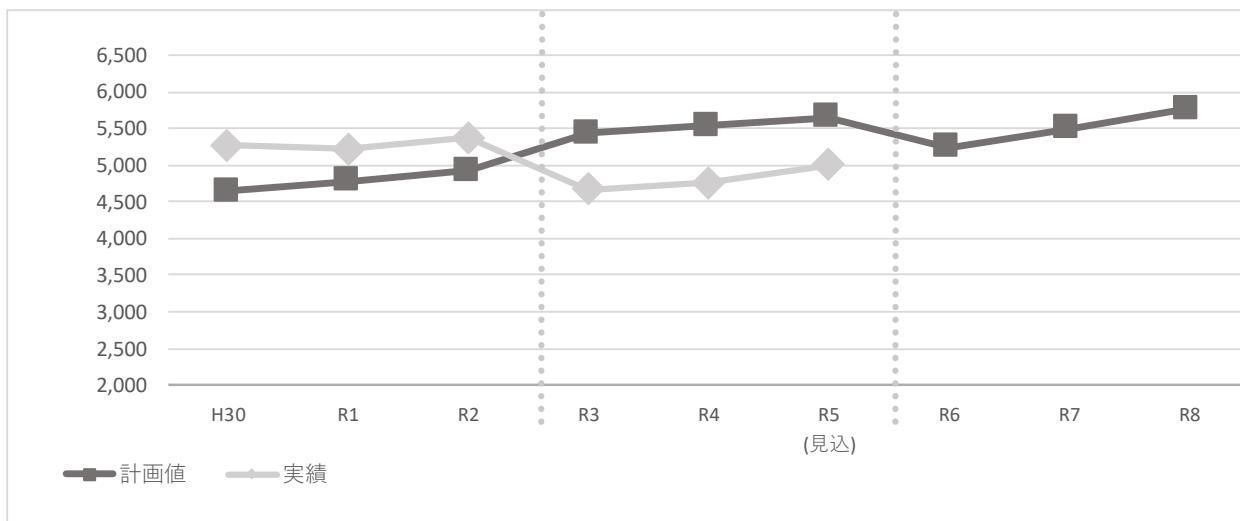
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、計画値を下回りましたが、令和4年度(2022)から再び増加傾向になっています。第7期においては、病院や入所施設などから、地域生活へ移行することを推進する一方、居宅での障がい福祉サービスの充実が必要になるため、ゆるやかな利用増を見込みます。

一方で、サービス提供事業所の職員が不足している状況もあり、サービス提供体制の確保が求められます。

単位:時間/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		4,638	4,777	4,921	5,428	5,538	5,650	5,239	5,498	5,770
実績		5,269	5,215	5,371	4,671	4,750	4,992			
対前年比		123%	99%	103%	87%	102%				
年間利用者数		352	357	364	363	374	386	395	404	413



(2) 日中活動系（生活介護、自立訓練等、就労移行、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、短期入所支援、療養介護）

① 生活介護

【事業内容】

地域や入所施設で、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者（障がい支援区分3以上（50歳以上は障がい支援区分2以上））に対し、主に昼間に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創造的活動または生産活動の機会の提供その他の身体的機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

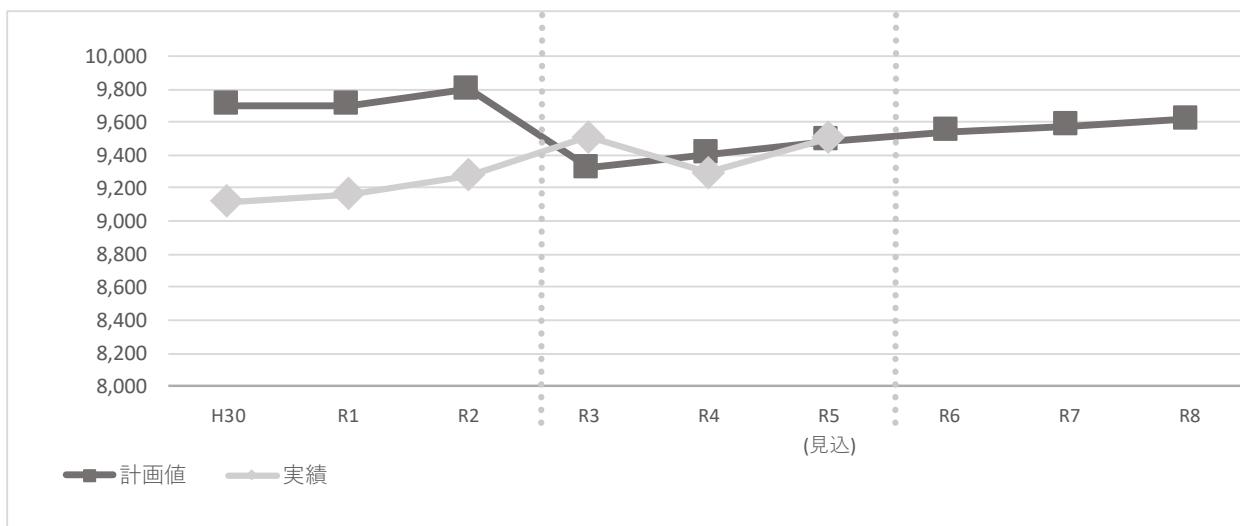
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、利用が増減していますが、障がい者本人や介護者の高齢化により、増加傾向にあります。

第7期においては、近年の実績や老齢人口の増加などにより、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人日／月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		9,702	9,702	9,799	9,323	9,404	9,486	9,540	9,577	9,614
実績		9,116	9,163	9,274	9,509	9,294	9,504			
対前年比		101%	101%	101%	103%	98%				
年間利用者数		522	520	528	529	542	550	556	558	561



② 自立訓練(機能訓練)

【事業内容】

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がい者や難病等対象者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること、または居宅を訪問することにより理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言等必要な支援を行います。

【利用状況及び計画値】

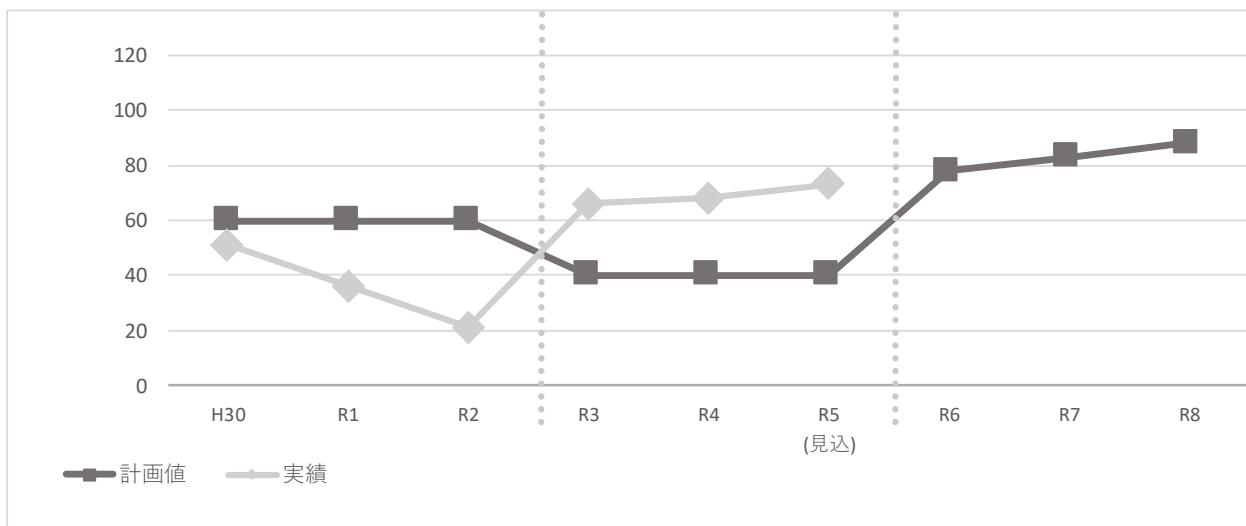
第6期中の実績は、新規利用者が増加したことから、計画値を上回っています。

第7期においては、今後も理学療法、作業療法やリハビリテーションによる機能回復の利用ニーズが増加することから、利用がゆるやかに増加すると見込みます。

一方で、市内サービス提供事業所は1か所しかないことから、サービス提供体制の確保が求められます。

単位:人日/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		60	60	60	40	40	40	78	83	88
実績		51	36	21	66	68	73			
対前年比		51%	71%	58%	314%	103%				
年間利用者数		10	8	7	7	6	6	7	7	8



③ 自立訓練(生活訓練)

【事業内容】

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること等により入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行います。

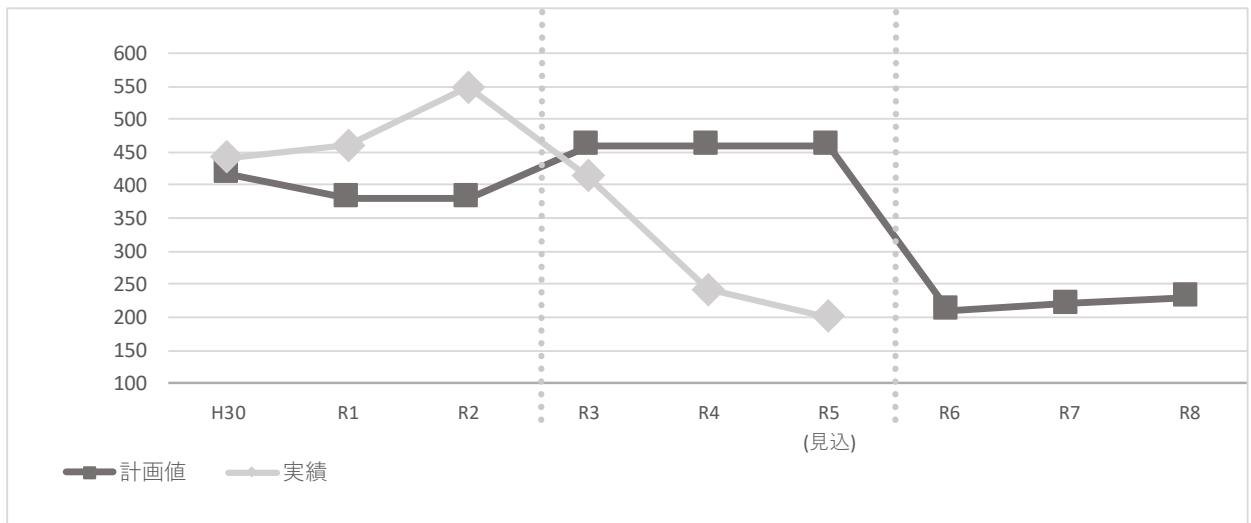
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、サービス提供事業所の廃止・休止などにより、計画値を下回っています。

第7期においては、近年の実績に加えて、地域移行を推進するためにも、今後利用はゆるやかな増加を見込みます。

単位:人日/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		418	381	381	460	460	460	210	220	230
実績		441	460	548	413	241	200			
対前年比		91%	104%	119%	75%	58%				
年間利用者数		56	51	57	51	25	17	22	23	24



④ 就労移行支援

【事業内容】

就労を希望し、単独での就労が困難で就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用が見込まれる者に生産活動、職場体験等の活動の機会の提供や、そのために必要な訓練、求職活動支援、職場開拓、就職後に必要な支援を行います。利用期限は、原則2年間です。

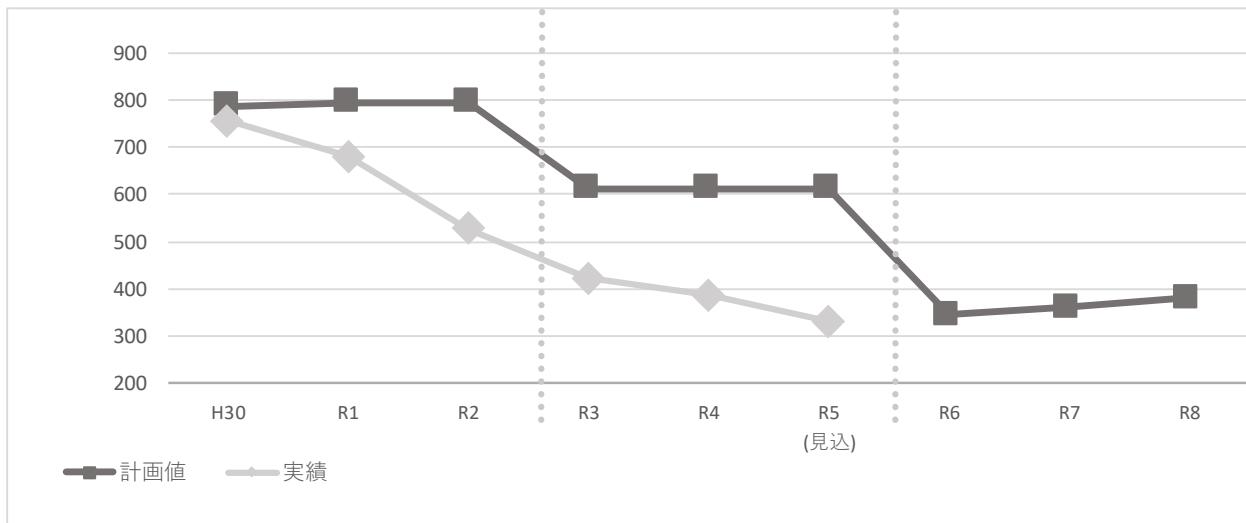
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、サービス提供事業所の廃止・休止などにより、計画値を下回っています。

第7期においては、就労アセスメントや、一般就労へ向けた取組の社会的ニーズの高まりから、減少傾向には歯止めがかかり、利用はゆるやかな増加を見込みます。

単位:人日/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		788	796	796	612	612	612	345	360	380
実績		755	681	527	423	387	330			
対前年比		96%	90%	77%	80%	91%				
年間利用者数		86	77	67	65	57	45	51	53	56



⑤ 就労継続支援 A型

【事業内容】

企業等に就労することが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等の支援を行います。

【利用状況及び計画値】

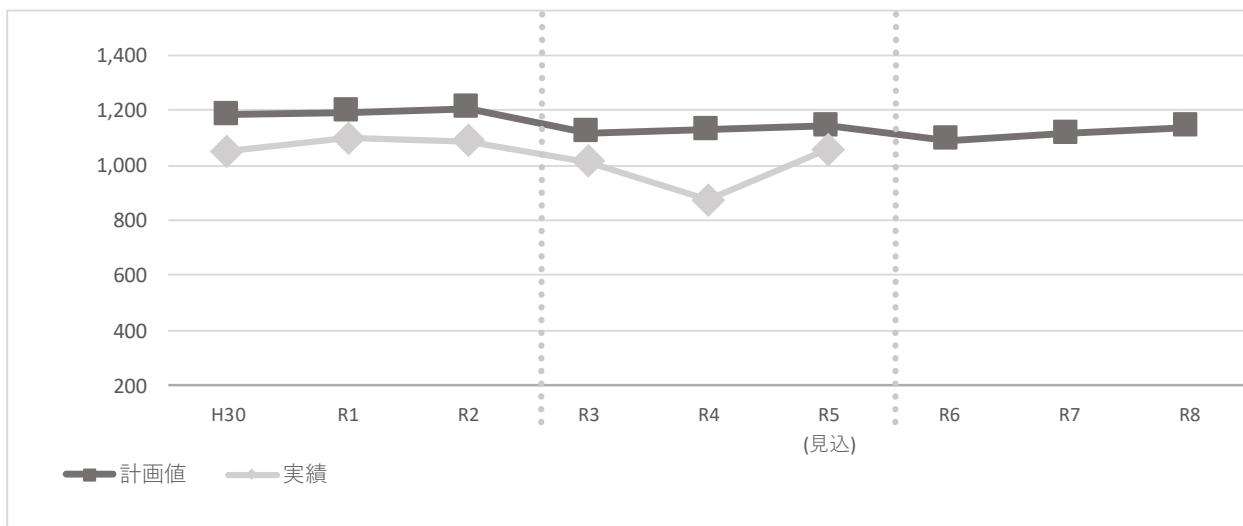
第6期中の実績は、令和4年度（2022）に減少したものの、それ以降ほぼ計画値どおりとなっており、横ばい傾向にあります。

第7期においては、令和5年度（2023）からサービス提供事業所が増加したことから、今後はゆるやかな増加を見込みます。

なお、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

単位：人日／月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		1,183	1,194	1,206	1,119	1,130	1,141	1,090	1,115	1,140
実績		1,049	1,098	1,087	1,014	874	1,056			
対前年比		103%	105%	99%	93%	86%				
年間利用者数		62	71	67	66	57	65	68	69	70



⑥ 就労継続支援 B型

【事業内容】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、必要な訓練その他必要な支援を行います。

【利用状況及び計画値】

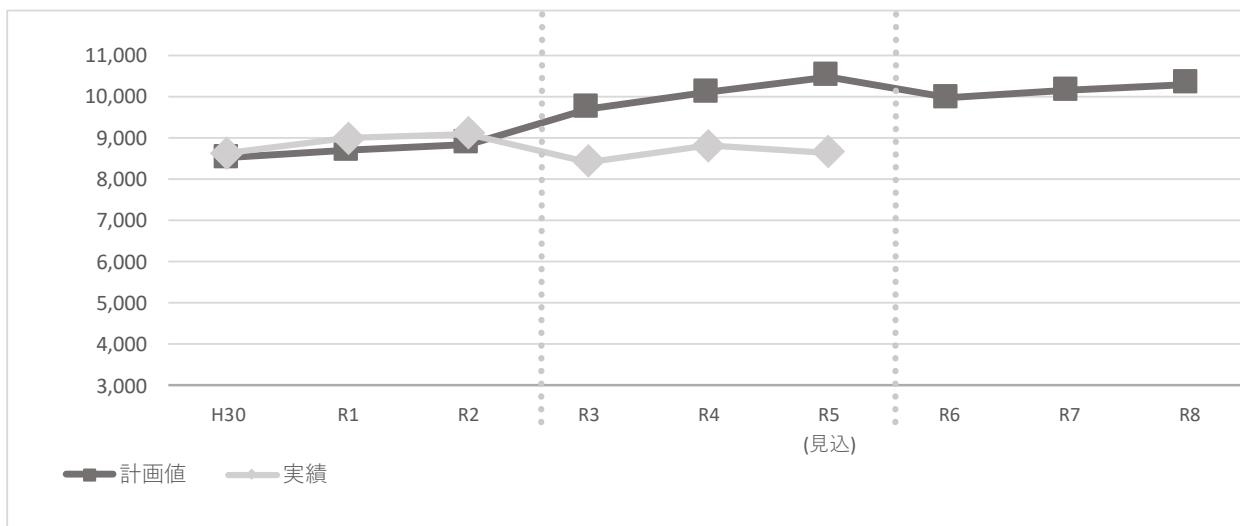
第6期中の実績は、令和3年度（2021）に減少したものの、その後、サービス提供事業所の増加に伴い、増加傾向にあります。

第7期においては、近年の実績から、引き続き利用ニーズの高まりから、利用増を見込みます。

なお、障がい者の経済的自立のため、工賃向上に向けた取組も支援するとともに、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

単位：人日／月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		8,519	8,690	8,863	9,717	10,097	10,492	9,967	10,137	10,309
実績		8,627	8,999	9,104	8,410	8,813	8,654	—	—	—
対前年比		105%	104%	101%	92%	105%	—	—	—	—
年間利用者数		612	639	672	759	822	790	809	837	866



⑦ 就労定着支援

【事業内容】

平成30年度(2018)から新設されたサービスで、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間(原則3年間)行います。

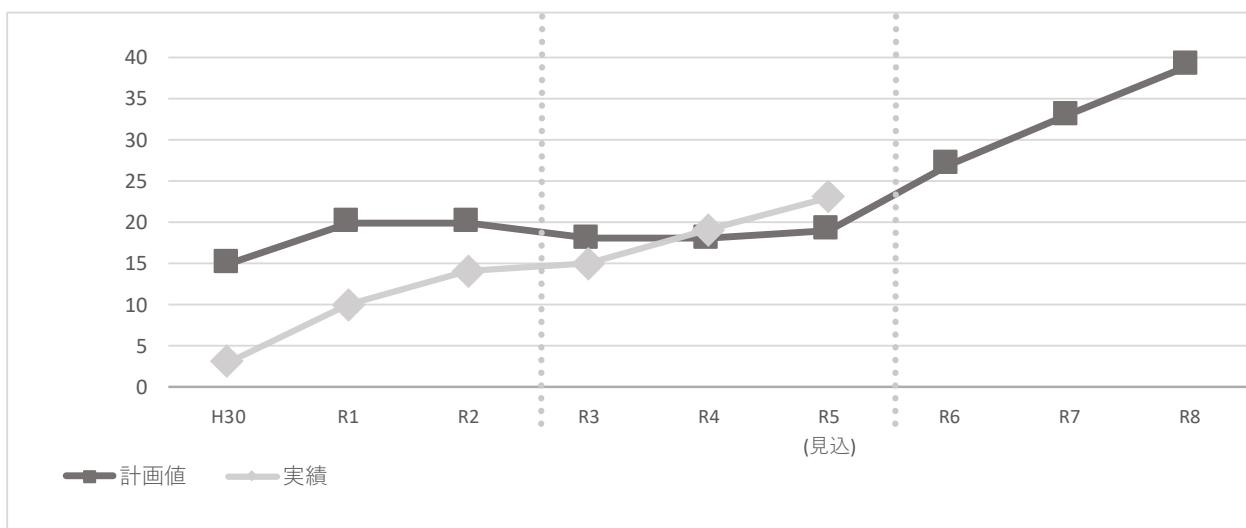
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、後半には計画値を上回っており、増加傾向にあります。

第7期においては、福祉就労から一般就労への移行を支援するためにも、利用増を見込みます。

単位:人/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		15	20	20	18	18	19	27	33	39
実績		3	10	14	15	19	23			
年間利用者数		8	15	17	22	27	32	38	46	55



⑧ 就労選択支援

【事業内容】

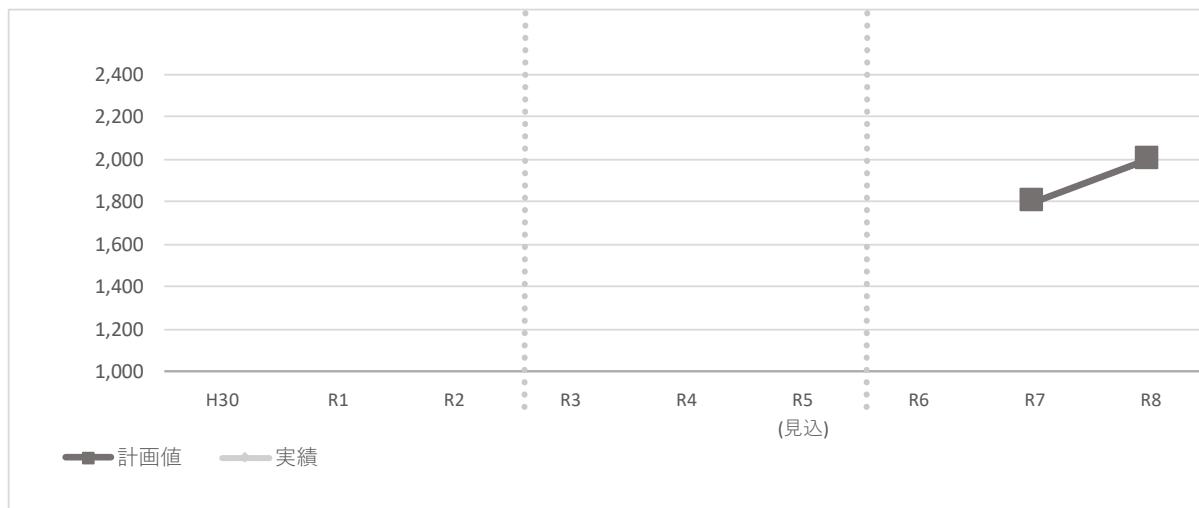
障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【利用状況及び計画値】

第7期において、令和7年度（2025）中にサービス提供開始予定で、就労移行支援、就労継続支援A型、B型を新規に始められる際に利用されるサービスとして計画値を見込み、その後はゆるやかな増加を見込みます。

単位:人日/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7
計画値	—	—	—	—	—	—	—	1,800	2,000
実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年間利用者数	—	—	—	—	—	—	—	180	200



⑨ 短期入所支援

【事業内容】

障がい支援区分が1以上の障がい者に対し、居宅で介護を行う者の疾病等の理由で障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする者につき、短期間の入所により入浴、排せつ及び食事等の必要な支援を行います。

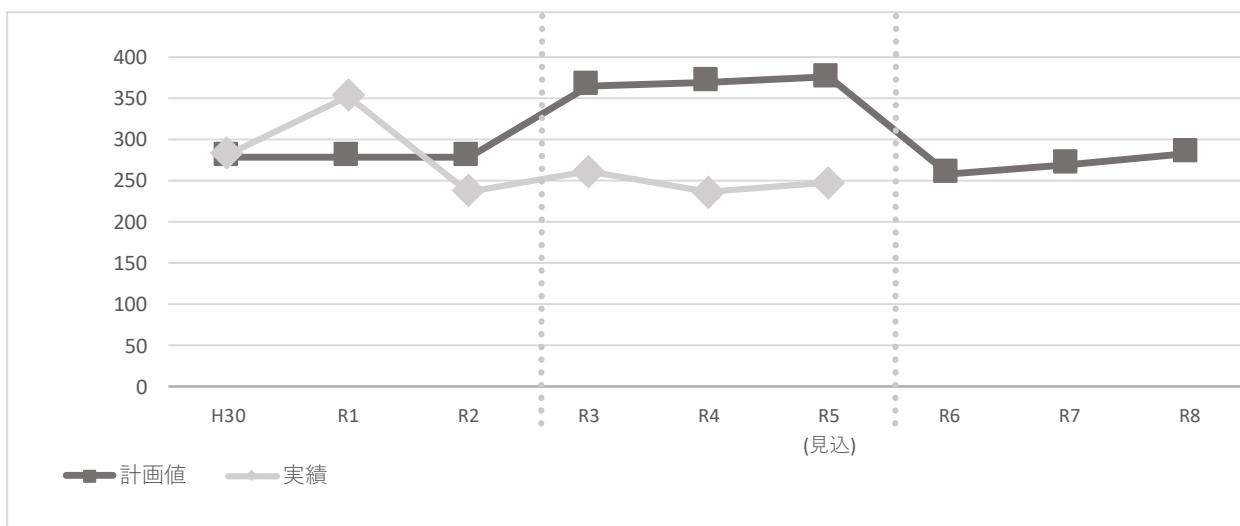
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、入所施設の状況により、利用ができない期間もあり、計画値を下回っています。

第7期においては、引き続き地域生活支援拠点の機能として、通常の在宅生活を送ることができなくなった場合の緊急短期入所の利用や、緊急時に備えて短期入所の体験利用を計画しているため、利用はゆるやかな増を見込みます。

単位：人日／月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		279	279	279	365	370	375	259	270	283
実績		282	353	237	261	236	247			
年間利用者数		135	136	90	86	86	92	98	104	111



⑩ 療養介護

【事業内容】

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で主として昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話や療養介護のうち医療に係るもののが提供を行います。

【利用状況及び計画値】

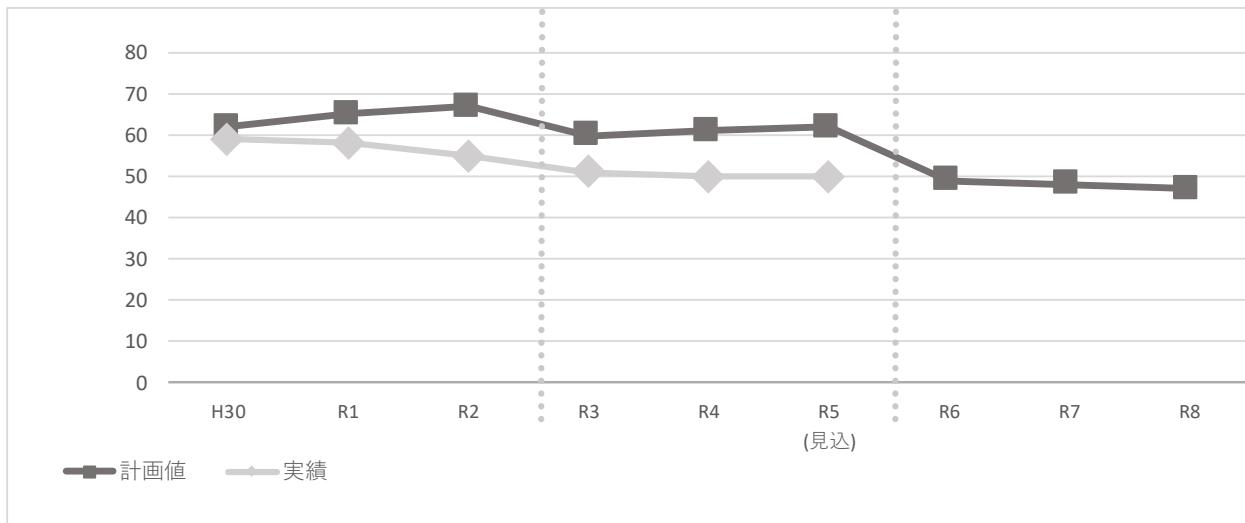
第6期中の実績は、計画値を下回っています。

第7期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用減を見込みます。

なお、利用施設は市内にはありません。

単位：人/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		62	65	67	60	61	62	49	48	47
実績		59	58	55	51	50	50	49	48	47
年間利用者数		59	61	58	52	53	51	50	49	48



(3) 居住系(共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助)

① 共同生活援助(グループホーム)

【事業内容】

共同生活を営む住居に入居している障がい者に対し、主として夜間において相談、入浴、排せつまたは食事の介護等必要な日常生活上の援助を行います。

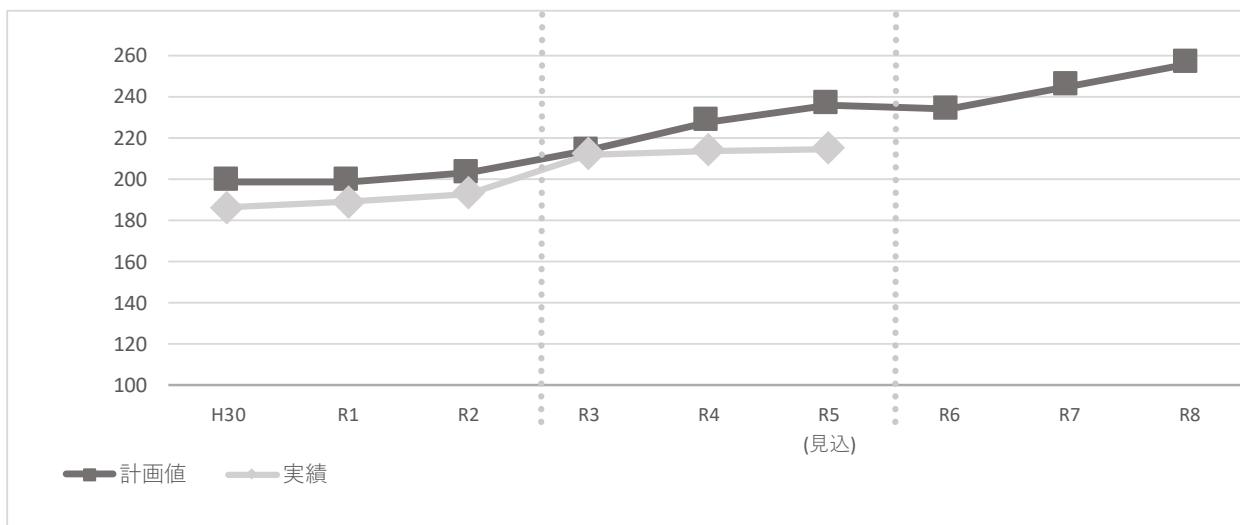
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっており、やや増加傾向にあります。

第7期においては、近年の実績に加えて、事業拡張も見込まれていることから、利用増を見込みます。

単位:人/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		199	199	203	214	228	236	234	245	256
実績		186	189	193	212	214	215			
年間利用者数		196	199	208	229	232	221	248	256	265



② 施設入所支援

【事業内容】

生活介護を受けている者で障がい支援区分が4(50歳以上は障がい支援区分3)以上の施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談、助言等日常生活上の支援を行います。

【利用状況及び計画値】

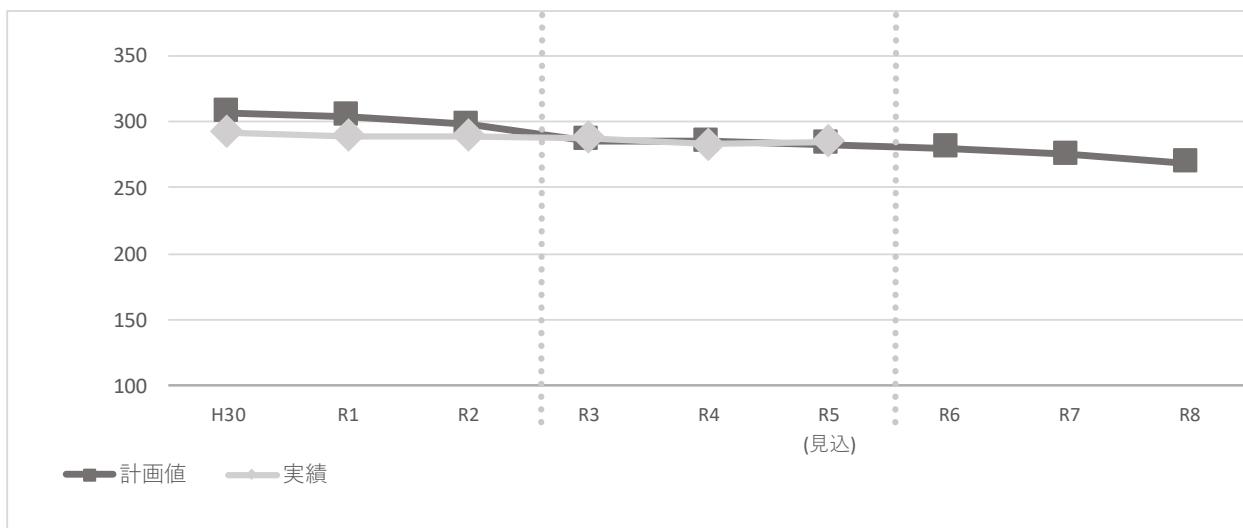
第6期中の実績は、新規の施設入所者が少なかったため、ほぼ横ばいとなっています。

第7期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用減を見込みます。

また、地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、他の障がい福祉サービスや地域生活支援事業、インフォーマルな支援などを活用し、退所後の生活支援に努めます。

単位:人/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		307	304	298	286	285	283	280	275	269
実績		292	289	289	288	283	285	290	285	280
年間利用者数		303	300	296	304	309	288	290	285	280



③ 自立生活援助

【事業内容】

平成30年度(2018)から新設されたサービスで、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題を確認し必要な助言や医療機関等との連絡調整や利用者からの相談、要請に隨時対応します。

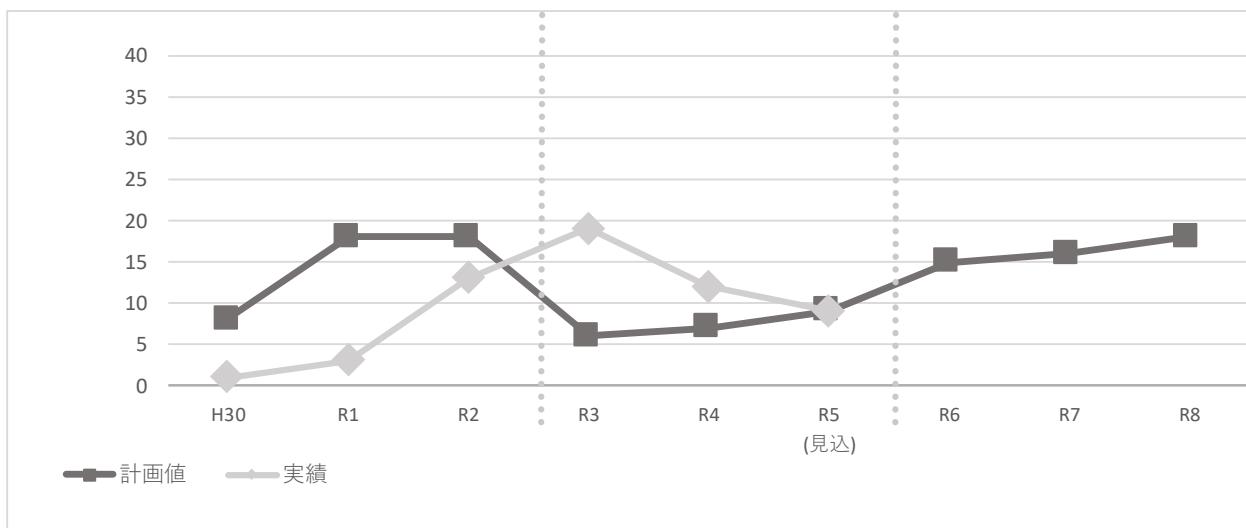
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、計画値を上回っていますが、減少傾向にあります。

第7期においては、施設・病院等からの退所・退院等の地域移行者や一人暮らしを希望する障がい者の支援拡充の必要性から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位:人/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		8	18	18	6	7	9	15	16	18
実績		1	3	13	19	12	9			
年間利用者数		3	3	19	24	24	11	30	34	38



(4) 相談支援

① 計画相談支援

【事業内容】

障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、障がい者の状況を勘案し、サービス等利用計画の作成や利用に関する相談、連絡調整を行います。

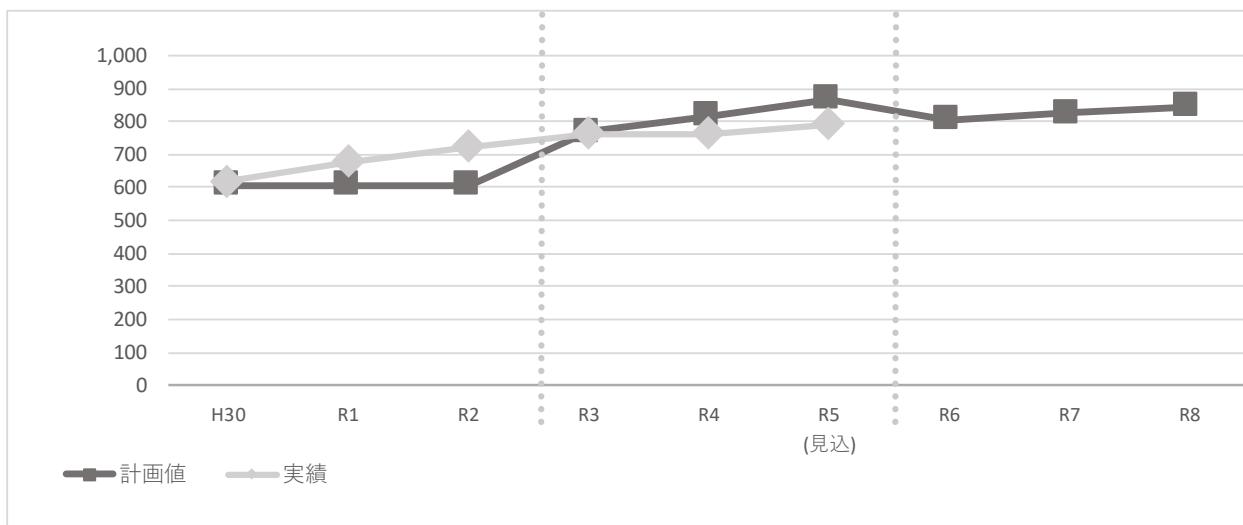
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、計画値を下回りましたが、ゆるやかな増加傾向にあります。

第7期においては、近年の実績及び、引き続き障がい者の地域移行に向けて相談・連絡調整を推進していくため、利用増を見込みます。

単位:人/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		606	606	606	768	817	869	805	825	845
実績		617	679	723	762	763	791			
年間利用者数		1,487	1,432	1,575	1,641	1,704	1,778	1,846	1,916	1,990



② 地域移行支援

【事業内容】

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者で、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保等必要な支援を行います。利用期間は、原則6か月間です。

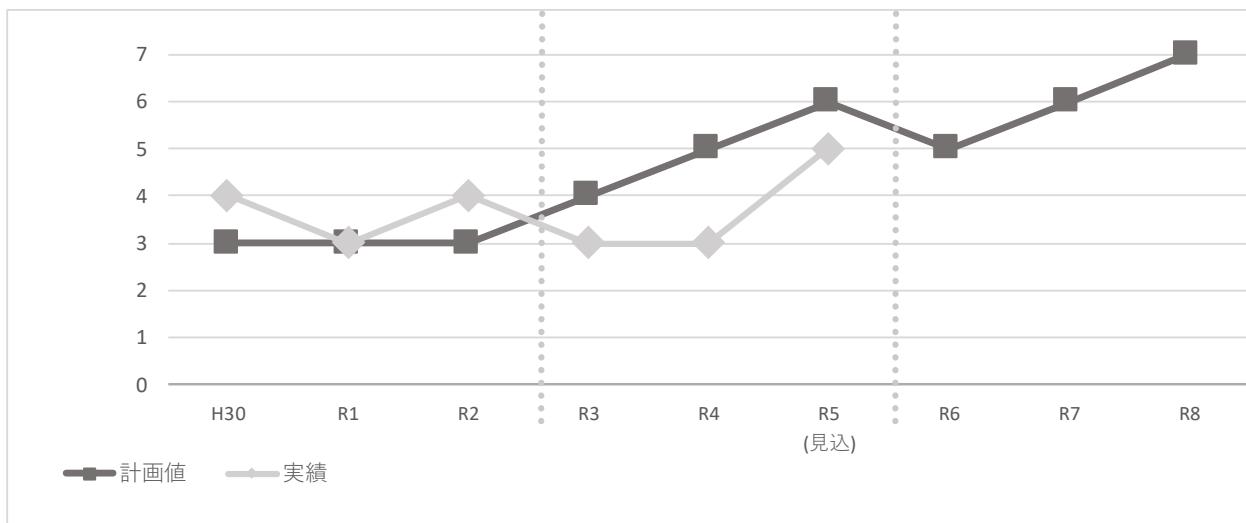
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。

第7期においても、障がい者の地域移行に向けた支援を強化するため、ゆるやかな増を見込みます。

単位：人/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		3	3	3	4	5	6	5	6	7
実績		4	3	4	3	3	5	—	—	—
年間利用者数		8	10	12	10	11	12	13	15	16



③ 地域定着支援

【事業内容】

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

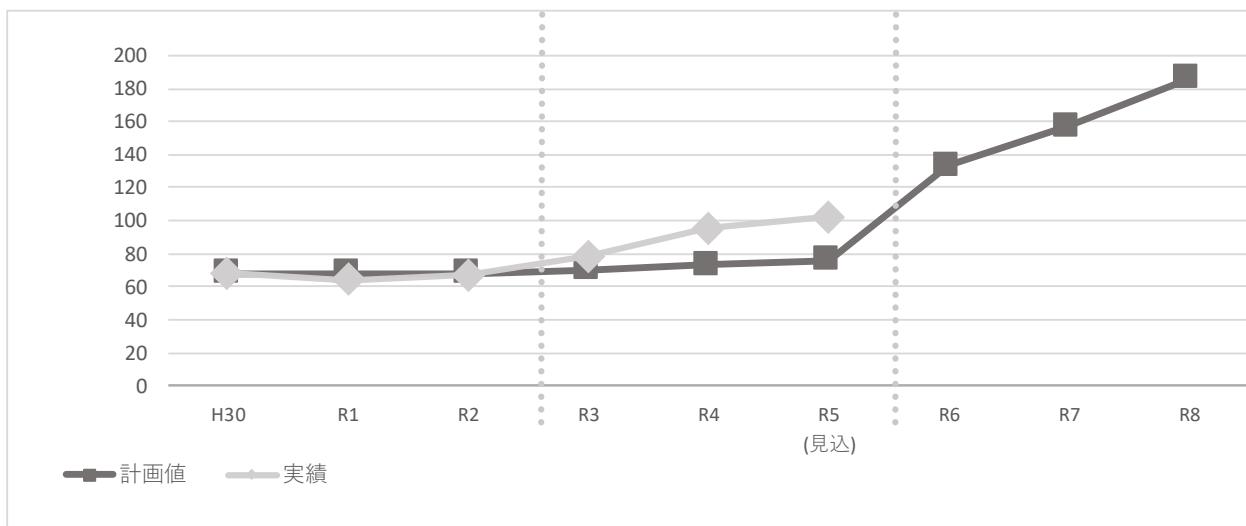
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、介護保険サービス移行者の利用が増加したこともあり、計画値を上回りました。

第7期においては、施設・病院等からの退所・退院等の地域移行者の支援の拡充を推進するため、利用増を見込みます。

単位：人／月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		68	68	68	70	73	76	133	157	186
実績		68	64	67	78	95	102			
年間利用者数		88	71	76	94	113	133	156	183	215



(5) 障がい者補装具給付

① 障がい者補装具給付

【事業内容】

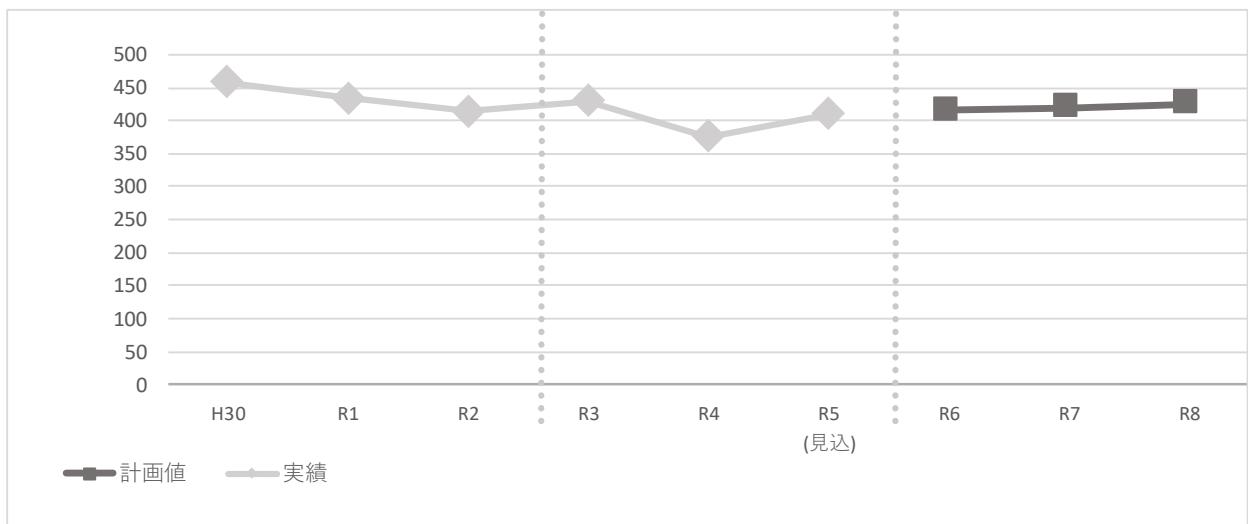
身体障がい者の、失われた身体機能を補うための「補装具」を購入するための経費の一部を給付します。

【利用状況及び計画値】

第7期からの計画となります。近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位:年間利用者数

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	—	—	—	—	415	420	425
実績		458	434	414	430	376	410			
対前年比		117%	95%	95%	104%	87%				



2. 地域生活支援事業の利用状況と計画値

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

理解促進研修・啓発事業は、平成25年度（2013）に地域生活支援事業の市町村事業に追加された、地域住民に対して障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

なお、平成28年（2016）4月に、「障害者差別解消法」が施行され、公的機関及び民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がい者から申出があった場合の合理的配慮の提供義務が規定されました（民間事業者における合理的配慮の提供は、改正障害者差別解消法の施行により令和6年（2024）4月から義務化）。

【利用状況及び計画値】

本市においては、「障害者差別解消法」に基づく「出雲市職員対応要領」を策定し、職員の責務を定めたほか、障がい者の差別解消に関する市民の理解促進と啓発を図るため、出前講座、街頭啓発等の活動を実施しています。また障がい者差別解消の啓発活動にあわせて「あいサポート運動」に関する啓発を行い、障がい種別ごとの様々な特性に対する理解の促進と、障がい特性に応じた援助や配慮の実践の必要性についての啓発を行いました。

さらに、「手話普及推進条例」に基づき、手話について市民の理解を深めるため、出前講座や手話講座などの取組を進めています。

第7期においても、障がいへの理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。

(2) 自発的活動支援事業

【事業内容】

自発的活動支援事業は、平成25年度（2013）から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、障がい者やその家族が自発的に行う交流活動等に対して支援を行っています。

【利用状況及び計画値】

第6期中は新型コロナウィルス感染拡大の影響もあり、講演会等の活動が自粛されたことから、令和3～4年において利用団体はありませんでした。

第7期においては、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き支援を行うとともに、未利用の団体への周知を図るなど、本事業の周知啓発を図ります。

単位：人/年（年間利用者）・団体/年（実績）

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績		1	1	1	0	0	2			
年間利用者数		46	30	35	0	0	30	30	30	30

(3) 相談支援事業

【事業内容】

市内9事業所においては、障がい者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者の権利擁護のために必要な支援を市が委託して行っています。この9事業所には、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対する住宅入居支援事業についても委託しています。

また、障がい者やその保護者または介護者からの相談支援の中核的役割を担う機関として、特に専門的な知識を要する困難ケース等への対応や地域の相談支援事業所への助言、相談等を行い、相談支援の機能強化を図ることが期待できる2事業所に対し、相談支援機能強化業務を委託しています。

【利用状況及び計画値】

相談件数は、令和2年度（2020）は、49,090件、令和3年度（2021）は、45,091件、令和4年度（2022）は、39,071件でした。主な相談内容は「障がい福祉サービスの利用等に関するもの」が最も多く、次いで「健康医療に関するもの」「不安の解消・情緒安定に関するもの」となっています。

第7期においては、現行の相談支援体制について、検証・評価を行い、機能強化事業所・委託相談支援事業・それ以外の相談支援事業所のそれぞれの役割を明確にした上で、地域の相談支援体制の強化に努めます。

単位：箇所/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		9	9	9	9	9	9	9	9	9
実績		9	9	9	9	9	9	斜線	斜線	斜線

(4) 成年後見制度

知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない場合、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産管理をしたりすることが難しい場合があります。また、悪質商法や詐欺などの被害にあう恐れもあります。このような場合において、障がい者が不利益を受けないように保護し、支援するのが成年後見制度です。

本市では、制度が始まった平成12年(2000)当初から制度の利用促進に積極的に取り組み、「出雲成年後見センター」と市社会福祉協議会(いすも権利擁護センター)と連携し、成年後見制度の利用促進に努めています。~~また、平成29年(2017)3月に閣議決定された~~

~~令和4年(2022)3月25日に閣議決定された第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、~~においては、色々な観点から現行の成年後見制度の運用改善に向けた検討を行うとされることから、その動向を注視しながら、制度利用者が~~その人らしく、安心して地域生活を送る尊厳ある~~その人らしい生活を継続することができるよう、制度の運用や地域連携ネットワークづくり及び権利擁護支援策の一層の充実に一層努めます。

① 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

成年後見制度の利用が望ましい者で、親族がない場合や親族からの成年後見申立て手続きが期待できない場合は、本人保護のため、市長による申立てを行います。この場合、本人の所得に応じて、申立て費用を市が負担します。また、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任した後に、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な場合は市が助成し、本人の財産や生活を守ることができるよう支援しています。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、市長申立て、報酬助成ともには計画値を若干下回っています。

第7期においては、近年の実績から、横ばいになると見込みます。

また、成年後見人等が適切な活動を行うことで、本人の生活を守ることができるように、成年後見センター、市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、入所施設等とのネットワークづくりを進め、さらに連携を強化していきます。

(市長申立て)

単位:件/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		3	3	3	3	3	3	3	3	3
実績		4	3	3	0	1	2			

(報酬助成)

単位:件/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		4	4	4	8	8	8	8	8	8
実績		9	8	5	7	6	7			

② 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容、利用状況及び計画】

権利擁護支援の必要なケースが多様化する中、個人の後見人等では対応が困難な場合があることから、個人後見の他に社会福祉法人、社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等となり、判断能力が十分でない方を支援する「法人後見」があります。本市では、市社会福祉協議会が法人後見を実施しています。

法人後見には、被後見人が比較的若年である場合などに長期的(継続的)に後見業務が行えることや、複数の分野の担当者で対応することにより専門的支援を行うことができるというメリットがあります。組織として被後見人に寄り添うことができるよう、引き続き法人後見の取組を支援し、普及と啓発に努めます。

③ 市民後見推進事業

【事業内容、利用状況及び計画】

成年後見制度が始まった当初は、本人の親族が成年後見人等になることがほとんどでしたが、全国においては、平成24年(2012)に親族以外の第三者が後見人(第三者後見人)に選任される件数が全体の半数を超える、令和4年(2022)には第三者後見人が全体の約81%となっています。

本市においても、第三者後見人の必要性がさらに増えることが予想される中、「市民後見人」の養成を行い、平成30年(2018)に2名、令和5年(2023)に1名の市民後見人が誕生しました。

また、令和5年度(2023)に新たな市民後見人の養成のための研修を実施しました。第7期においても、関係機関の協力のもと市民後見人バンク登録者の活動を引き続き支援します。

(5) 意思疎通支援事業

【事業内容】

ろう者、難聴者、中途失聴者など聴覚障がい者の社会参加促進を図ることを目的として、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣事業を行うとともに、意思疎通支援者の養成を目的として、手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）を隔年で実施しています。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、手話通訳等登録者数、派遣事業実利用者数及び手話奉仕員新規登録者数は、いずれも計画値を下回っています。

第7期においては、手話通訳等登録者数について、新規登録者が見込まれることから、増加を見込みます。派遣事業実利用者数については、近年利用者が固定化の傾向にあるため、横ばいになると見込みます。

また、手話普及推進条例に基づき、県とともに手話通訳者や要約筆記者等の人材確保に努めています。

(手話通訳登録者数)

単位:人/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	150	150	150	177	178	195	175	190	190
実績	148	164	155	165	163	175			
対前年比	99%	111%	95%	106%	99%				

(派遣事業実利用者数)

単位:人/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	50	50	50	45	45	45	45	45	45
実績	44	41	37	40	41	43			
対前年比	105%	93%	90%	108%	103%				

(手話奉仕員新規登録者数)

単位:人/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	20	—	16	—	17	—	15	—
実績	—	16	—	10	—	12			
対前年比	—	133%	—	83%	—				

(6) 日常生活用具給付事業

【事業内容】

日常生活を営むことに支障がある障がい者に対し、日常生活用具及び住宅改修費を給付します。

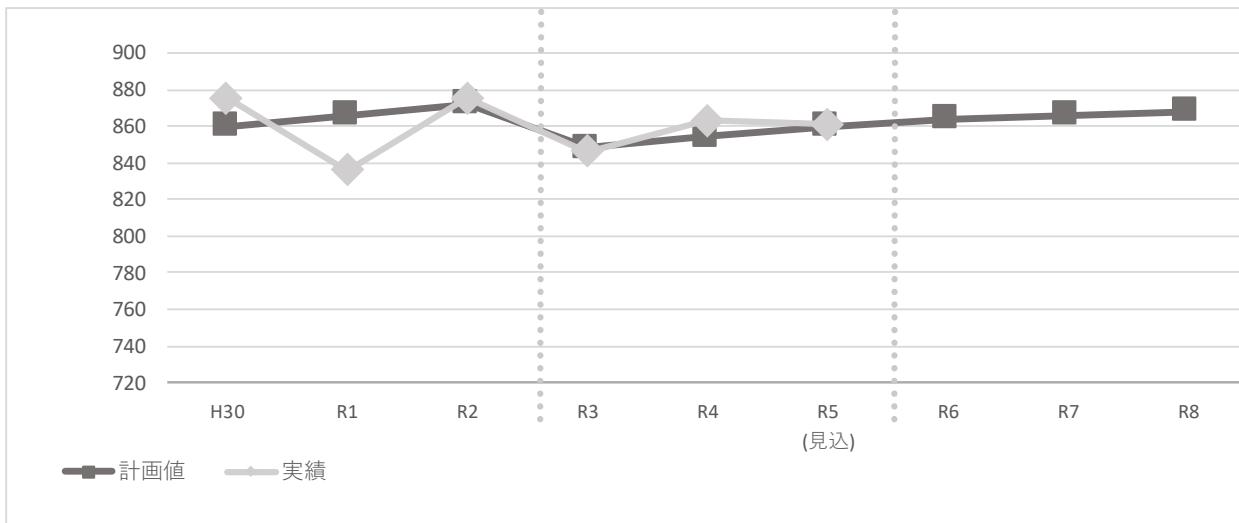
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績はおおむね計画値どおりとなっています。給付件数の約8割が排泄管理支援用具(ストーマ装具等)で、増減はありますが、ゆるやかな増加傾向です。また、給付種目については、要望を把握し、平成30年度(2018)は人工内耳用バッテリーユニット、令和元年度(2019)はタブレット端末、令和3年度(2021)には排痰補助装置のリース料を追加しました。

第7期においては、近年の実績により、ゆるやかな利用増を見込みます。給付にあたっては、用具の要望等を的確に把握し、給付品目等の見直しを随時検討していきます。

単位:件/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		860	866	872	848	854	860	864	866	868
実績		875	836	875	846	863	861			
対前年比		105%	96%	105%	97%	102%				



(7) 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がい者に対して、通勤・通学、障がい福祉サービスの利用に係る送迎や余暇活動等社会参加に係る外出の支援を行っています。本市では、地域生活支援事業開始の平成18年(2006)10月から通勤・通学での利用を積極的に推進してきました。

さらに、平成29年(2017)7月からは幼児の円滑な通学支援のため特別支援学校幼稚部の通学も対象としました。また、障がい者一人に対する個別移動支援のほか、複数の障がい者に対する集団移動支援も実施しています。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、コロナウィルス感染拡大の影響もあり、利用件数が減少したことにより計画値を下回る一方で、ゆるやかな増加傾向にあります。

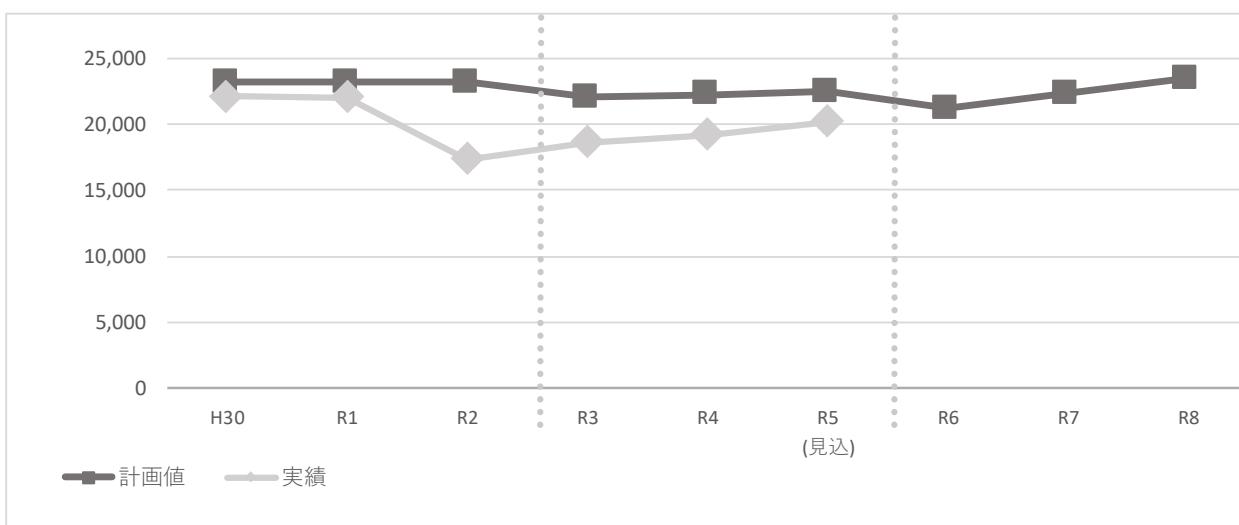
利用者の内訳をみると全体の30%弱が児童となっており、近年この傾向が続いています。

登校時の利用において、利用時間帯の重複があり、利用したい時間に利用できないことが課題となっています。サービス提供事業所と連携しながら、効率的な運用に向けた取組が必要です。

第7期においては、引き続き利用ニーズは高いことから、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位:時間/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		23,214	23,214	23,214	22,040	22,260	22,480	21,229	22,333	23,494
実績		22,124	22,054	17,334	18,678	19,183	20,180			
対前年比		96%	100%	79%	108%	103%				



(8) 地域活動支援センター

障がい者の通所を通して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として事業を実施しています。

① 障がい者生活介護型

【事業内容】

利用対象者は、施設入所者のうち障がい支援区分3(50歳以上は障がい支援区分2)、施設入所者以外では障がい支援区分2(50歳以上は障がい支援区分1)以下と認定された身体障がい者、知的障がい者、難病患者等で、機能訓練や社会適応訓練等が必要と認められる者に対し実施する事業です。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、令和4年度(2022)には2名の利用となり、計画値を下回りました。

第7期においては、近年の実績から、横ばいになると見込みます。

単位:人/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		5	5	5	4	4	4	2	2	2
実績		4	4	3	3	2	2	△	△	△

② 精神障がい者通所型

【事業内容】

利用対象者は、機能訓練、社会適応訓練等が必要と認められる精神障がい者です。通所者に対し、日常生活訓練や家事訓練等の訓練、会話、生活マナー等の社会適応訓練、創作的活動及び生産活動、食事の提供を行います。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、ほぼ横ばいで推移しています。

第7期についても、活動場所に変更はないことから、利用は横ばいになると見込みます。

単位:人/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		210	210	210	237	237	237	160	160	160
実績		174	231	164	155	161	160	△	△	△

③ 障がい者共同作業所移行型

利用対象者は、社会的自立のための活動の場の提供が必要と認められる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等です。利用対象者に対し創作的活動または生産的活動の機会を提供し、社会的自立を図ることを目的としており、目的に合致する市内の事業所に補助金を交付しています。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。

第7期においては、直近の利用傾向が続くと考えられるため、利用は横ばいになると見込みます。

単位:人/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		18	18	18	12	12	12	10	10	10
実績		14	12	12	12	10	10			

(9) 訪問入浴事業

【事業内容】

身体障がい者及び難病患者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、居宅において入浴サービスを実施しています。

【利用状況及び計画値】

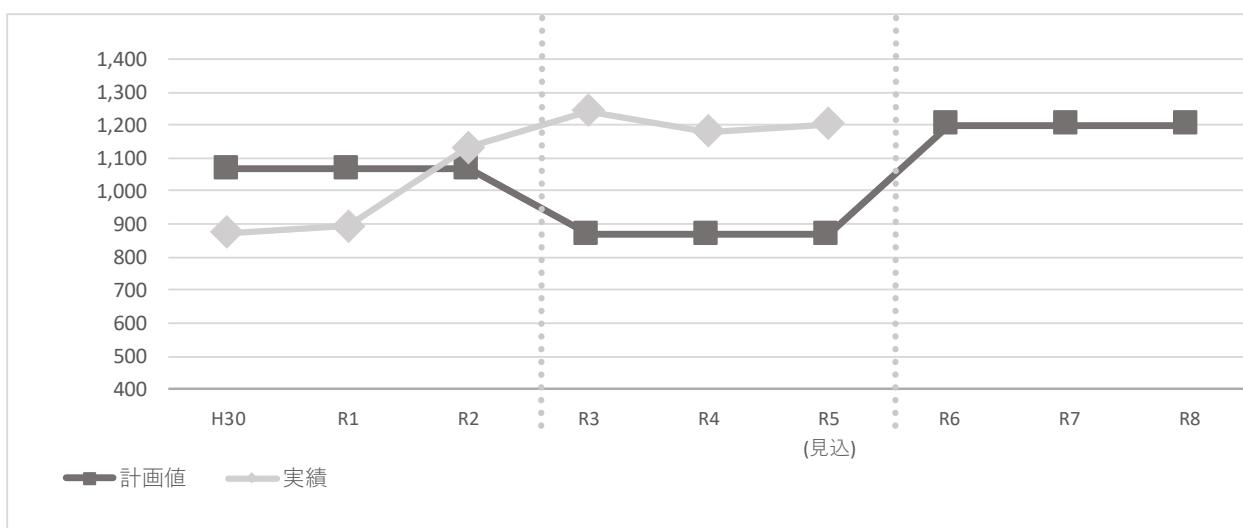
第6期計画中の実績は、利用者数が増加しており、計画値を上回っています。

第7期においては、引き続き利用者のニーズが高いため、横ばいを見込みます。

事業の実施にあたっては、看護師等の専門職の確保といったサービス提供事業所の体制整備が課題です。

単位：回/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		1,066	1,066	1,066	867	867	867	1,200	1,200	1,200
実績		872	892	1,132	1,243	1,179	1,203			
対前年比		87%	102%	127%	110%	95%				
年間利用者数		14	15	19	19	20	20	20	20	20



(10) 日中一時支援事業

【事業内容】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中における活動の場を確保し、家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とした事業です。

【利用状況及び計画値】

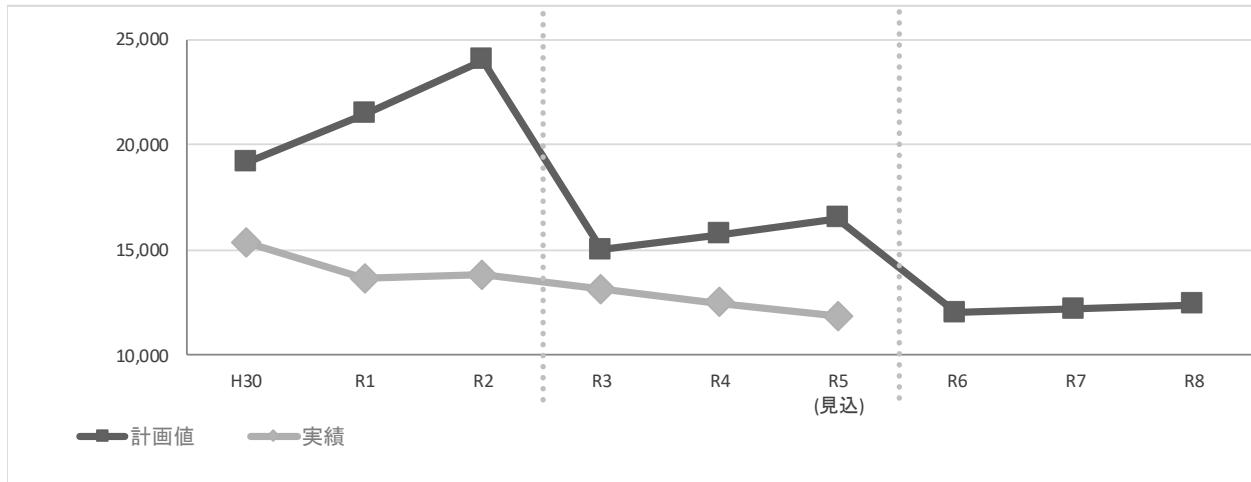
第6期中の実績は、計画では増加すると見込んでいたものの、計画値を下回りました。

第7期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケート調査から今後の利用ニーズが高いため、近年の実績からゆるやかな利用増を見込みます。

一方で、サービス提供事業所の職員が不足している状況もあり、サービス提供体制の確保が求められます。

単位:時間/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		19,130	21,426	23,997	14,997	15,735	16,510	12,000	12,200	12,400
実績		15,348	13,623	13,797	13,115	12,469	11,854			
対前年比		118%	89%	101%	95%	95%				
年間利用者数		253	266	277	243	237	219	230	240	250



(11) コミュニケーション支援事業

【事業内容】

意思疎通を図ることに支障がある障がい者が病院等へ入院した時に、当該障がい者との意思疎通に慣れたヘルパーを派遣します。

【利用状況及び計画値】

近年は利用がありませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促します。

単位：回/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	—	—	—	—	3	3	3
実績		6	1	19	0	0	1			
年間利用者数		2	1	1	0	0	1	2	2	2

(12) 重度訪問介護利用者大学修学支援事業

【事業内容】

令和元年度(2019)から新設したサービスで、重度障がい者が修学するために、必要な支援体制を、大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等のサービスを提供します。

【利用状況及び計画値】

利用者や対象期間が限定される事業のため、目標値は定めませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促していきます。

(13) 職親委託事業

【事業内容】

知的障がい者の一般就労を後押しするため、事業経営者等のもとで一定期間住み込みにより働き、生活指導及び技術習得訓練等を行います。

【利用状況及び計画値】

就労に関する様々なサービスが整備されてきたこともあり、第6期においては1事業者のもとで利用がありました。第7期においても一般就労に向け引き続き支援に取り組みます。

(14) 身体障がい者自動車改造費助成事業

【事業内容】

身体障がい者が自動車の運転または乗降のために自動車を改造する費用を助成しています。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、平均で年間9件の利用がありました。

第7期においては、就労などの社会参加を促進していくために、積極的な周知に努めます。

単位:件/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	—	11	12	13	10	10	10
実績	11	9	12	7	10	10	10	10	10	10
対前年比	138%	82%	133%	58%	143%	143%	143%	143%	143%	143%

(15) 障がい者自動車運転免許取得費補助事業

【事業内容】

手帳所持者の就労等積極的な社会活動への参加を促進するため、運転免許の取得費の一部を補助しています。

【利用状況及び計画値】

第6期においては、令和5年度(2023)から、対象に身体障がい者手帳所持者のほかに、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者を追加し、より社会活動への参加の促進を図りました。

第7期においては、就労などの社会参加を促進していくために、積極的な周知に努めます。

単位:件/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	—	4	4	5	10	10	10
実績	0	4	2	1	0	10	10	10	10	10
対前年比	—	—	50%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

3.出雲市独自のサービスの利用状況と計画値

(1) 手話普及推進条例

本市では、「出雲市手話の普及の推進に関する条例」(手話普及推進条例)に基づき手話に関する施策を実施し、手話による支援の輪の拡大を図るとともに、ろう者とろう者以外の者が互いを認め尊重し合い共生する地域社会実現をめざします。

<手話普及推進条例に基づき実施する施策>

- (1) 手話に触れる機会の拡大
- (2) 手話を学ぶ機会の確保
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大
- (4) 手話による意思疎通支援の充実
- (5) 手話通訳者等の育成及び確保
- (6) その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援

【実施事業】

取組内容	対象者・場所
(1) 手話に触れる機会の拡大を図る施策	
① 「出前講座」の実施	学校、地域、事業所等
(2) 手話を学ぶ機会の確保を図る施策	
① 「手話ミニ講座」の実施	市民 市民(レベルアップコース) 親子(小学生以下)
② 医療従事者のための手話入門講座	医療関係者
(3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図る施策	
① 市政のひろば(ICV制作)等に手話映像追加	市民
② 広報いとも 手話枠掲載	市民
③ 広報掲載の手話をユーチューブ動画配信	市民
④ 各種イベント等での手話通訳者配置	市民
⑤ 手話テキスト作成	市民
⑥ 市の記者会見等に手話通訳者を配置	市民
(4) 手話による意思疎通支援の充実を図る施策	
① 設置手話通訳者の充実	聴覚障がい者等
② 緊急携帯電話	聴覚障がい者等
③ 遠隔手話通訳サービス	聴覚障がい者等
(5) 手話通訳者等の育成及び確保を図る施策	
① 手話通訳者養成講習会を目指す学習会 (手話奉仕員から手話通訳者を目指す人のためのレベルアップ講座)	手話奉仕員
② 要約筆記啓発講座	市民
③ 手話奉仕員養成講座(2年間)(厚生労働省養成カリキュラムによる)	市民
④ 手話奉仕員フォローアップ研修	手話奉仕員
⑤ 要約筆記奉仕員フォローアップ研修	要約筆記奉仕員
(6) その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援	
① FAX119	聴覚障がい者等
② NET119緊急通報システム	聴覚障がい者等

(2) 障がい者福祉タクシー

【事業内容】

在宅の障がい者の社会参加促進を図るため、市民税が非課税世帯の対象者へタクシー券を交付しています。1枚の利用券につき500円の助成とし、1年ごとに以下の枚数を交付しています。

交付区分	枚数	対象者(次のいずれかに該当)
一般用	36枚 ※視覚障がいの方は72枚	・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳A、B ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級
車いす用	72枚	常時車いすを使用しなければ外出することが困難な方 「医師の意見書」が必要。ただし、次の場合は省略できる。 ・身体障がい者手帳(肢体不自由)1、2級 ・要介護度3から要介護度5の方
ストレッチャー用	144枚	常時ストレッチャーを使用しなければ外出することが困難な方 「医師の意見書」が必要。ただし、次の場合は省略できる。 ・身体障がい者手帳(肢体不自由)1、2級 ・要介護度4または要介護度5の方

【利用状況及び計画値】

第6期中は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛により、全体では利用が減少しました。

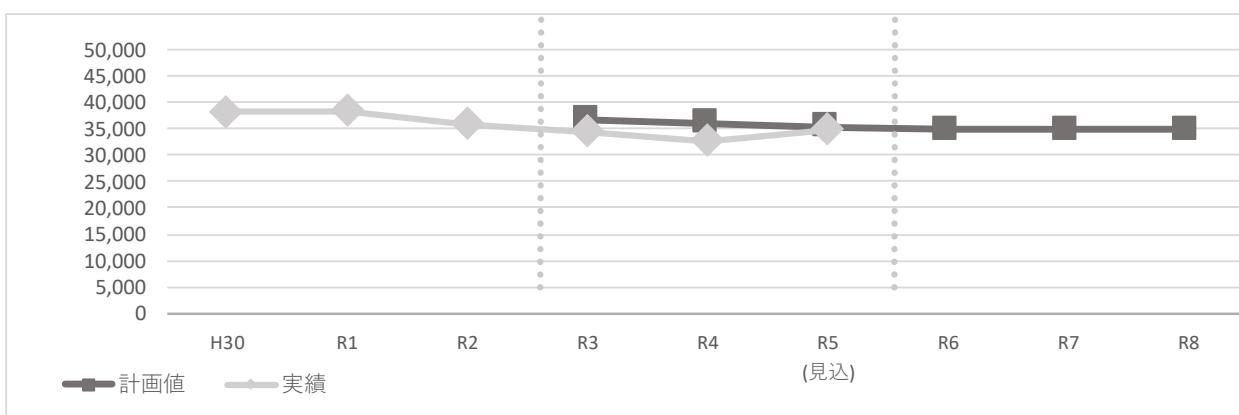
第7期においては、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に移行したことに伴い、以前の状況に回復していくと見込んでいます。

また、近年利用率が減少傾向にあることから、全ての利用者がより使いやすい方法を検討していく一方、さらなる利便性向上のため、デジタル化導入の方向性についても検討していきます。

(一般用)

単位:枚/年

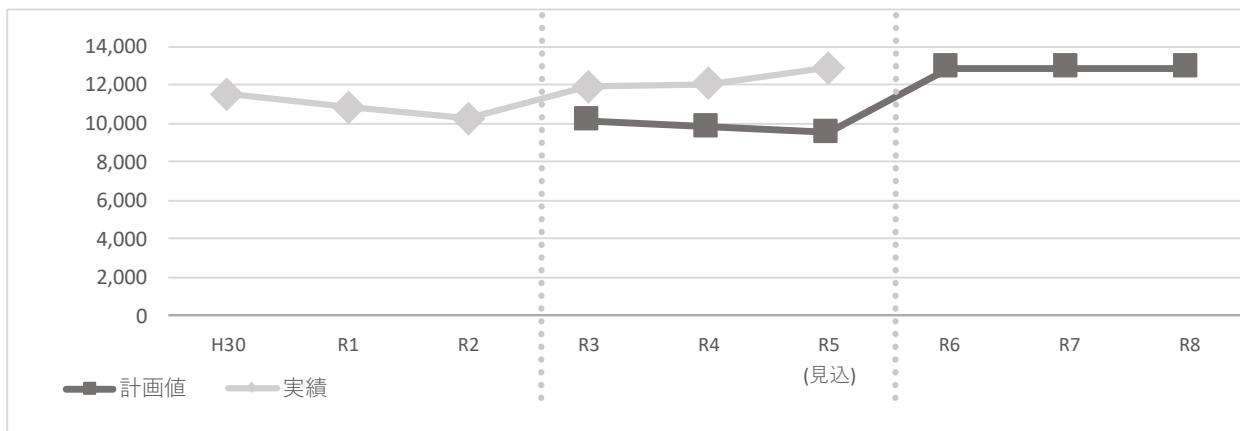
計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7
計画値	—	—	—	36,889	36,111	35,350	34,890	34,890	34,890
実績	38,195	38,494	35,944	34,450	32,691	34,886	—	—	—
対前年比	94%	101%	93%	96%	95%	—	—	—	—
年間交付者数	1,583	1,592	1,527	1,458	1,459	1,493	1,490	1,490	1,490



(車いす用)

単位：枚/年

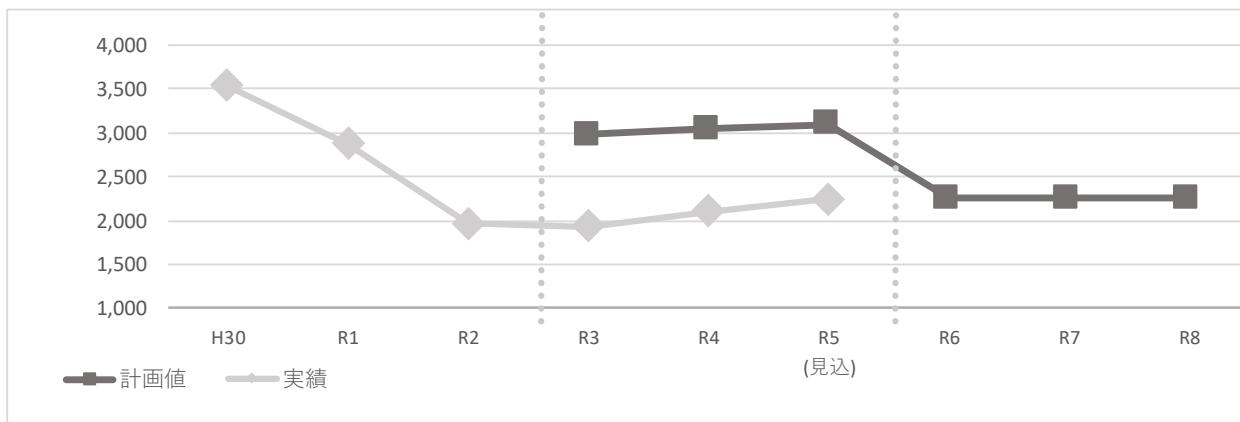
計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	—	10,128	9,807	9,495	12,870	12,870	12,870
実績	11,477	10,803	10,225	11,887	12,058	12,868	—	—	—	—
対前年比	103%	94%	95%	116%	101%	—	—	—	—	—
年間交付者数	269	254	274	300	305	307	310	310	310	310



(ストレッチャー用)

単位：枚/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	—	2,986	3,042	3,098	2,250	2,250	2,250
実績	3,535	2,878	1,969	1,930	2,105	2,246	—	—	—	—
対前年比	131%	81%	68%	98%	109%	—	—	—	—	—
年間交付者数	40	38	43	36	39	37	40	40	40	40



(3) 腎臓機能障がい者通院費助成事業

【事業内容】

自宅から片道5km以上の医療機関に通院して人工透析を受けている方に対し、通院に要する交通費の一部を助成しています。

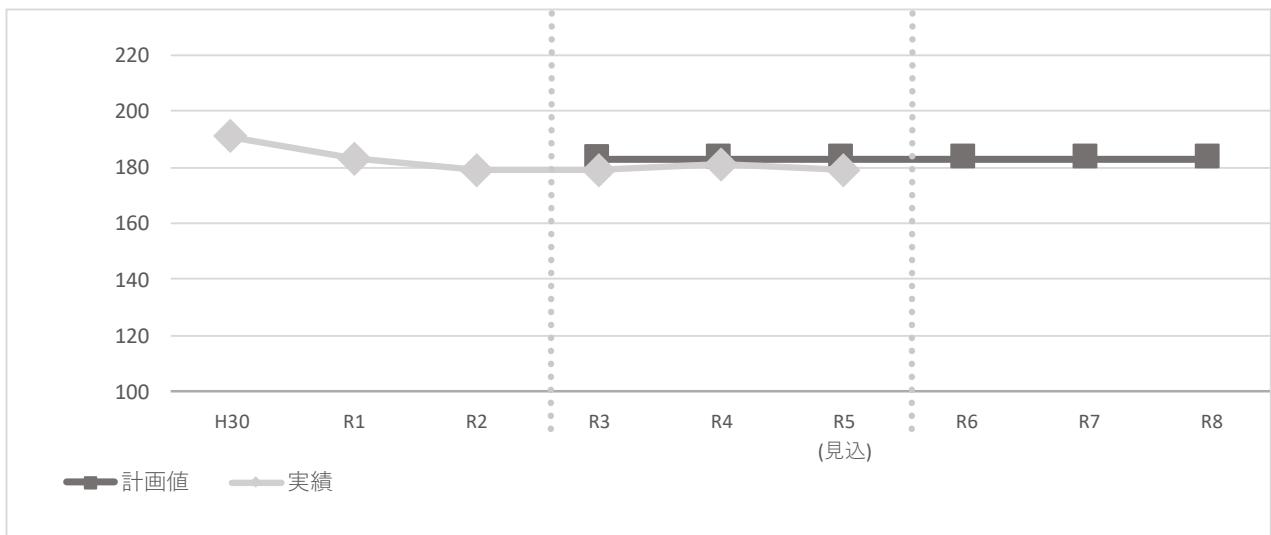
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、ほぼ計画値どおりで、おおむね横ばいで推移しています。

第7期においても、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	183	183	183	183	183	183	183
実績	191	183	179	179	181	179	183	183	183	183
対前年比	110%	96%	98%	100%	101%	100%	100%	100%	100%	100%



(4) 自立支援医療費助成事業

【事業内容】

自立支援医療給付を受けている方が自己負担する医療費の一部を助成しています。更生医療と育成医療については市の定める自己負担額を超えた部分、精神通院医療については自己負担額の半額を助成しています。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、主に精神通院医療受給者の助成対象者が増えたことにより、増加傾向にあります。

第7期においても、更生医療受給者とともに増加傾向は続くと見込まれるため、実績の増加を見込みます。

単位:人/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7
計画値	—	—	—	5,175	5,409	5,654	6,251	6,501	6,761
実績	4,615	4,736	5,618	5,423	5,257	6,011	—	—	—
対前年比	107%	103%	119%	97%	97%	—	—	—	—

(5) 障がい者福祉施設整備費補助

【事業内容】

障がい者福祉施設整備の促進を図り、障がい者の自立支援に寄与するため、社会福祉法人等が障がい者及び障がい児福祉施設の施設整備または設備整備を行う場合に、その経費の一部を補助しています。

補助対象事業は、国または県の補助対象となった施設(設備)整備事業であり、国及び県からの補助金額の10分の1以内の額を助成します。

【利用状況及び計画値】

第6期中の実績のうち、令和3年度(2021)は1件、令和4年度(2022)は3件でした。令和5年度(2023)は1件の見込です。

第7期については、事業者の意向確認が困難なことから目標値を定めませんが、県と連携して事業を行います。

第3部 第3期出雲市障がい児福祉計画

第Ⅰ章 基本的事項

I. 前期計画の進捗と評価

前期計画においては、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、子育て、保育、教育、医療など関係機関との連携を図り、サービス調整会議や専門部会等において、障がい児やその家族が充実した生活を営むことができるよう、ニーズ把握や課題解決に取り組みました。

令和3年度（2021）障がい福祉サービス等報酬改定において新たに医療的ケア児への支援について規定された「医療的ケア判定スコア」取得に係る文書料を公費で負担するなど、医療的ケア児とその家族のニーズに寄り添った対応につながる一定の成果を得ることができました。

なお、目標値を設定した事業等については、毎年、施策推進協議会に実施状況等を報告し、事業の進捗状況について審議しました。

2. 基本方針

(1) 地域で障がい児を支える相談支援体制の強化

障がい児とその家族が安心して豊かな生活を送るためにには、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要であり、包括的・重層的な支援体制を構築したうえで、地域の児童発達支援センターを支援の基点として取り組むこととします。

医療的ケア児については、適切な支援を受けることができるよう、支援を総合調整するコーディネーターを配置することで相談支援体制の充実・強化を図ります。

(2) ライフステージに沿った切れ目のない支援の提供

地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

障がい児支援においては、障がいの早期発見と家族支援の重要性が強調されていることからも、健診等におけるスクリーニング等により早期に支援につなげる取組を行います。

また、就学時及び卒業時など、障がい児のライフステージに沿って、切れ目なく支援を提供するために、関係機関の円滑な支援の引継ぎや本人の希望する障がい福祉サービス等の調整など、本人とその家族に寄り添った支援を提供する体制を構築します。

第2章 具体的な施策と成果目標

I. 地域で障がい児を支える相談支援体制の強化

重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する児など、障がい児支援へのニーズは複雑化・高度化しています。障がい児本人や家族の意向を尊重しながら、健やかな育成を支援していくために、ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように関係機関が連携を図り、包括的で切れ目がない支援体制を構築する必要があります。

また、障がいの有無に関わらず全ての子どもが共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進し、住み慣れた地域で保育、教育等の支援を受ける体制の整備が求められています。

(1) 障がい児に対する相談支援の提供体制の確保整備

障がい児支援は、障がいの疑いのある段階からの支援が重要であるため、早期発見に努め、必要な支援につなげる体制を構築します。

難聴児への療育は、言語・コミュニケーション手段の獲得につながることから、乳幼児健診等におけるスクリーニングを充実させ、難聴児の早期発見・早期支援に努めます。

発達障がいに対しては、保護者等が子どもの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう家族に対する支援の充実に取り組みます。

また、障がい児相談支援事業所にあっては、重症心身障がい児や医療的ケア児など、支援ニーズの複雑化・高度化に対応するための研修等に取り組み、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターは、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能に加え、障がい児通所支援事業所と緊密に連携し、サービスの質の向上と地域のインクルージョンを推進することが求められています。

児童発達支援センターと連携し、障がい児への実効性のある支援を提供していくために、市内の地域資源を活用した重層的な支援体制を構築します。

●児童発達支援センターの設置

成果目標：児童発達支援センターの設置	
令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置数	3か所

(3) 重症心身障がい児への支援

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けることができるよう、重症心身障がい児の人数やニーズを把握したうえで、支援体制の充実を図ります。

また、重症心身障がい児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるように、短期入所の実施体制の確保に努めます。

●重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

成果目標:児童発達支援事業所2か所以上の確保	
令和8年度末時点の児童発達支援事業所の設置数	2か所以上
成果目標:放課後等デイサービス事業所2か所以上の確保	
令和8年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	2か所以上

(4) 医療的ケア児への支援

医療的ケア児等、日常生活を営むために医療を要する状態にある児に対しては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働して支援を提供する体制が必要です。

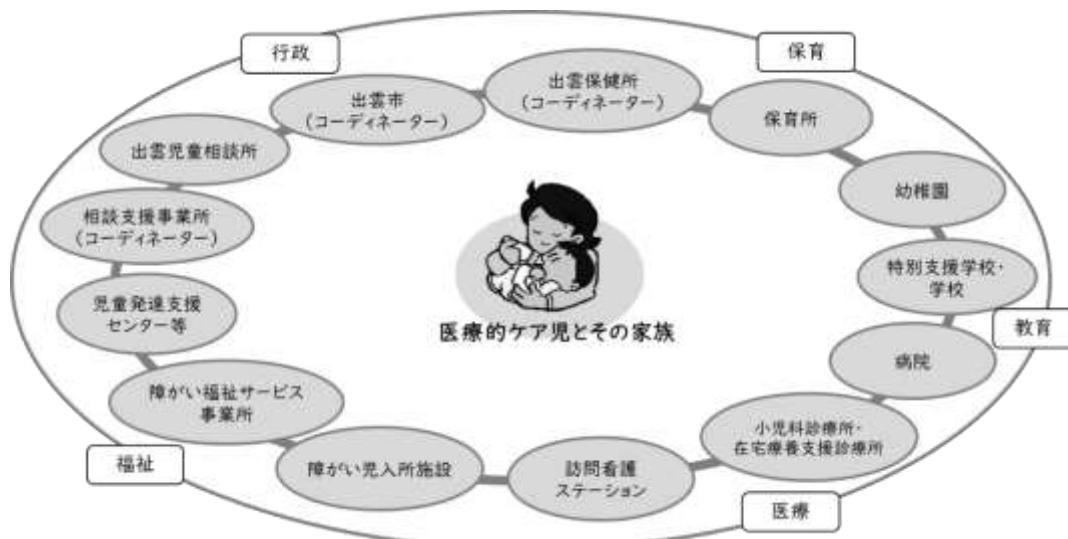
医療的ケア児への総合的な支援の提供につなげるため、各関係機関との調整役となる人材を養成します。

- ・医療的ケア児の入院中から退院後の在宅生活を見据え、「在宅療養支援ファイル」を作成して取り組みます。
- ・出雲保健所を中心とした関係機関等が連携する「出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会」を活用して、医療的ケア児支援のための協議を行います。
- ・医療的ケア児の支援の方法、関係機関との連携について研修を開催し、関連分野の支援を調整する人材を養成します。
- ・島根県が設置する医療的ケア児支援センター等関係機関との連携を強化します。

●医療的ケア児に対する、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整する体制の強化

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	20人	21人	22人

【医療的ケア児支援の提供体制イメージ】



(5) 保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援

障がいの早期発見から早期支援につなげ、障がい児の健全な育成を進め、障がい児本人とその家族のニーズに基づき、ライフステージに沿った包括的で切れ目のない支援体制を構築するためには、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ることが必要です。

特に、育ちの場・学びの場を担う保育所や幼稚園、小学校等においては、それぞれの子どもたちが、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、互いに学び合う経験を持つようにする必要があります、障がい児の地域社会へのインクルージョンが求められています。

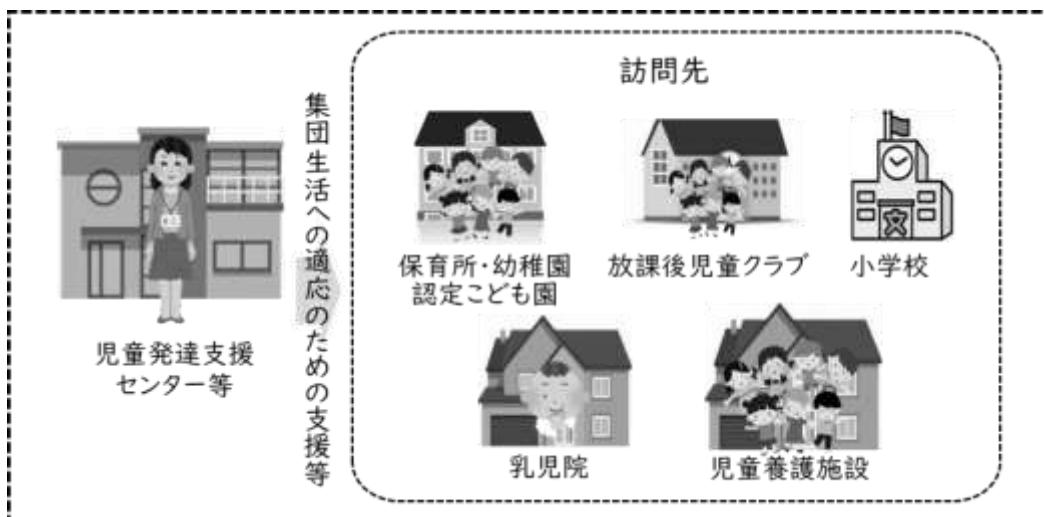
- ・重症心身障がい児や医療的ケア児等の就学時における専門的な支援の引継ぎ、卒業後の進路に応じた適切な支援の提供等、障がい児及び家族のニーズを踏まえた相談支援体制を構築します。
- ・保育所や幼稚園、小学校等に対して、障がい児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行い、連携・協力しながら障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進します。
- ・障がい児のインクルージョンを推進していく上で、保育所等訪問支援の役割を整理し、利活用を図ります。

● 障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進する体制の構築

成果目標：障がい児のライフステージに沿った包括的で切れ目のない支援体制の構築

中核となる児童発達支援センター設置に向けた検討	実施
-------------------------	----

【保育所等訪問支援事業の仕組み】



第3章 各種サービスの利用状況と計画

I. 障がい児通所支援等の利用状況と計画値

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

【事業内容】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

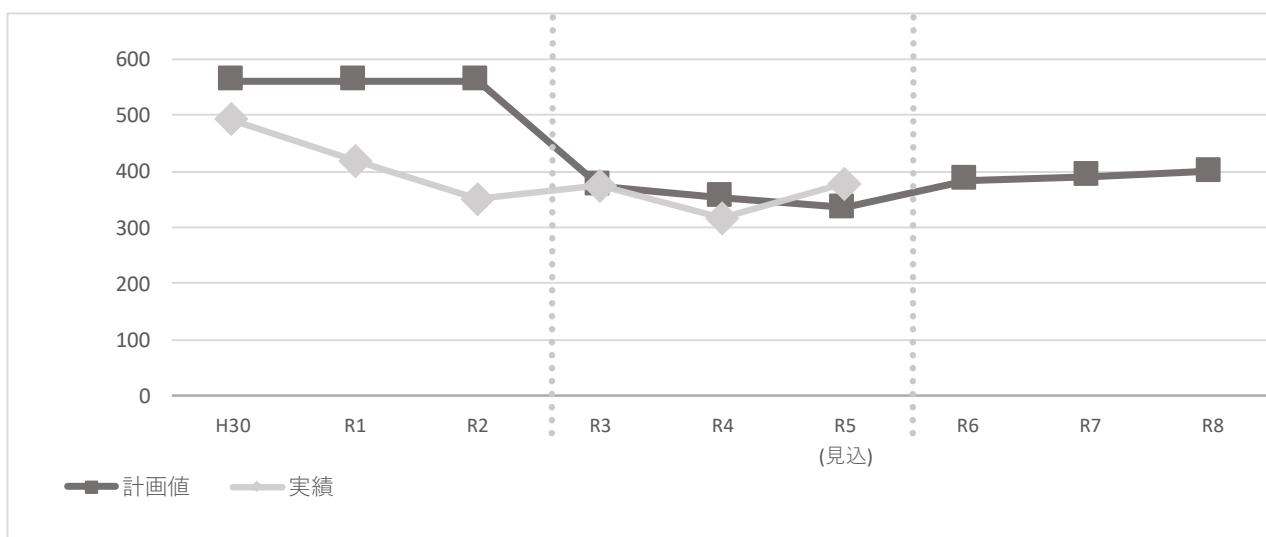
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、計画値に対し利用が増減していますが、利用者数は減少傾向にあります。

第7期においては、必要なサービス量を確保するために支給量の見直しを図り、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位:人日/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		562	562	562	374	354	335	384	391	399
実績		491	419	351	374	317	377			
対前年比		96%	85%	84%	107%	85%				
年間利用者数		124	120	122	106	83	85	101	103	105



② 放課後等デイサービス

【事業内容】

「学校教育法」第1条に規定された学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、通所することにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

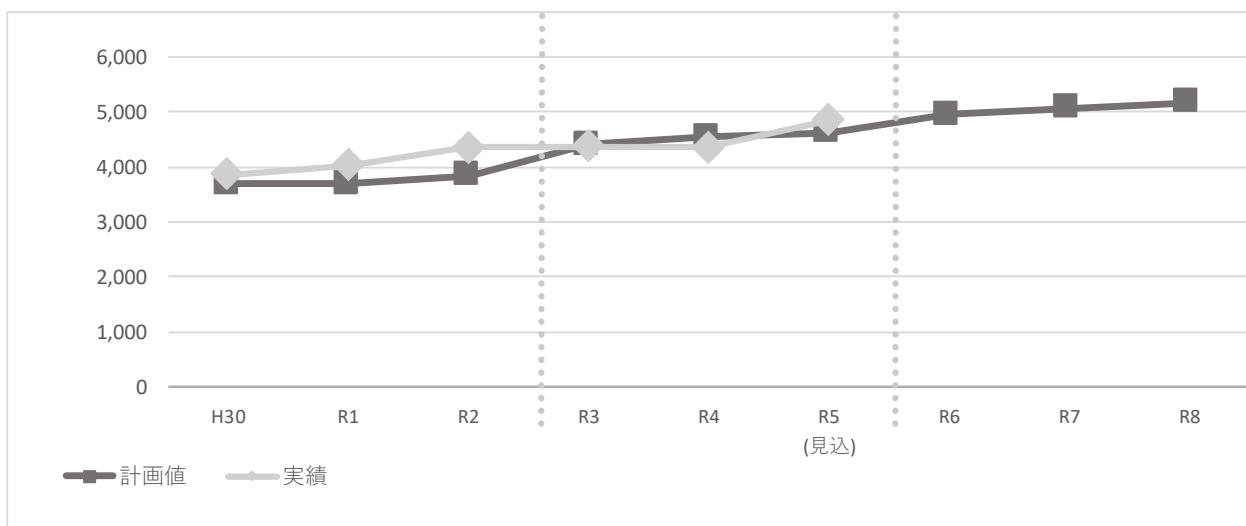
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、事業所の新設もあったことから、計画値を上回っており、増加傾向にあります。

第7期においては、事業拡縮の予定はないものの、近年の実績を踏まえ、必要な支援が受けられるように利用増を見込みます。

単位：人日／月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		3,698	3,698	3,846	4,412	4,544	4,635	4,959	5,067	5,177
実績		3,855	4,040	4,359	4,367	4,348	4,854			
対前年比		112%	105%	108%	100%	100%				
年間利用者数		340	374	413	417	427	446	449	459	469



③ 保育所等訪問支援

【事業内容】

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児のほか、乳児院、児童養護施設に入所している障がい児に対し、障がい児支援に関する知識及び経験を有する訪問支援員（児童指導員や理学療法士等）が保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

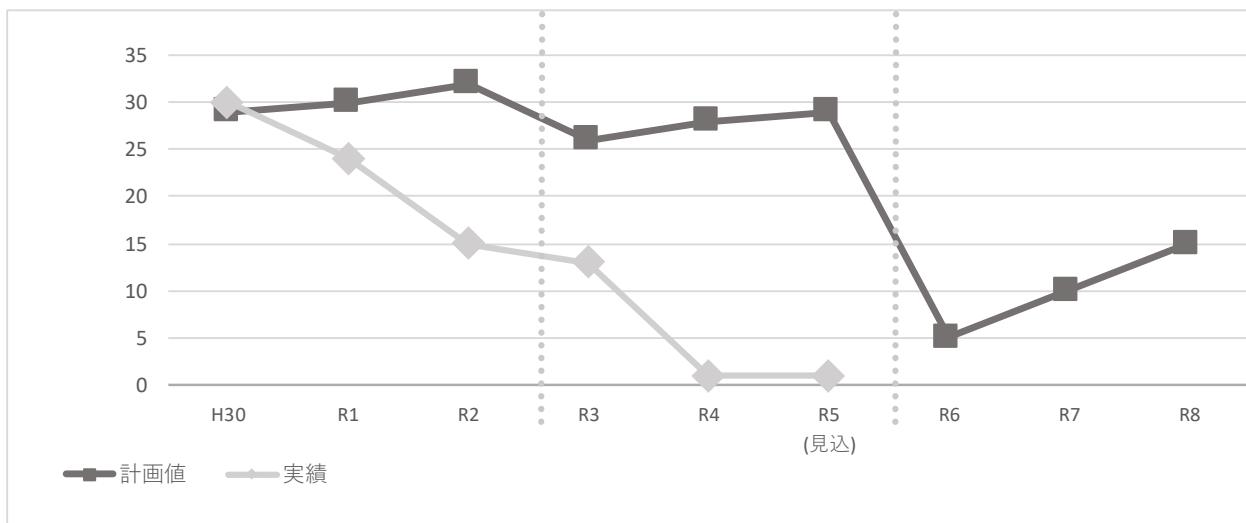
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、利用者の減少により、計画値を大きく下回っています。

第7期においては、インクルーシブ教育の推進のもと、保育所等での集団生活への適応のための支援を行う必要があるため、利用増を見込みます。

単位：人日／月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		29	30	32	26	28	29	5	10	15
実績		30	24	15	13	1	1			
対前年比		130%	80%	63%	87%	8%				
年間利用者数		30	24	15	13	7	5	10	20	30



④ 居宅訪問型児童発達支援

【事業内容】

平成30年度(2018)に新設されたサービスで、重症心身障がい児等の重度の障がい児等で児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児支援に関する知識及び経験を有する訪問支援員(児童指導員や理学療法士等)が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

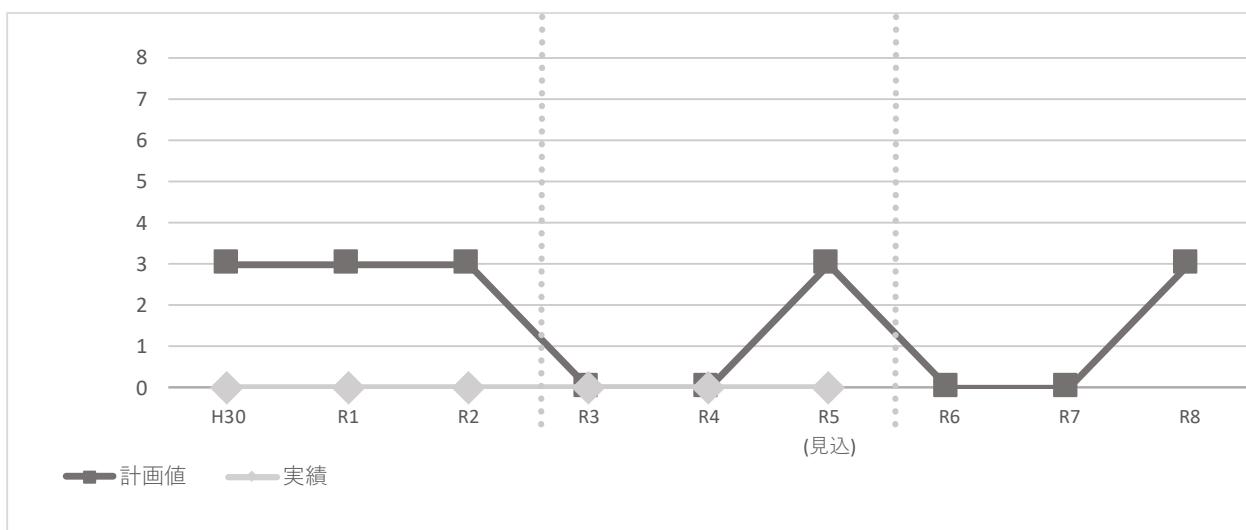
【利用状況及び計画値】

第6期中の実績は、市内にサービス提供事業所がないことから、利用はありませんでした。

第7期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートにより一定のニーズが認められることから、令和8年度(2026)にサービスが提供できるように体制整備に努めます。

単位:人日/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		3	3	3	0	0	3	0	0	3
実績		0	0	0	0	0	0	0	0	0
年間利用者数		0	0	0	0	0	0	0	0	3



(2) 障がい児相談支援

① 障がい児相談支援

【事業内容】

障がい児通所支援サービスが適切に利用できるよう、障がい児の保護者等に対し、サービス利用についての意向や心身の状況に基づいた障がい児支援利用計画の作成や変更、見直し等の援助を行います。

【利用状況及び計画値】

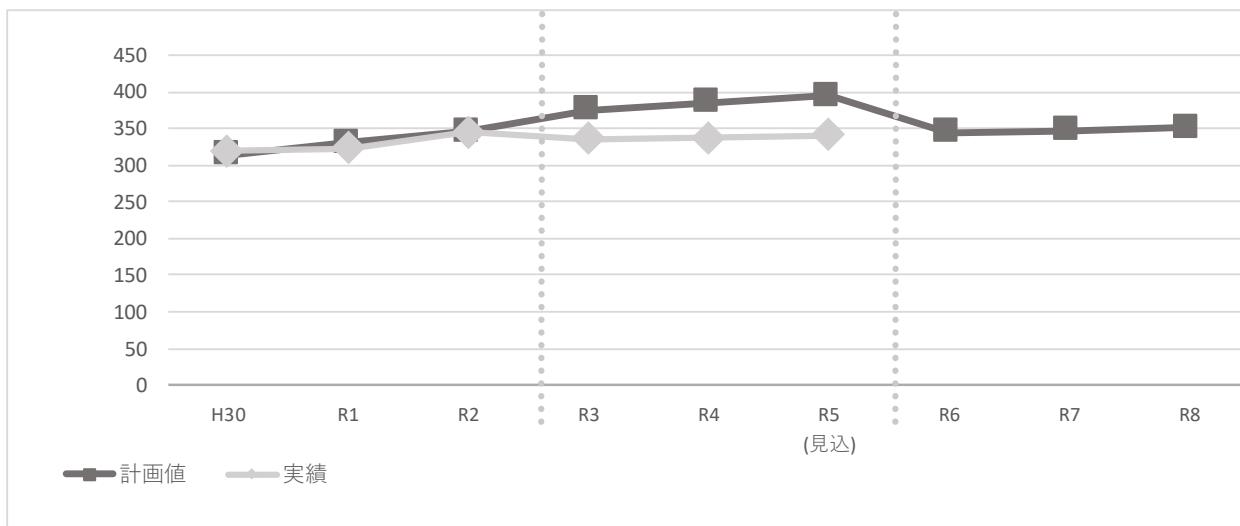
第6期中の実績は、計画値を下回りましたが、増加傾向にあります。

第7期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

相談支援機能強化事業所と連携し研修を実施するなど、障がい児支援のサービス提供体制の確保に努めます。

単位:人/月

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値		314	330	346	375	386	394	344	347	351
実績		319	323	345	336	337	341			
対前年比		108%	101%	107%	97%	100%				
年間利用者数		462	467	510	529	540	567	551	557	562



(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

【事業内容】

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度、中等度難聴児に対して、補聴器の購入費の一部を助成しています。

【利用状況及び計画値】

第7期からの計画となります。近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：件/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	—	—	—	—	5	6	7
実績	4	5	3	7	4	5	—	—	—	—

(4) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

【事業内容】

児童福祉法に規定される在宅の小児慢性特定疾病児童等に対して、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

【利用状況及び計画値】

第7期からの計画となります。近年の実績から、利用は横ばいになると見込みます。

単位：件/年

計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画			
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)	R6	R7	R8
計画値	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2
実績	1	1	0	0	0	2	—	—	—	—

資料編

I. 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿

任期：令和5年（2023）4月1日～令和8年（2026）3月31日（3年間）

五十音順、敬称略

No	氏 名	職 名 等	備考
1	浅津 昇	障害者支援施設出雲サンホーム施設長	
2	芦矢 京子	島根県重症心身障害児(者)を守る会副会長	
3	石橋 美恵子	島根県東部発達障害者支援センターイッシュセンター長	
4	井上 明夫	社会福祉法人ふあっと理事長、ふあっと施設長	
5	今若 真未	出雲市子ども未来部子ども政策課子ども家庭相談室長	
6	今若 陽子	しまね難病相談支援センター センター長	
7	大瀧 浩司	出雲市聴覚障害者協会会长	
8	岡田 貴子	こころの森会員	
9	尾原 信幸	島根県出雲保健所総務保健部長	
10	川島 一慶	出雲公共職業安定所統括職業指導官	
11	倉橋 輝夫	出雲市身障者福祉協会会长	
12	黒目 裕策	医療法人工スポート出雲クリニック理事	
13	塩飽 邦憲	島根大学名誉教授	
14	新宮 直行	出雲市社会福祉協議会事務局長	
15	須谷 生男	出雲医師会理事	
16	高木 加津枝	障がい者支援施設ふたば 施設長	
17	高見 聰子	出雲障がい者就業・生活支援センターリーフ所長	副会長
18	手銭 百合子	島根県精神保健福祉社会連合会副理事長	
19	永岡 秀之	島根県立こころの医療センター医療局次長	
20	原 広治	島根大学大学院教授	会長
21	廣戸 悅子	出雲市民生委員児童委員協議会副会長	
22	福島 美菜子	島根県立出雲養護学校校長	
23	藤川 祐介	いちごの会会長	
24	本常 徹	出雲成年後見センター運営委員	
25	松井 博之	出雲市教育委員会児童生徒支援課長	
26	山岡 尚	出雲商工会議所専務理事	
27	山本 順久	ハートピア出雲施設長	

2. 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例

(平成 26 年出雲市条例第 36 号)

改正 令和 2 年 6 月 30 日条例第 33 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、出雲市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申する。

- (1) 障害者基本法第 36 条第 4 項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画に関し同条第 9 項及び第 10 項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 2 項に規定する事項に関すること。
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する障害児福祉計画に関し同条第 9 項及び第 10 項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者等の団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) サービス事業者の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会は、諮問された事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
(資料提出の要求等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(令和2年6月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。(平成26年出雲市条例第36号)

3. 出雲市福祉のまちづくり条例

(平成17年出雲市条例第116号)

改正 平成19年9月28日条例第47号

平成23年9月30日条例第71号

平成30年3月26日条例第8号

平成31年3月22日条例第9号

令和5年12月20日条例第39号

目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 個人の尊重(第10条—第19条)

第3章 自立及び社会参加への支援(第20条—第25条)

第4章 生活環境の整備

第1節 一般都市施設等の整備(第26条—第30条)

第2節 特定施設の整備(第31条—第38条)

第5章 雜則(第39条)

附則

真に豊かな社会とは、「すべての人」が個人として尊重され、自立し、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会である。

出雲市は、自然と調和した活力と魅力あるまち都市(まち)として発展を続けており、市民の福祉増進についても、施設の増強、介護要員の増員等努力を重ねてきているが、従来、「すべての人」のためへの視点、配慮が必ずしも行き届きかね、ややもすれば、障害をもつ人が、地域社会に存在する様々な障壁によって、自由な社会参加が妨げられてきている。

このような現実に鑑み、私たちは、真に豊かな「ふるさと出雲」を実現するため、障害をもつ人の自立、社会参加を妨げてきた意識上の、又は、物理的、制度的若しくは文化・情報面の障壁を取り除き、すべての市民が平等で、自らの意思で自由に移動でき、健やかに育ち、学び、働き、憩うことのできる都市を創造することを決意した。

行政、市民、事業者、それぞれが、自らの役割と責任を自覚し、連携、協働して、福祉のまちづくりを着実に前進させることを誓い、ここに「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の役割を明らかにすること、並びに市の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者をはじめすべての市民が自立し、社会参加することができるまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 市内において、事業を営む者をいう。

(2) 障害者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者その他これに準ずる者をいう。

(3) 高齢者 高齢により日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受ける者をいう。

- (4) 一般都市施設 不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、道路、公園、駐車場等で、規則で定めるものをいう。
- (5) 公共交通機関 鉄道、乗合自動車その他の車両及び交通機関の乗降場で、規則で定めるものをいう。
- (6) 社会的障壁 心身の機能に障害のある者が、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (7) 合理的配慮 心身の機能に障害のある者の状態に応じた、社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。
- (8) 特定施設 一般都市施設のうち、障害者、高齢者を始め全ての市民が、安全かつ円滑に利用できるようになるため整備を促進することが特に必要なものとして規則で定める規模のものをいう。
- (9) 特定事業者 特定施設を新設又は改修(建築物については、増築、改築又は用途変更(用途を変更して特定施設にする場合に限る。)をする場合をいう。)をしようとする者をいう。

(市の役割)

第 3 条 市は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その所有し、又は管理する一般都市施設及び公共交通機関をすべての人が安全かつ容易に利用することができるようになるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第 6 条 市の施策の基本方針は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市民一人ひとりが、社会的利益を等しく享受することができる個人として互いに理解し、尊重し合う心づくりの推進

(2) 市民一人ひとりが、自立し、自由に社会参加することができる地域づくりの推進

(3) 障害者、高齢者をはじめすべての市民が、安全かつ容易に利用することができる都市づくりの推進

(情報の提供)

第 7 条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりを推進するために、必要な情報を提供するものとする。

(推進体制の整備)

第 8 条 市は、市民及び事業者と相互に協力し、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 9 条 市は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 個人の尊重

(差別の禁止)

第 10 条 市、事業者及びすべての市民は、心身の機能に障害のある者に対して、その障害を理由に、不当な差別的取扱い及びその者の権利利益の侵害をしてはならない。

(啓発)

第 11 条 市は、市民が障害の有無並びに心身の機能及び能力の低下に関わらず平等な個人として互いに尊重する意識(以下「個人を尊重する意識」という。)を高めるために、その啓発に努めるものとする。

(福祉教育の推進)

第 12 条 市は、学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民が個人を尊重する意識を高めるために、福祉に関する教育を推進するよう努めるものとする。

(交流の促進等)

第 13 条 市は、市民が個人を尊重する意識を高めるために、市民相互の交流を促進するよう努めるものとする。

2 市は、市民が社会福祉に関するボランティア活動を実践できるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(合理的配慮)

第 14 条 市は、心身の機能に障害のある者の権利利益の保障のため、率先して社会的障壁除去のための合理的配慮をしなければならない。

2 事業者は、社会的障壁除去のための合理的配慮に努めるものとする。

(相談窓口)

第 15 条 市は、障害を理由とする差別及び社会的障壁除去のための合理的配慮に関する相談窓口を設置し、市民や事業者からの相談に的確に応じるものとする。

(指導及び助言)

第 16 条 市は、事業者が社会的障壁除去のための合理的配慮を行っていないと認めた時は、必要に応じて当該事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

2 事業者は、市から指導又は助言を受けた場合は、可能な限り対応するよう努めなければならない。

(調査及び報告)

第 17 条 市は、特に必要と認めたときは、前条第 1 項に該当する事業者による合理的配慮の状況について、調査及び報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(勧告)

第 18 条 市は、第 16 条第 1 項に該当する事業者が、同項の指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを当該事業者に勧告することができる。

(公表)

第 19 条 市は、前条の規定による勧告を行った場合において、当該事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 自立及び社会参加への支援

(学校教育の支援)

第 20 条 市は、学校教育の場において、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切かつ十分な教育を受けることができるようするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生涯学習等の支援)

第 21 条 市は、障害者及び高齢者が生涯を通じて、学習活動並びに文化活動、スポーツ及びレクリエーション活動へ参加できるようするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(就業機会の確保等)

第 22 条 市は、障害者がその能力に応じ、就業の機会が確保され、及び雇用関係の安定が図られるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害者の雇用の機会を確保するとともに、職場環境の整備を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

(日常生活の支援等)

第 23 条 市は、障害者及び高齢者が快適に日常生活を送ることができるようするために、在宅及び施設福祉に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、保健、医療及び福祉施策の連携を推進し、それぞれの効果的な組合せにより、障害者及び高齢者の日常生活を総合的に支援するよう努めるものとする。

(情報の利用等の支援)

第 24 条 市は、障害者が円滑に情報を利用することができるようするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(安全対策等の推進)

第 25 条 市は、障害者及び高齢者が安心して生活を送ることができるようするために、防犯、防災及び交通安全の保持に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 生活環境の整備

第 1 節 一般都市施設等の整備

(整備基準)

第 26 条 一般都市施設を設置又は管理する事業者(以下「一般都市施設設置者等」という。)は、当該一般都市施設を障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるものとするための構造及び設備に関する基準(以下「整備基準」という。)に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、沿道の利用状況等により整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 一般都市施設設置者等は、当該一般都市施設を障害者及び高齢者が円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(維持保全)

第 27 条 市長は、前条に規定する整備基準を定めるものとする。

2 前項の基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他市長が必要と認めるものについて、一般都市施設の区分に応じて規則で定める。

(一般都市施設の整備)

第 28 条 一般都市施設設置者等は、当該一般都市施設を整備基準に適合させたときは、その適合部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(公共交通機関の整備)

第 29 条 公共交通機関を所有又は管理する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるよう、その公共交通機関の整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第 30 条 市民は、心身の機能及び能力の低下に対応し、又は備えて、安全かつ容易に利用することができるよう、自らの住宅の整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第 2 節 特定施設の整備

(事前協議)

第 31 条 特定事業者は、規則で定めるところにより、当該特定施設の工事に着手する前にその計画について市長に協議(以下「事前協議」という。)しなければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 17 条に規定する計画の認定を申請したときは、事前協議があつたものとみなす。

2 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していると認めたときは、特定事業者に対し、適合している旨を通知するものとする。

(指導及び助言)

第 32 条 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していないと認めたときは、特定事業者に対し、当該特定施設を整備基準に適合させるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(事前協議の内容の変更)

第 33 条 前 2 条の規定は、事前協議の内容を変更する場合において準用する。

(工事の完了の届出)

第 34 条 特定事業者は、事前協議に係る工事が完了したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

(立入調査)

第 35 条 市長は、必要があると認めたときは、その職員に事前協議に係る特定施設に立ち入り、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第 36 条 市長は、特定事業者が事前協議を行わずに工事に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定事業者が第 32 条の規定による指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、特定事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第 37 条 市長は、前条の規定による勧告を行った場合において、当該特定事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該特定事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

(国等の特例)

第 38 条 第 31 条から前条までの規定は、国及び地方公共団体については適用しない。

2 市長は、国及び地方公共団体に対し、その設置し、又は管理する特定施設について、整備基準への適合状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

第 5 章 雜則

(委任)

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出雲市福祉のまちづくり条例(出雲市条例第 1797 号)又は島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成 10 年島根県条例第 25 号)の規定により事前協議又は届出のあった施設整備については、それぞれなお従前の例による。

3 第 29 条及び第 30 条の規定は、合併前の平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域においては、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

(斐川町の編入に伴う経過措置)

4 斐川町の編入の日の前日までに、島根県ひとにやさしいまちづくり条例(平成 10 年島根県条例第 25 号)の規定により届出のあった施設整備については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日条例第 71 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 26 日条例第 8 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 20 日条例第 39 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

4. 出雲市手話の普及の推進に関する条例

前文

手話は、ろう者の意思疎通のために必要な言語であり、ろう者が自立した日常生活又は社会生活を営むためには、手話による意思疎通の支援並びに円滑な情報の取得及び利用のための環境整備が図られなければならない。

これまで出雲市は、手話による意思疎通の必要性を認識し、手話による意思疎通支援に努めてきたが、今後更に、手話の普及を推進していく必要がある。

多くの市民が手話に触れ、関心を持ち、手話を学び、使用する機会を拡大することで手話への理解を一層深め、更なる手話の普及による意思疎通の輪の拡大を図ることにより、ろう者とろう者以外の者が互いを認め尊重し合い、もって全ての市民が共に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を定めることにより、手話への理解及び手話の普及を推進し、もってろう者(手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。以下同じ。)とろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解及び手話の普及の推進は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解及び手話の普及を推進し、手話による意思疎通を円滑に図ることができる環境を整備するために必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念についての理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者及びろう者の団体は、基本理念についての市民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者及び手話奉仕員(以下「手話通訳者等」という。)は、基本理念についての市民の理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 市内において事業を営む者(以下「事業者」という。)は、基本理念についての理解を深め、手話に関する市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の実施)

第6条 市は、第3条の規定に基づき、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に触れる機会の拡大を図るための施策
- (2) 手話を学ぶ機会の確保を図るための施策
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図るための施策
- (4) 手話による意思疎通の支援の充実を図るための施策
- (5) 手話通訳者等の育成及び確保を図るための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に規定する施策を実施するにあたっては、ろう者及びろう者の団体、手話通訳者等その

他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(学校への支援)

第7条 市は、学校が行う手話に親しむための取組みへの支援を通じて、児童、生徒等の手話に対する理解を促進するよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第8条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組みに対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(災害時の支援)

第9条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(聴覚障害者の意思疎通の支援)

第10条 市は、聴覚障害者の特性に応じ、手話、要約筆記その他の手段により、意思疎通が円滑に図られるために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、手話に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

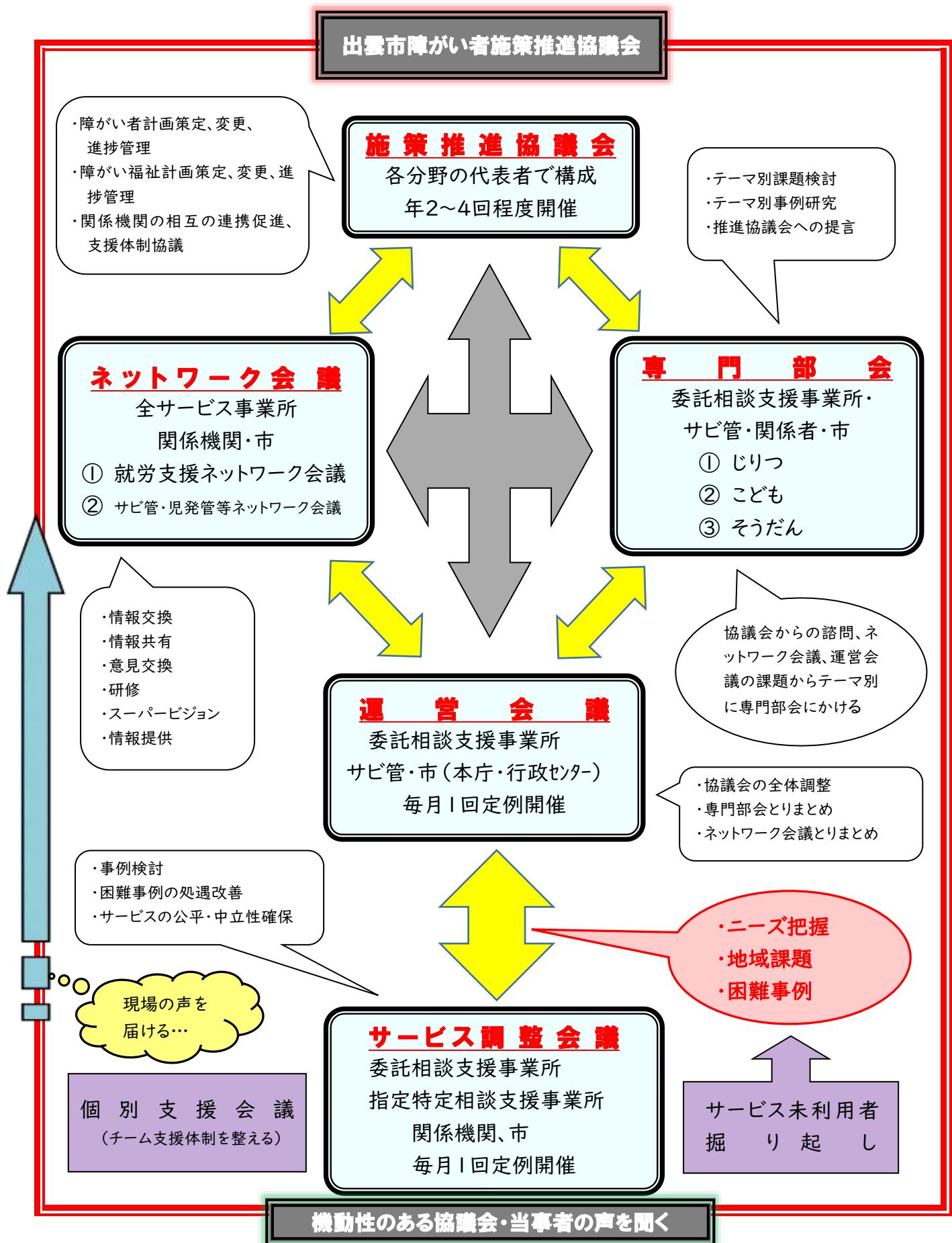
第12条 この条例に定めるもののほか、手話に関する施策の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5. 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図及び活動

出雲市障がい者施策推進協議会の組織図



運営会議、専門部会等の活動

運営会議の令和4年度（2022）の実施内容

月1回サービス調整会議後に開催した。

【検討内容】

- ・サービス調整会議の振り返り、内容検討
- ・各会議の進捗状況の管理（専門部会・ネットワーク会議）
- ・相談支援事業所、サービス事業所からの提案、意見交換
- ・サービス調整会議の年間計画の検討

サービス調整会議の令和4年度（2022）の実施内容

開催日	内 容	参加者
4/25	(1)ささえ愛サポートについて、介護保険への移行について (2)ケアガイドガイドライン研修	51名
5/30	(1)研修会「出雲市個別避難計画作成に向けた取組」 (2)災害アセスメント様式の運用開始について <担当>そだん専門部会	57名
6/21	ささえる専門部会（サービス管理責任者）と相談支援専門員との意見 交換会 <担当>ささえる専門部会	54名
7/27	【新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため、中止】	中止
8/31	研修会 「障がい者虐待防止・権利擁護研修」	41名
9/26	ささえ愛サポートを活用した支援 <担当>じりつ専門部会、コーディネーター事業所>	47名
10/26	研修会 「地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援」 <担当> じりつ専門部会	44名
11/22	事例から障がい者の就労支援を考える 一般就労したいと言われたら…。 <担当> 就労支援ネットワーク会議・ささえる専門部会	50名
12/20	【大雪警報発令のため、中止】	中止
1/23	【大雪警報発令のため、中止】	中止
2/27	事例から地域課題を考える <担当>そだん専門部会	49名
3/27	地域に暮らす住民のニーズをどのようにかたちにするか <担当>くらし専門部会	49名

専門部会の令和3～4年度(2021～2022)の実施内容

●つながる専門部会

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険とつながる：介護支援専門員と相談支援専門員がお互いに顔を合わせて相互理解を深め、同じ目的に向かって協働できる環境作りをする。 ・地域とつながる：障がいのある人や相談支援専門員について地域の方に理解を深めてもらえるように、コミュニティセンターや民生委員、社会福祉協議会等に働きかけ、必要時に連携ができる体制を作る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員と相談支援専門員が事例検討やワールドカフェを行い、つながる場を作ることができた。サービス対照表に関して、普段の業務の中で活用してもらうことができている。 ・川跡マルシェへの参加、相談員の普及啓発ポスターの配布、民児協の説明会や雲南市での聞き取り、社協との情報交換を行った。地域とつながる足掛かりとなる活動を重ねた。

● くらし専門部会

目標	<ul style="list-style-type: none"> ①資源情報一覧の充実を図る ②ニーズと資源を結び付けるスキルの向上 ③各相談支援専門員が所有する地域資源情報について定期的に共有
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・資源情報一覧の活用範囲の拡大、情報追加、様式の変更を行った。 ・サービス調整会議を活用し、相談支援専門員等が利用者のニーズと地域資源を結び付ける手立てを共有できた。 ・情報交換会を3回実施し、地域資源情報を共有した。

● そだん専門部会

目標	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援専門員のスキルアップや連携の強化に取り組み、障がい者のエンパワメントや生活の質の向上をめざす。 ②災害など緊急時にも対応した相談支援が実施できるように、災害アセスメント等の活用などを検討し、より一層安全な暮らしの実現をめざす。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援マニュアルを改訂し、相談支援専門員(特に初任者)がサービス等利用計画やモニタリングを作成しやすくなった。 ・事例検討を実施し、ストレングスの視点や本人の想いに注目すること、また、事例検討の必要性について確認できた。 ・出雲市の相談支援体制について、めざすべき姿について共有を行い、現状の課題について話し合い、「出雲らしい相談支援体制」について考えていく必要性を確認した。 ・災害用アセスメント票を作成、活用することにより、当事者と定期的に災害時の避難について話し合う仕組みを作ることができた。

● じりつ専門部会

○ささえ愛サポート：短期入所事業所からの情報提供や事例を通しての意見交換をし、理解が進んできた。

○地域移行支援：コロナ禍の影響で活動が中止になり地域移行の事例検討のみ開催した。

目標	<p>障がいのある方が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように…</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活支援拠点（ささえ愛サポート）のスムーズな利用 ② 地域移行のみならず在宅生活を支える地域の仕組み作り
成果	<p><ささえ愛サポートワーキング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業所からの情報提供や事例を通しての意見交換をし、理解がすすんだ。 ・対象者向けのリーフレットの更新を行った。 ・市が確保しているアパートの見学会を行い、相談支援専門員にアパートの活用について周知した。 <p><地域移行支援ワーキング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉などの関係者で地域移行の事例検討を開催した。

● こども専門部会

目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 重症心身障がい児、医療的ケア児の支援について、家族が抱える課題や支援の状況を把握し、今後の支援の方向性を検討する。 ② 障がい児を担当する相談支援専門員同士の連携、情報共有を図り、よりよい支援につなげる。 ③ 移動支援に頼らない安心して通学できる手段の拡充について検討する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児、医療的ケア児のご家族と意見交換を行い、相談支援専門員によって提供できる情報に差があることや家族が相談員に求めることがわかった。 ・ウィッシュや教育委員会から話を聞き、支える資源や現状を把握できた。相談支援専門員を対象とした勉強会を開催し、子ども中心の支援について再確認し、相談支援専門員同士の情報交換の場にもなった。 ・通学時の移動支援の状況について養護学校と情報共有を行い、現状の把握ができた。親の会からも、就学奨励費の書類の書き方が煩雑で、サポートが必要な家庭があることが分かった。

● ささえる専門部会

目標	<p>サービス管理責任者等で情報交換・共有し、連携を深めることでサービス管理責任者の質の向上をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス管理責任者と相談支援専門員とのよりよい連携 ② 地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」を推進する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等が事業種別の特性に応じた共通の課題について共有・検討することができた。 ・相談支援専門員とサービス管理責任者等が意見交換することで、連携を深めるための工夫・改善等について確認することができた。 ・サービス管理責任者の視点から、「ささえ愛サポート」の課題等の意見交換を行った。

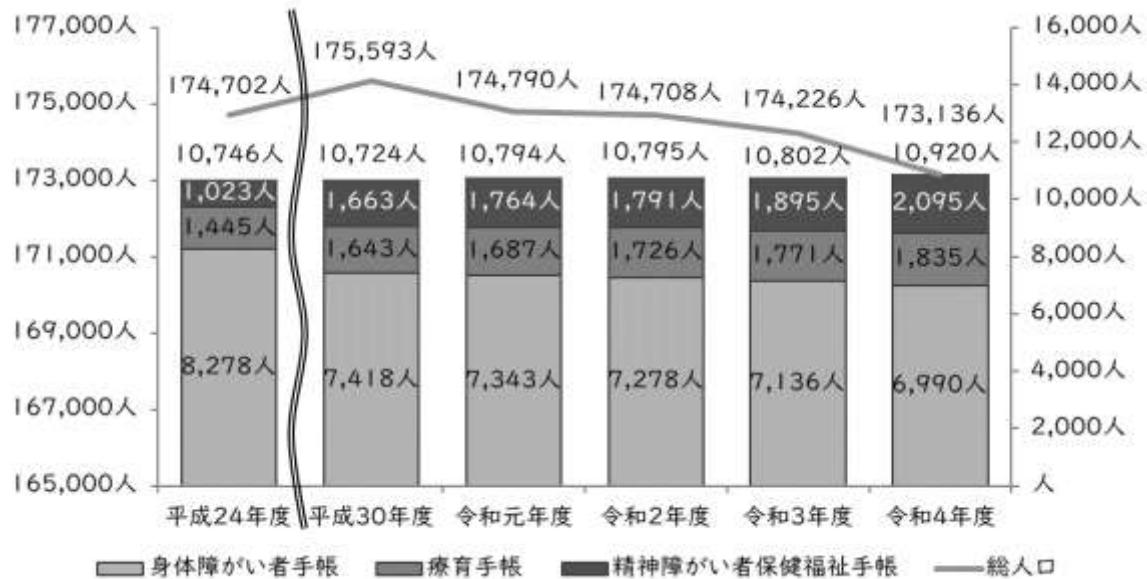
● 就労支援ネットワーク会議の令和3～4年度（2021～2022）の実施内容

目標	①障がい者の一般就労を支援する組織横断的な事業の企画運営 ②企業とのつながり作り ③就労定着支援に関する活動 ④一般就労にむけた支援ノウハウの普及浸透
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労をめざす当事者や支援者のための動画「自分にあった働き方について考える」を作成した。 ・リーフと共に催で障がい者雇用に関する企業情報交換会を開催し、一般企業へ就職した方の事例発表や市内企業の障がい者雇用に対する考え方や雇用の実例発表、グループワーク等を行い企業とのつながりづくりができた。 ・就労系福祉事業所にアンケート調査を実施し、一般就労への支援等の考え方やノウハウにばらつきがあることがわかった。 ・「福祉から就労へステップアップ意見交換会」を実施し、15事業所から18名の参加があった。 ・一般就労している当事者への就労定着支援として「はたらく仲間のコーヒータイム」を毎月定期開催した。

6. 障がい者の状況等

(1) 障がい者手帳所持状況

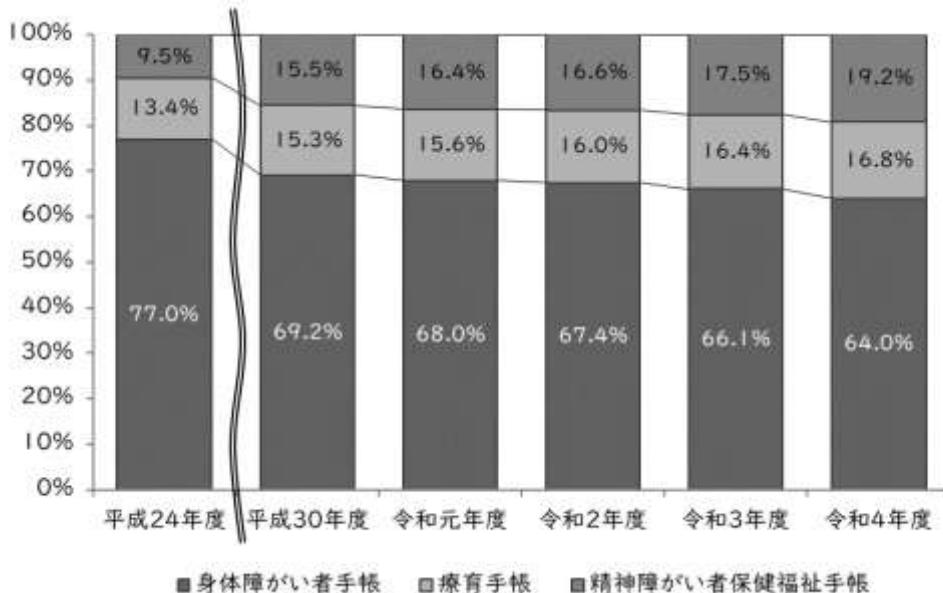
総人口及び障がい者手帳所持者の状況



	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口	175,593 人	174,790 人	174,708 人	174,226 人	173,136 人
対前年比		99.54%	99.95%	99.72%	99.37%
身体障がい者手帳	7,418 人	7,343 人	7,278 人	7,136 人	6,990 人
総人口比	4.22%	4.20%	4.17%	4.10%	4.04%
対前年比		98.99%	99.11%	98.05%	97.95%
療育手帳	1,643 人	1,687 人	1,726 人	1,771 人	1,835 人
総人口比	0.94%	0.97%	0.99%	1.02%	1.06%
対前年比		102.68%	102.31%	102.61%	103.61%
精神障がい者保健福祉手帳	1,663 人	1,764 人	1,791 人	1,895 人	2,095 人
総人口比	0.95%	1.01%	1.03%	1.09%	1.21%
対前年比		106.07%	101.53%	105.81%	110.55%
障がい者手帳所持者総数	10,724 人	10,794 人	10,795 人	10,802 人	10,920 人
総人口比	6.11%	6.18%	6.18%	6.20%	6.31%
対前年比		100.65%	100.01%	100.06%	101.09%

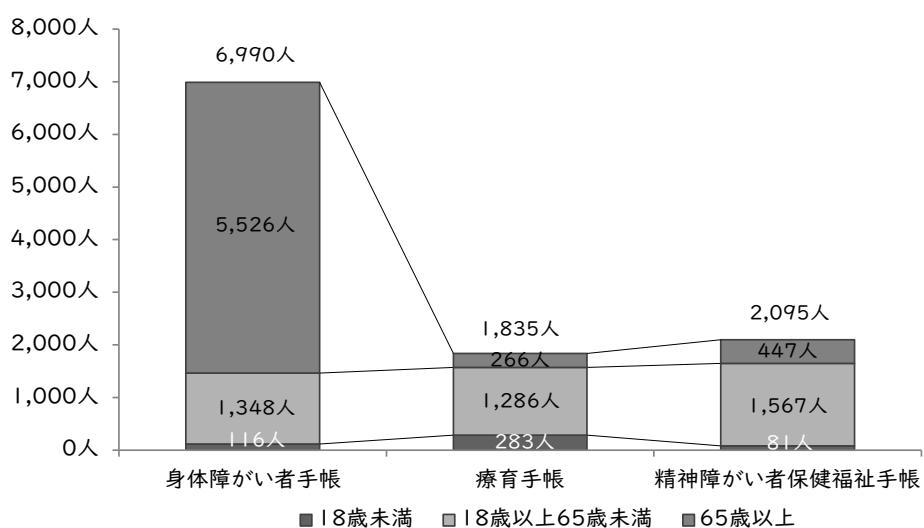
資料:総人口:住民基本台帳(年度末時点)、障がい者手帳所持者:島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者手帳所持者の構成比



資料:島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者手帳所持者の種類別年齢構成(令和4年度)



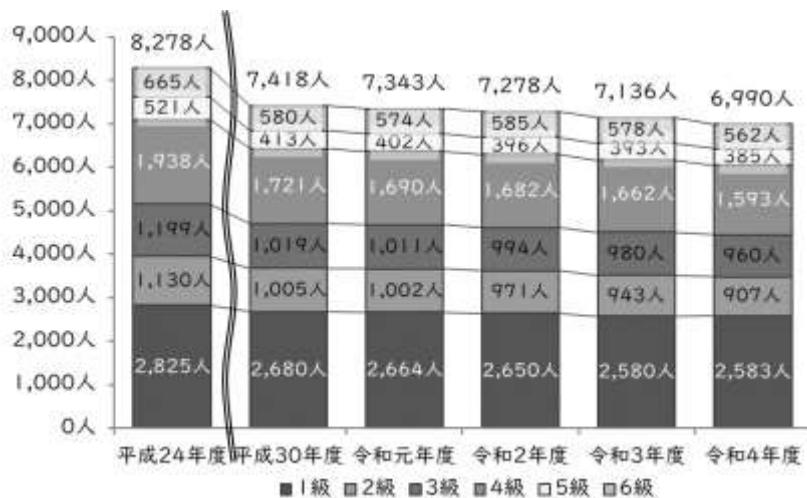
資料:島根県立心と体の相談センター業務概要

	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計	65歳以上割合
身体障がい者手帳	116人	1,348人	5,526人	6,990人	79.1%
療育手帳	283人	1,286人	266人	1,835人	14.5%
精神障がい者保健福祉手帳	81人	1,567人	447人	2,095人	21.3%

(2) 障がい種別の状況

○ 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者数【等級別】

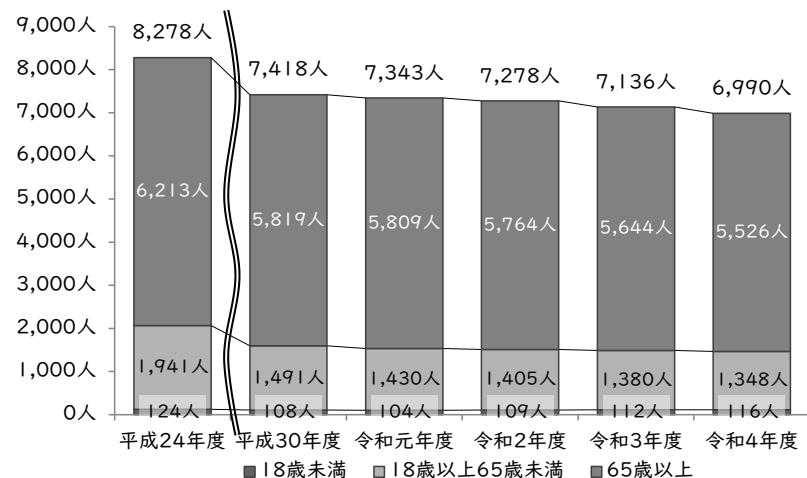


等級別身体障がい者手帳所持者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1級	2,680人	2,664人	2,650人	2,580人	2,583人
2級	1,005人	1,002人	971人	943人	907人
3級	1,019人	1,011人	994人	980人	960人
4級	1,721人	1,690人	1,682人	1,662人	1,593人
5級	413人	402人	396人	393人	385人
6級	580人	574人	585人	578人	562人
合計	7,418人	7,343人	7,278人	7,136人	6,990人
前年比		98.99%	99.12%	98.05%	97.95%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

身体障がい者手帳所持者数【年齢別】



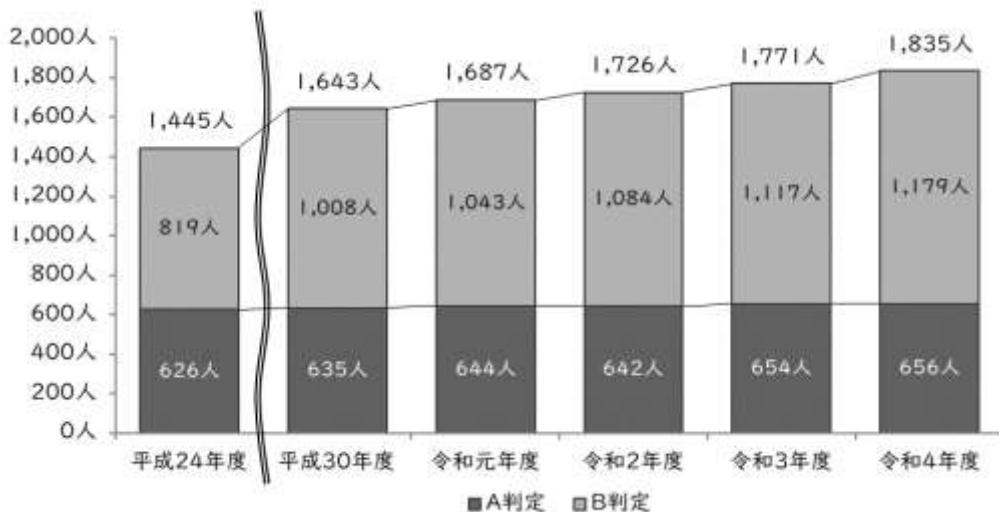
年齢別身体障がい者手帳所持者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18歳未満	108人	104人	109人	112人	116人
18歳以上65歳未満	1,491人	1,430人	1,405人	1,380人	1,348人
65歳以上	5,819人	5,809人	5,764人	5,644人	5,526人
合計	7,418人	7,343人	7,278人	7,136人	6,990人
65歳以上割合	78.44%	79.11%	79.20%	79.09%	79.06%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

○知的障がい者の状況

療育手帳所持者数【等級別】

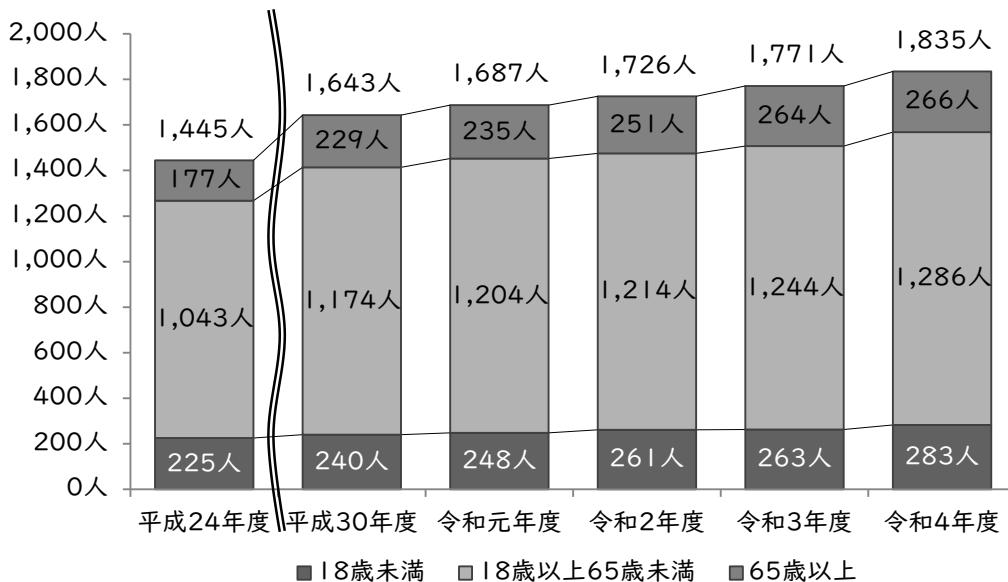


判定別療育手帳所持者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A 判定	635 人	644 人	642 人	654 人	656 人
B 判定	1,008 人	1,043 人	1,084 人	1,117 人	1,179 人
合計	1,643 人	1,687 人	1,726 人	1,771 人	1,835 人
前年比		95.26%	102.31%	102.61%	103.61%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

療育手帳所持者数【年齢別】



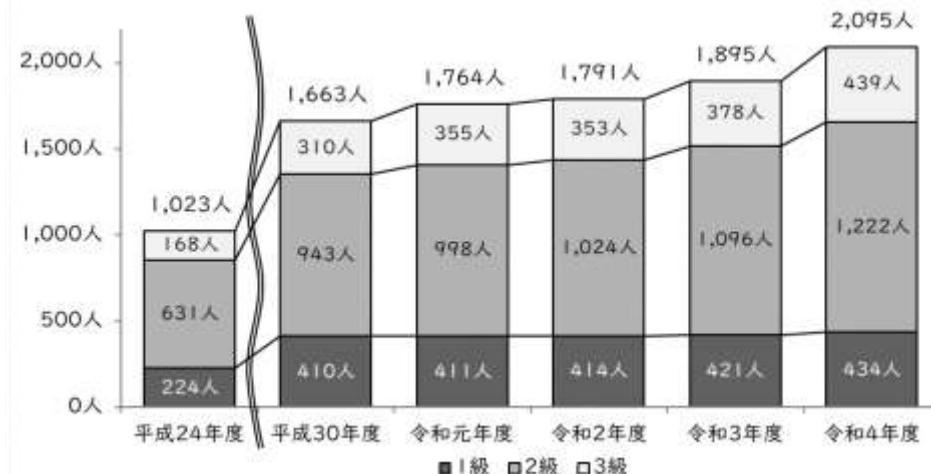
年齢別療育手帳所持者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18歳未満	240 人	248 人	261 人	263 人	283 人
18歳以上 65歳未満	1,174 人	1,204 人	1,214 人	1,244 人	1,286 人
65歳以上	229 人	235 人	251 人	264 人	266 人
合計	1,643 人	1,687 人	1,726 人	1,771 人	1,835 人
65歳以上割合	13.94%	13.93%	14.54%	14.91%	14.50%

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

○ 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数【等級別】

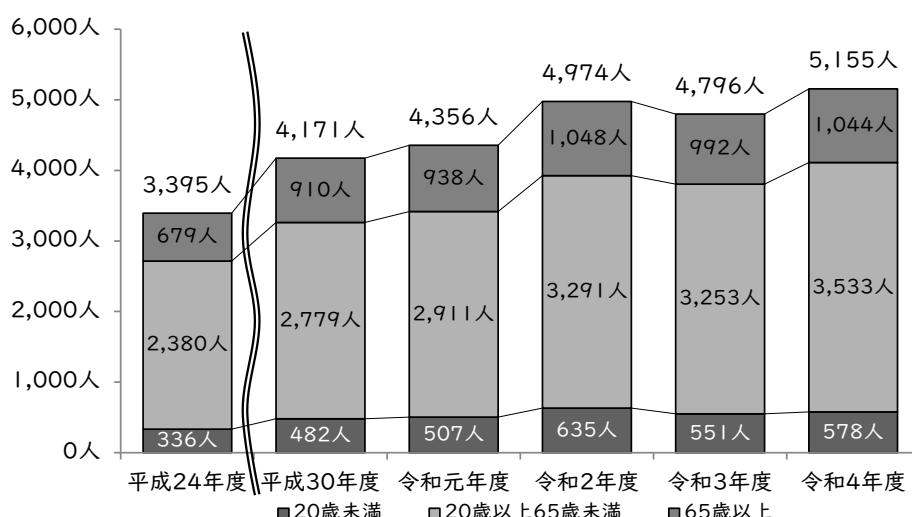


等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1級	410人	411人	414人	421人	434人
2級	943人	998人	1,024人	1,096人	1,222人
3級	310人	355人	353人	378人	439人
合計	1,663人	1,764人	1,791人	1,895人	2,095人
前年比		106.07%	101.53%	105.81%	110.55%

資料:島根県立心と体の相談センター業務概要

自立支援医療(精神通院医療)受給者数



自立支援医療(精神通院医療)受給者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
20歳未満	482人	507人	635人	551人	578人
20歳以上65歳未満	2,779人	2,911人	3,291人	3,253人	3,533人
65歳以上	910人	938人	1,048人	992人	1,044人
合計	4,171人	4,356人	4,974人	4,796人	5,155人
65歳以上割合	21.82%	21.53%	21.07%	20.68%	20.25%
前年比		104.44%	114.19%	96.42%	107.49%

資料:島根県立心と体の相談センター業務概要

○ 難病患者の状況

特定医療費受給者証(指定難病)の発行状況(令和5年3月末現在)

病名	受給者数 (人)	病名	受給者数 (人)
パーキンソン病	243	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	37
潰瘍性大腸炎	237	特発性拡張型心筋症	32
全身性エリテマトーデス	88	多発性硬化症／視神経脊髄炎	31
クローン病	88	網膜色素変性症	28
後縦靭帯骨化症	52	皮膚筋炎／多発性筋炎	31
好酸球性副鼻腔炎	77	サルコイドーシス	24
全身性強皮症	44	進行性核上性麻痺	21
下垂体前葉機能低下症	38	もやもや病	25
特発性間質性肺炎	46	特発性血小板減少性紫斑病	23
重症筋無力症	39	その他(87疾病)	503
合計			1,707

(参考) 令和4年(2022)3月末現在受給者数 1,668人

資料:島根県出雲保健所

(3) 障がい福祉サービスの支給決定状況

支援区別障がい者支給決定者数(各年度末時点) (単位:人)

支援区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分6	237	244	245	259	255
区分5	177	187	186	193	196
区分4	191	188	190	192	202
区分3	252	239	237	231	223
区分2	112	126	150	151	166
区分1	16	14	13	13	10
合計	985	998	1,021	1,039	1,052

支援区別障がい児支給決定者数(各年度末時点) (単位:人)

支援区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分3	285	337	237	231	223
区分2	120	94	150	151	166
区分1	19	8	13	13	10
合計	424	439	400	395	399

障がい福祉サービス支給決定状況の推移(各年度末時点) (単位:人)

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護等	384	384	402	387	395
生活介護	496	496	513	524	509
自立訓練(機能訓練)	8	5	5	6	4
自立訓練(生活訓練)	27	41	33	20	11
就労移行支援	41	46	26	31	25
就労継続支援A型	53	52	52	50	47
就労継続支援B型	578	575	633	704	775
就労定着支援	0	6	11	21	21
児童発達支援	86	91	70	76	75
放課後等デイサービス	306	319	353	357	394
保育所等訪問支援	129	133	83	70	45
短期入所支援	249	250	229	223	223
療養介護	58	58	52	51	49
共同生活援助	189	189	208	216	215
施設入所支援	288	288	289	293	283
自立生活援助	0	8	15	16	14
計画相談支援	1,450	1,456	1,488	1,552	1,584
地域移行支援	4	3	3	4	6
地域定着支援	70	72	85	91	105
障がい児相談支援	404	426	435	444	474

資料:出雲市福祉推進課調べ

(4) 各種相談実績

○相談支援事業

支援内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(件数)
福祉サービスの利用に関する支援	17,478	15,151	12,582	
障がいや病状の理解に関する支援	3,253	3,368	2,497	
健康・医療に関する支援	5,863	5,067	4,684	
不安の解消・情緒安定に関する支援	6,480	6,648	6,491	
保育、教育に関する支援	1,876	1,439	1,072	
家族関係・人間関係に関する支援	3,993	3,743	2,961	
家計・経済に関する支援	2,486	2,281	1,967	
生活技術に関する支援	1,356	1,717	1,552	
就労に関する支援	1,501	1,451	1,356	
社会参加・余暇活動に関する支援	452	509	581	
権利擁護に関する支援	324	237	191	
その他	4,028	3,480	3,137	
合計	49,090	45,091	39,071	

※障がい者、障がい児の保護者等からの相談に対して、市及び市内の委託相談支援事業所において行った支援件数

○障がい者虐待に関する相談・通報

虐待内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(件数)
身体的虐待	9(6)	4(1)	5(2)	
心理的虐待	9	8	7(2)	
経済的虐待	3	1	3	
放棄・放置	5	2	1	
性的虐待	1	2	1(1)	
不明	1	0	0	
合計	28(6)	17(1)	17(5)	

※種別区分は重複あり ※()は市が障がい者虐待の認定した数

○障がい者差別に関する相談

差別内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(件数)
不当な差別的取扱い	1	1	0	
合理的配慮の不提供	0	0	1	
その他	2	2	0	
合計	3	3	1	

7. アンケート集計結果概要

本計画の策定にあたり、障がい者やサービス事業者等へのアンケートを行いました。アンケートの実施にあたっては、厚生労働省の調査研究事業「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」を活用しました。

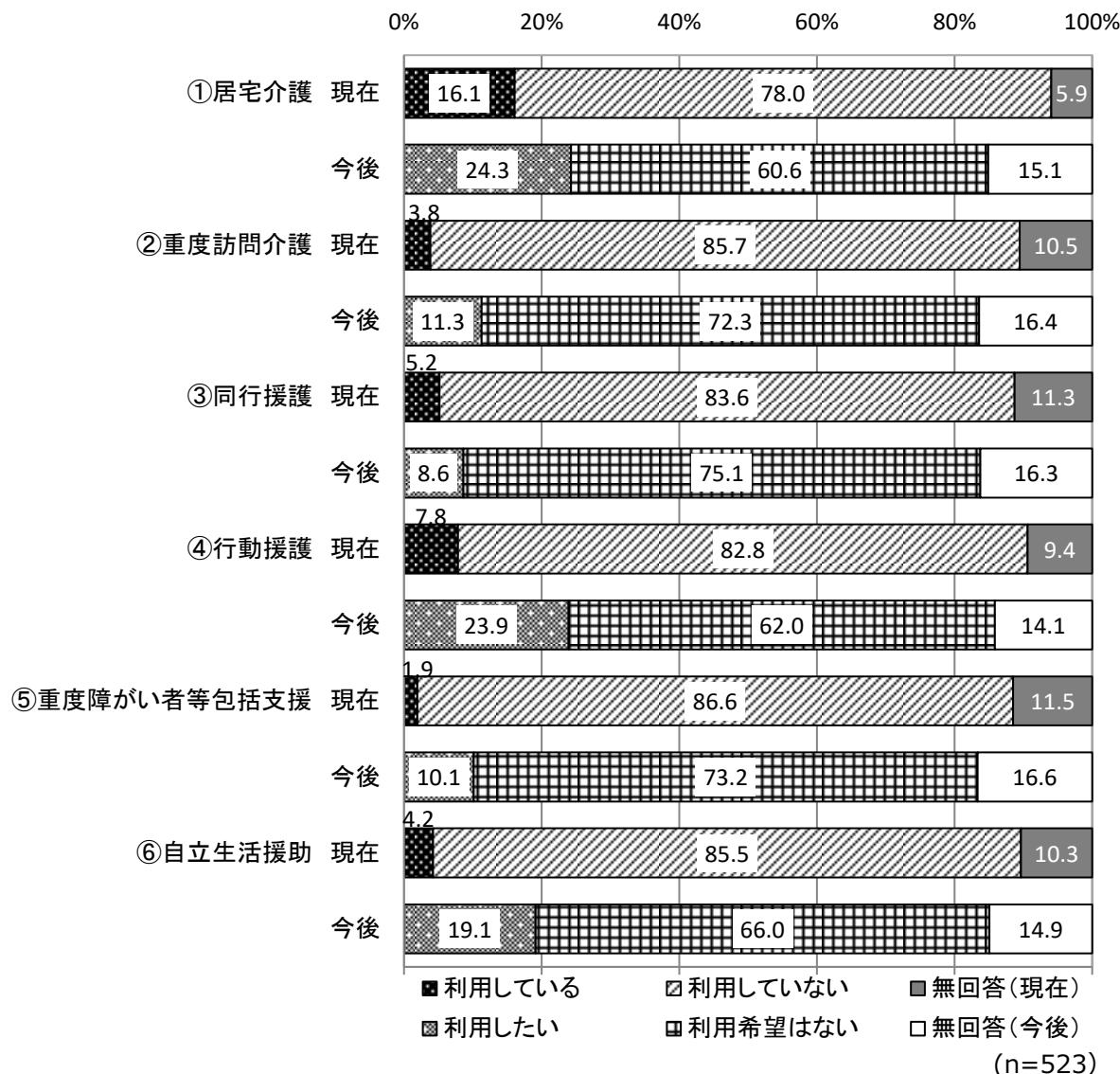
調査目的	① 移動支援事業、障がい者福祉タクシー制度の利用実態及びニーズ把握 ② 日中一時支援事業の利用実態及びニーズ把握 ③ 地域生活支援拠点整備事業(ささえ愛サポート)の利用実態及びニーズ把握 ④ 「第7期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」のニーズ把握 ⑤ 地域資源のニーズ把握 ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響
調査対象	◆利用者(当事者) サービス利用者、障がい者手帳所持者から1,000人を抽出 ◆運営法人、事業所 本市内でサービスを提供している全事業所(137事業所) 及びその運営法人(80法人)
調査方法	利用者:直接記入式の調査票を郵送により発送・回収 運営法人、事業所:Webによる回答
調査実施時期	令和4年(2022)8月26日(金)~10月7日(金)
回答状況	利用者 523人 (52.3%) 運営法人 66法人 (82.5%) 事業所 112事業所(81.8%)

(Ⅰ) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業に係る結果

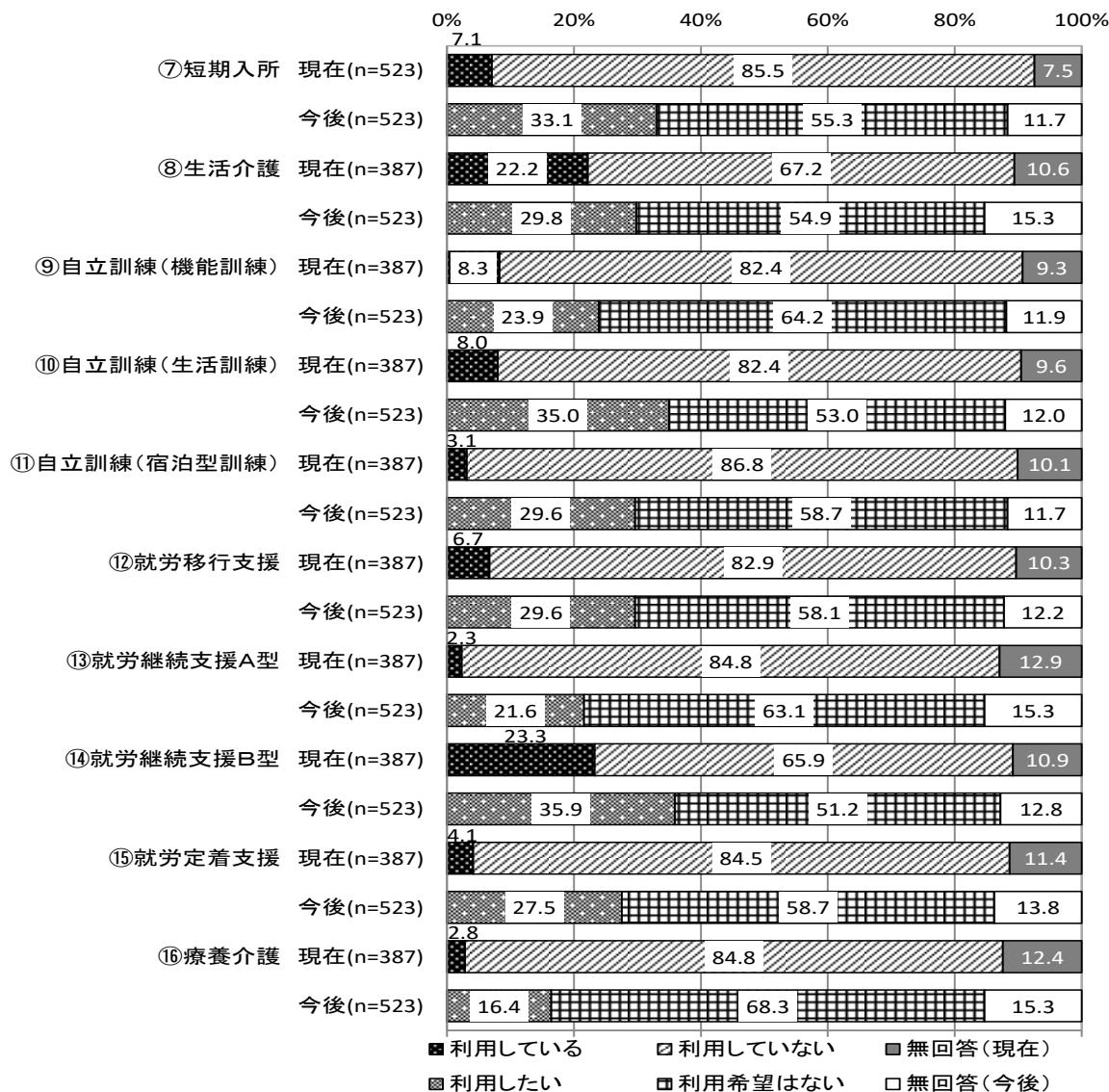
【利用者】アンケート

[Ⅰ] あなたは、次の障がい福祉サービスを利用していますか。また、今後利用したいですか。

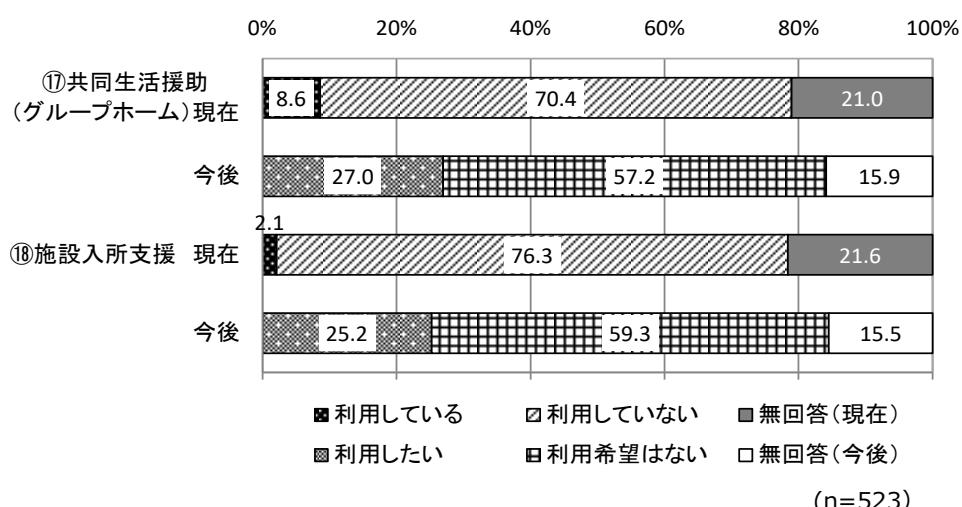
◆ 訪問系サービス(①から⑥それぞれの現在と今後に○を1つずつ)



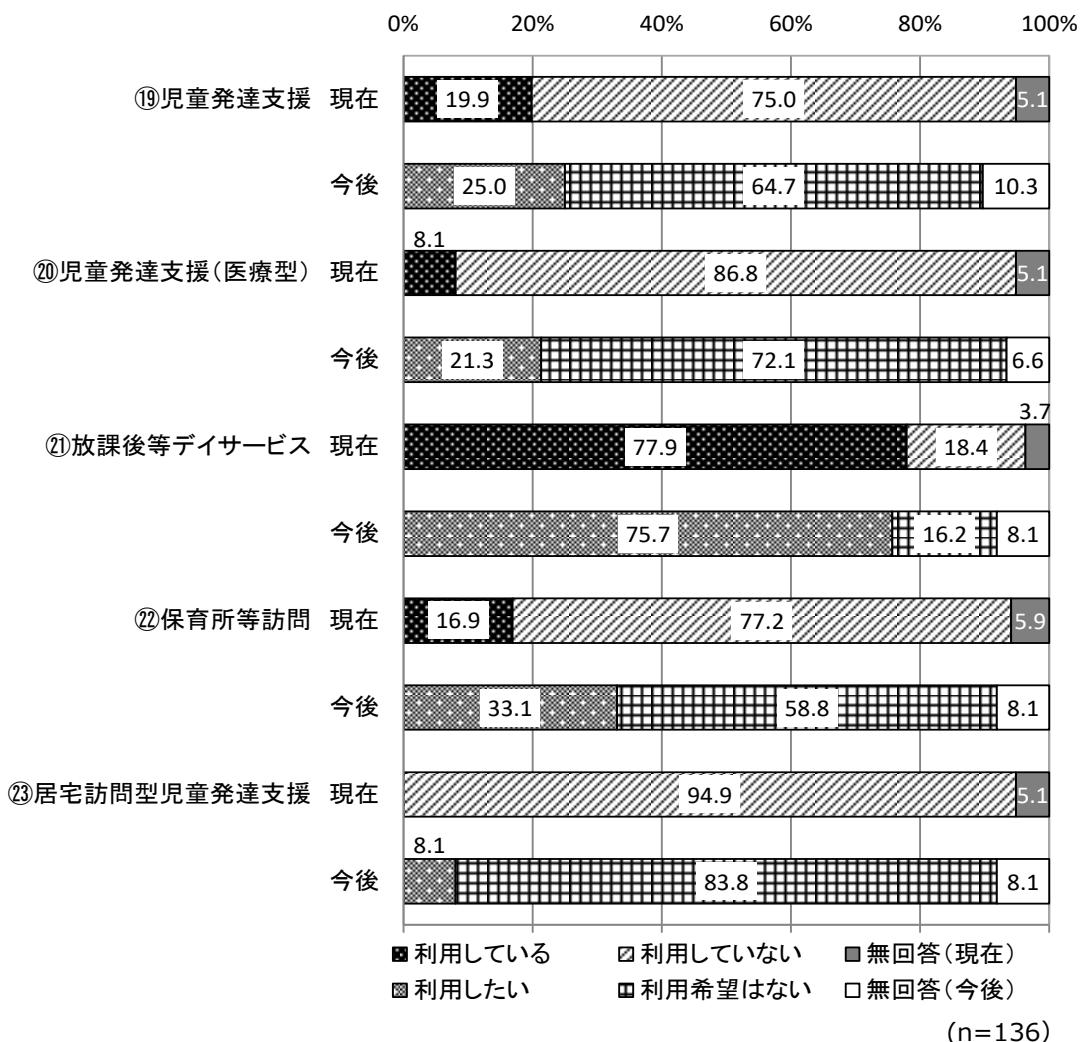
◆日中活動系サービス（18歳以上の方：⑦から⑯それぞれの現在と今後に○を1つずつ、18歳未満の方：⑦は現在と今後に○を1つずつ、⑧から⑯は今後にのみ○を1つ）



◆ 居住系サービス（⑰と⑱それぞれの現在と今後に○を1つずつ）

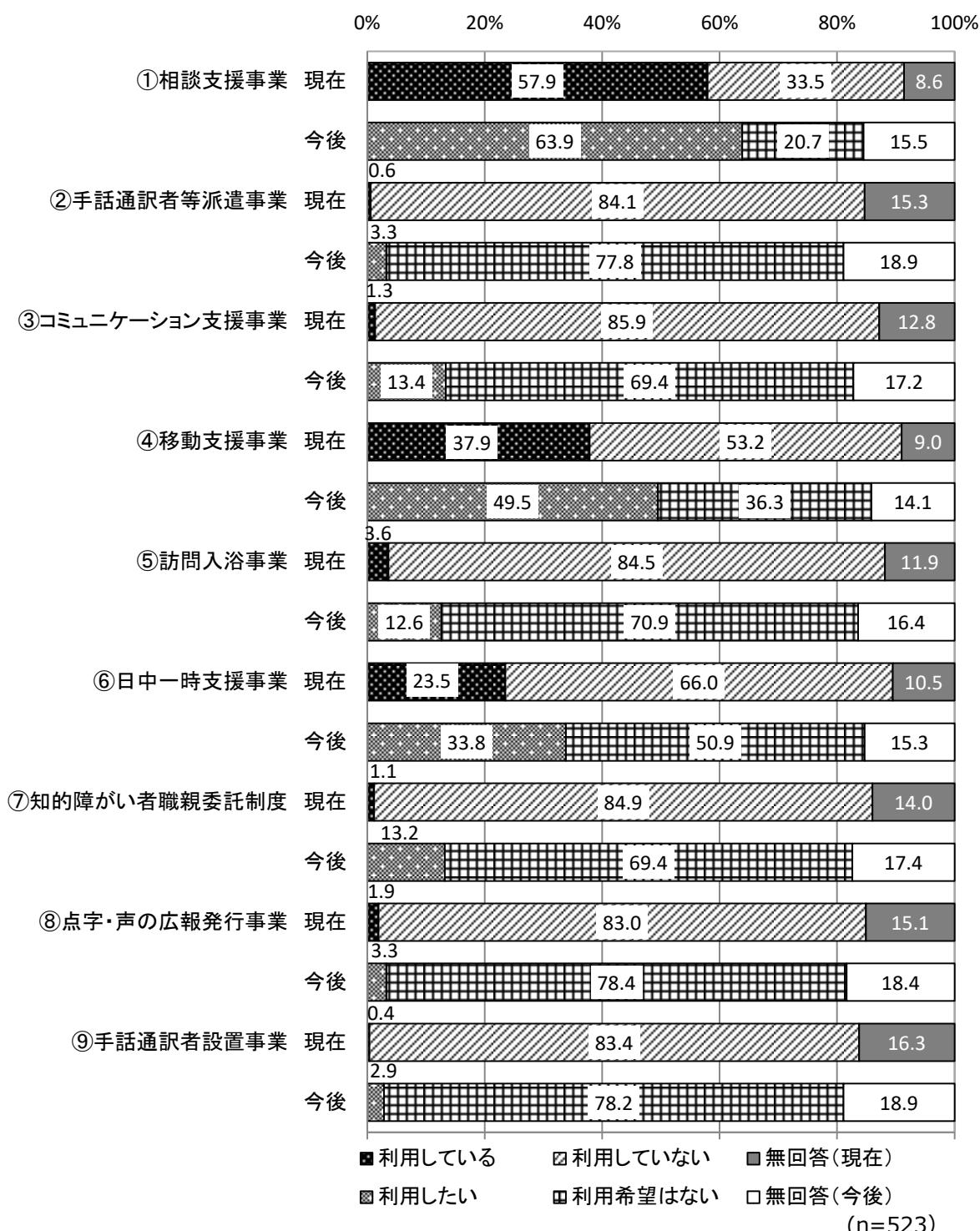


◆ 児童に関するサービス(18歳未満の方:⑯から⑬それぞれの現在と今後に○を1つずつ)



- 概ね、どのサービスも今後の利用希望が現在の利用より多くなっています。
- 「共同生活援助(グループホーム)」は今後の利用意向が27%、「施設入所支援」は今後の利用意向が25.3%とともに高くなっています。
- 「放課後等デイサービス」は現在77.9%の利用に対して、今後の利用が75.7%となっています。

[2] あなたは、次の地域生活支援事業を利用していますか。また、今後利用したいですか。

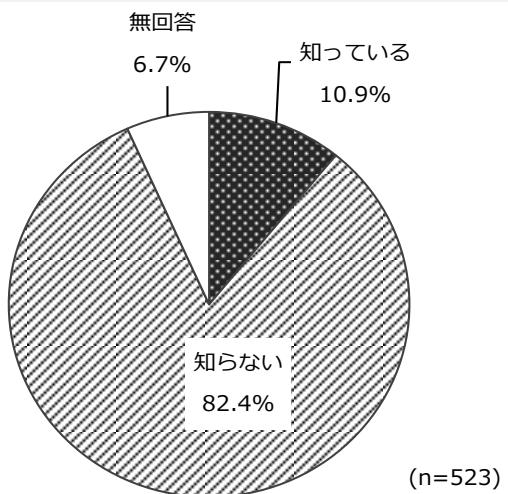


- いずれのサービスにおいても、今後の利用希望が現在の利用より多くなっています。
- 「相談支援事業」は今後の利用意向が63.9%と最も高く、次いで「移動支援事業」「日中一時支援事業」が高くなっています。

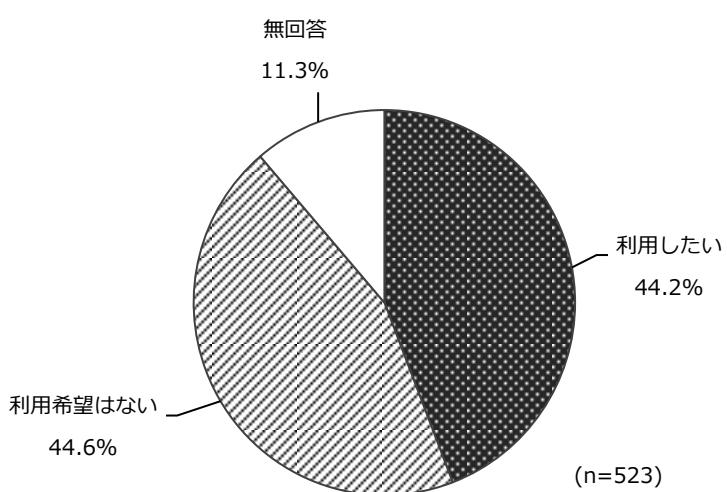
(2) 地域生活支援拠点整備事業(ささえ愛サポート)に係る結果

【利用者】アンケート

[1] 地域生活支援拠点(ささえ愛サポート)を知っていますか。



[2] 地域生活支援拠点(ささえ愛サポート)を今後利用したいですか。

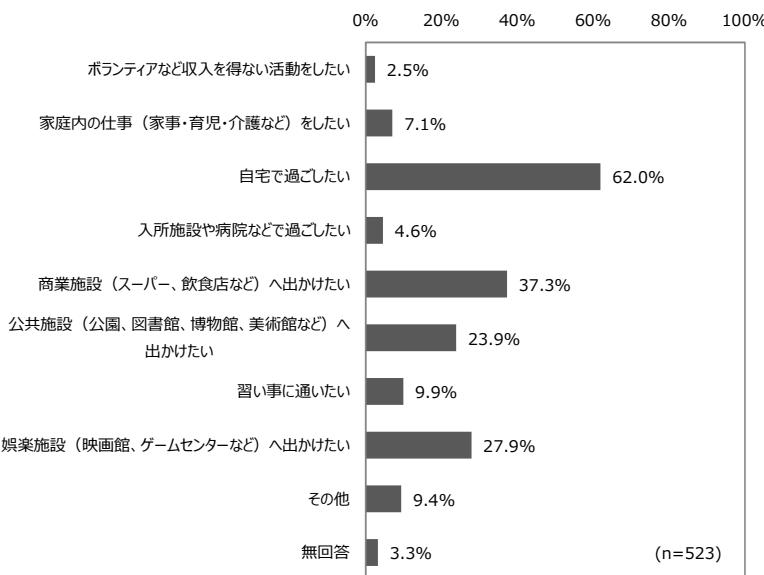


- 「地域生活支援拠点(ささえ愛サポート)」を知っているのは10.9%ですが、今後の利用希望が44.2%となっています。

(3) 地域資源のニーズに係る結果

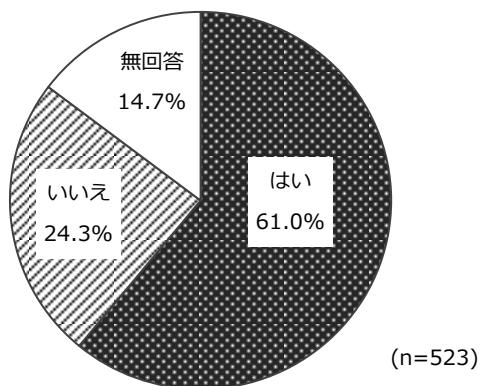
【利用者】アンケート

[1] あなたは、休日どのように過ごしたいですか。(あてはまるものすべてに○)

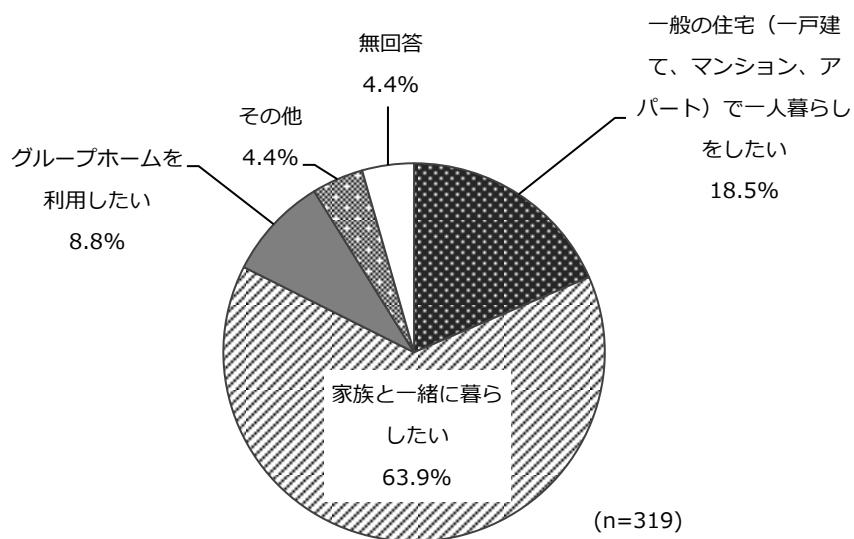


その他の内容：友達と過ごす／自然と触れ合う／家族と外出／旅行、など

[2] あなたは、施設以外の住み慣れた地域で生活したいですか。

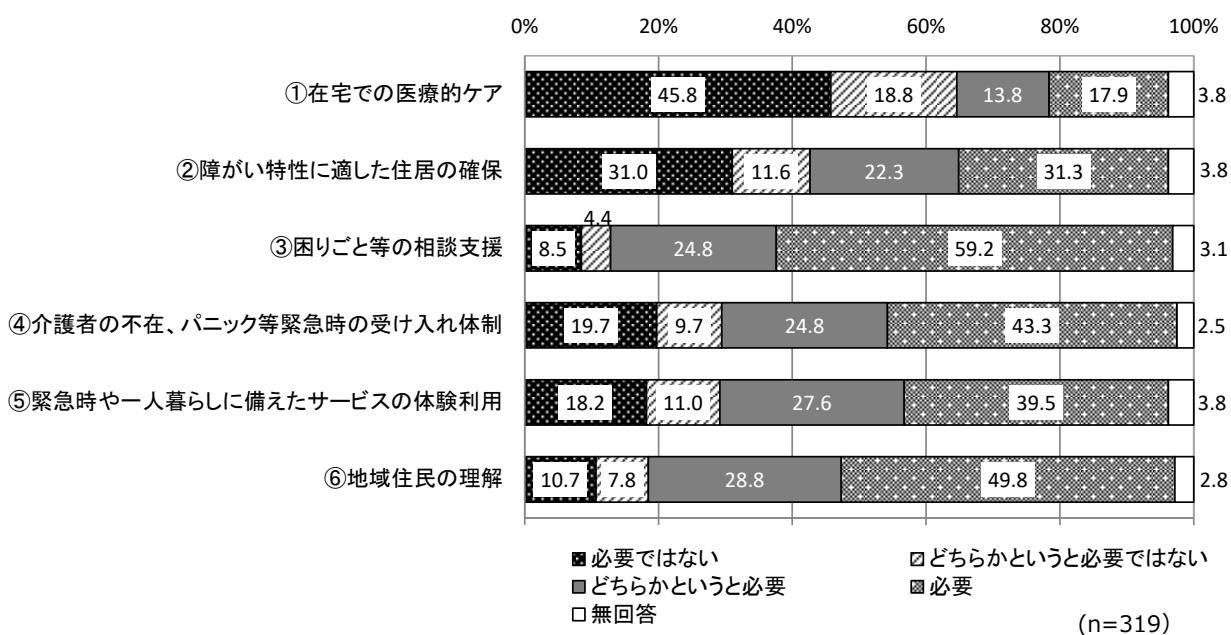


[3]どのような生活を希望しますか。(○は1つ)



他の内容: 考え中、わからない／バリアフリーで、何かあればいつでも人（介助者）が助けてくれる環境があれば、自宅で生活したい、など

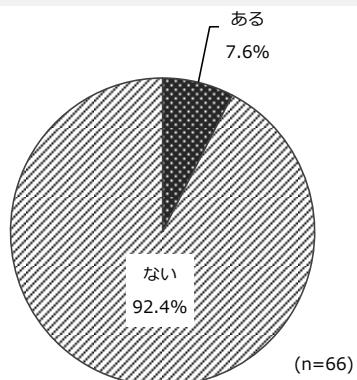
[4]住み慣れた地域で生活するためにどのようなことが必要ですか。(①から⑥それぞれ○を1つずつ)



- 休日の過ごし方の希望は、「自宅で過ごしたい」が最も多く62%、次いで「商業施設へ出かけたい」37.3%、「娯楽施設へ出かけたい」27.9%となっています。
- 施設以外の住み慣れた地域での生活希望が61%、その中で「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く63.9%となっています。
- 住み慣れた地域で生活するために必要なこととして「困りごと等の相談支援」が最も多く84%、次いで「地域住民の理解」78.6%となっています。

【法人】アンケート

[1] 貴法人内の各事業所の拡張予定はありますか。(○は1つ)

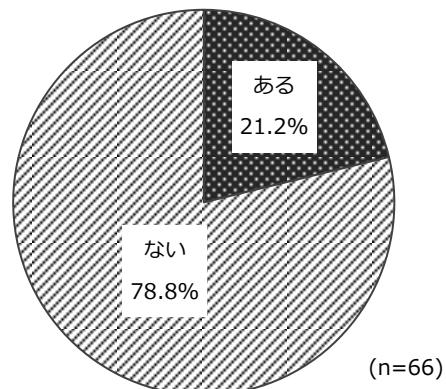


●「ある」の回答数が5件、「ない」が61件となっています。

[1-1] 「ある」を選択した法人にお聞きします。拡張する事業所名、事業名、利用定員を記入し、拡張時期を選択してください。

法人	事業名	利用定員(人)	拡張時期					
			拡張前	令和4年中	令和5年中	令和6年中	令和7年中	令和8年中
A	就労継続支援 B型	20	○					
		35						
B	相談支援事業	3	○					
		10						
C	就労継続支援 B型	10				○		
		20						
D	就労継続支援 B型	0				○		
		20						
E	居宅介護	1	○					
		3						

[2] 貴法人内の各事業所で、新規事業への参入予定はありますか。(○は1つ)

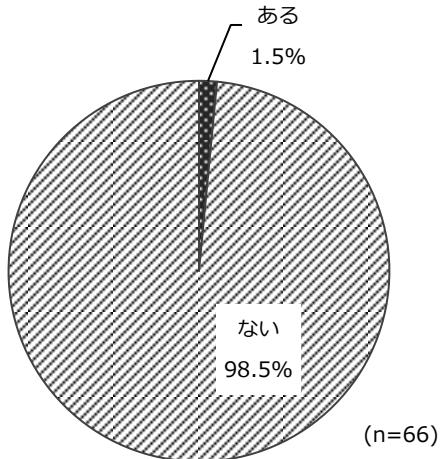


●「ある」の回答数が14件、「ない」が52件となっています。

[2-1]「ある」を選択した法人にお聞きします。事業所名、参入する事業名、利用定員を記入し、参入時期を選択してください。

法人	事業名	利用定員(人)	参入時期					
			令和4年中	令和5年中	令和6年中	令和7年中	令和8年中	未定
A	放課後等デイサービス	10						○
B	共同生活援助	20		○				
C	就労継続支援 B型	20					○	
C	居宅介護	20						○
D	短期入所	空床型	○					
E	居宅介護事業	20		○				
E	児童発達支援・放課後等デイサービス	10		○				
E	就労継続支援 B型	10		○				
F	放課後等デイサービス	10						○
F	地域生活支援事業	5						○
G	就労移行支援	8				○		
H	未定	20		○				
I	放課後等デイサービス	10			○			
J	放課後等デイサービス	10		○				
K	放課後等デイサービス	10						○
L	未定	未定		○				
M	未定	未定						○
N	未定	未定						○

[3] 貴法人内の各事業所で、廃止する予定の事業はありますか。(○は1つ)

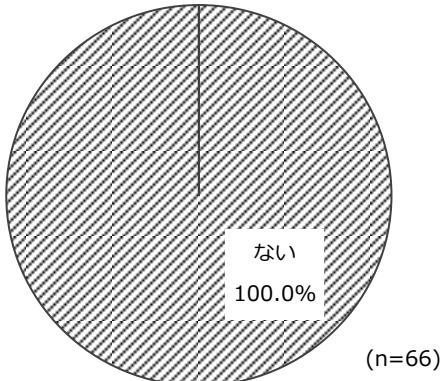


●「ある」の回答数が1件、「ない」が65件となっています。

[3-1]「ある」を選択した法人にお聞きします。事業所名、廃止する事業名、利用定員を記入し、廃止時期を選択してください。

法人	事業名	定員(人)	廃止時期					
			令和4年中	令和5年中	令和6年中	令和7年中	令和8年中	未定
A	日中一時支援事業	2	○					

[4] 貴法人内の各事業所で、縮小する予定の事業はありますか。(○は1つ)



●「ない」の回答数は66件、「ある」は0件となっています。

8. 障がい福祉サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容	対象者
介護給付		
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	自宅での介護を必要とする者 《障がい支援区分1以上》
重度訪問介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする者 《障がい支援区分4以上で2肢以上に麻痺があり、認定項目調査で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外で認定された者》
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常時介護を必要とする者 《障がい支援区分3以上》
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。	常時介護を必要とする者であって、その介護の必要な程度が著しく高い者 《障がい支援区分6》
同行援護	外出時に同行し、移動に必要な情報提供とともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。	視覚障がいにより移動に困難を有する者
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする者 《障がい支援区分1以上》
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者 《障がい支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている者、障がい支援区分5以上で重症心身障がい者、進行性筋萎縮症又は医療的ケアスコアが16点以上である者など》
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 《障がい支援区分3以上、50歳以上は障がい支援区分2以上》
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	夜間において介護が必要な者、通所によって介護等を受けることが困難な者 《障がい支援区分4以上、50歳以上は障がい支援区分3以上》

サービス名	サービス内容	対象者
訓練等給付		
自立訓練 (機能訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のための支援を必要とする者
自立訓練 (生活訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援を必要とする者
自立訓練 (宿泊型)	住居の場を提供し、一定期間家事等日常生活能力を向上するための支援、生活能力の維持・向上のための訓練や相談支援を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる者
就労継続支援 (A型)	通所により、雇用計画に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用計画に基づく就労が可能な者
就労継続支援 (B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者
就労定着支援	就労に伴い生じている生活面の課題の解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、適性等に合った就労選択の支援を行います。	就労アセスメントの手法を通して、利用者の適正にあった職場への就労を希望する者
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等を行います	常時介護等の支援が必要な者で共同生活により安定した生活をおくことができる者 《障がい支援区分3以上、50歳以上は障がい支援区分2以上》
障がい児通所支援		
児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	集団療育・個別療育が必要な乳幼児(就学前)
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	外出することが困難な重症心身障がい児
放課後等 デイサービス	障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会を提供します。	集団療育・個別療育が必要な児童・生徒(就学後)
保育所等訪問	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を行います。	保育所等に通う、または児童養護施設等に入所する支援の必要な乳幼児・児童・生徒

9. 地域生活支援事業の種類と内容

サービス名	サービス内容	対象者
相談支援事業	<p>障がい者からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、福祉サービスの利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。</p> <p>市は次の事業所に事業を委託しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ハートピア出雲、光風園、さざなみ学園、ふあっと、出雲サンホーム、かのん、プレーゲ、そうゆう相談センター、太陽の里 </div>	在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等
手話通訳者等派遣事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある者
日常生活用具給付	<p>重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。</p> <p>負担上限月額の「所得を判断する際の世帯の範囲」は補装具と同じです。</p> <p>日常生活用具の基準額について、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯は100%、市民税課税世帯は90%を給付します。</p> <p>同じ給付種目がある場合は、介護保険制度が優先します。原則、耐用年数期間内は給付できません。</p>	重度障がい者で、日常生活を営むことに支障がある者
住宅改修費給付事業	<p>在宅の重度障がい(児)者が、段差解消などの住環境の改善を行う場合の、用具の購入費及び改修工事費を給付します。給付の額は、対象経費(助成上限額20万円)の市民税非課税世帯及び被保護世帯は100%、一般世帯は90%を給付します。</p> <p>原則、給付は1回で、改修の前に申請が必要です。(事後申請は対象になりません。)</p> <p>また、介護保険制度の住宅改修費給付事業が優先します。</p>	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)を有する方で、障がい等級1~3級の方(特殊便器については上肢障がい2級以上でも可)
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障がある者が病院又は診療所へ入院したときに、居宅介護従事者又は重度訪問介護従事者を派遣します。	重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している者で、市が定める要件を満たす者
移動支援事業	<p>屋外での移動が困難な障がい者(児)について、外出のための支援を行います。</p> <p>社会参加、短期入所時の送迎、通勤、通学など。</p>	屋外での移動に介助、支援が必要な者

サービス名	サービス内容	対象者
地域活動支援センター事業	<p>通所により、次の訓練等及び、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者生活介護型のみ、サービス給付のため受給者証の交付と利用者負担があります。 	
障がい者 生活介護型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体機能又は生活能力向上のための訓練 ・ 入浴、排せつ、食事等の介護 	身体障がい者、知的障がい者、難病患者
精神障がい者 通所型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活訓練、家事訓練等の訓練 ・ 会話、生活マナー等の社会適応訓練 	精神障がい者
障がい者 共同作業所移行型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活及び社会適応のために必要な訓練 	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者
訪問入浴事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。心身の状況から清拭や部分浴も行います。	自宅での入浴が困難で、入浴の支援が必要な者
日中一時支援事業	障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者(児)の日中一時預かりを行います。	家族等の都合等により、日中の一時預かりが必要な者
重度訪問介護利用者 大学修学支援事業	重度障がい者が修学するために、必要な支援体制を、大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等のサービスを提供します。	重度訪問介護利用者で大学に在籍している者
知的障がい者 職親委託制度	知的障がい者の自立支援に熱意を有する事業経営者等の私人に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	知的障がい者
障がい者自動車運転 免許取得費補助事業	<p>障がい者が運転免許を取得するための経費を助成します。</p> <p>助成限度額 対象経費の2/3以内(上限10万円)</p>	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
身体障がい者自動車 改造費助成事業	<p>①身体障がい者自身が、所有し運転する自動車を改造する場合</p> <p>②身体障がい者が自動車に乗降するための改造をする場合</p> <p>上記①、②の改造経費を助成します(事前申請)。</p>	<p>身体障がい者</p> <p>※②は肢体不自由障がい1、2級のみ</p>

10. 計画見込数値(島根県報告数値)

(1) 成果目標

①相談支援体制の充実・強化等

- 地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくり

成果目標:総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化に向けた取組 基幹相談支援センターの機能を踏まえた、地域の相談支援体制のあり方について検討	実施
---	----

- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

成果目標:地域づくりに向けた協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善 協議会において地域の障がい者の事例検討を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえた支援体制の整備につなげていく取組を行うために必要な協議会の体制の確保	実施
--	----

- 強度行動障がいを有する者への支援の充実

成果目標:強度行動障がいを有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 強度行動障がいを有する者への、地域の関係機関が連携した支援の充実	実施
---	----

②障がい福祉サービス等の質の向上

- 障がい福祉サービスの質の向上のための体制を構築

成果目標:障がい福祉サービスの質向上のための体制を構築 研修会や説明会の開催、請求審査のフィードバック等での指導・助言を通じて、市職員及びサービス提供事業所職員の知識・技能向上	実施
---	----

③地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活移行者の増加

成果目標:令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行 令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに、グループホーム等へ移行する者の数	17人以上
--	-------

- 施設入所者の削減

成果目標:令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減 令和4年度末入所者数から令和8年度入所者数を差し引きした減少数	14人以上
--	-------

- 地域生活支援拠点等の整備

成果目標:地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討 施策推進協議会における地域生活支援拠点等(コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築)の実績を踏まえた検証・検討	年1回以上
---	-------

④福祉施設(福祉就労)から一般就労への移行

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加

成果目標:令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(28人)の1.28倍以上	
令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	38人

- 就労移行支援、就労継続支援A型、B型を通じた一般就労への移行者数の増加

成果目標:令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(8人)の1.31倍以上	
令和8年度に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	10人
成果目標:令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(17人)の1.28倍以上	
令和8年度に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	24人
成果目標:令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数(3人)の1.29倍以上	
令和8年度に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	4人

- 就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加

成果目標:市内就労移行事業所(3事業所)の半数以上	
令和8年度に就労移行率が5割以上の事業所数	2事業所

- 就労定着支援事業の利用者の増加

成果目標:令和3年度末時点の就労定着支援事業利用者数(15人)の1.41倍以上	
令和8年度末時点で就労定着支援事業を利用する者の数	21人

- 就労定着支援事業の就労定着率

成果目標:市内就労定着支援事業所(4事業所)の4分の1以上	
令和8年度に就労定着率が7割以上の事業所数	1事業所

⑤地域で障がい児を支える相談支援体制の強化

- 児童発達支援センターの設置

成果目標:児童発達支援センターの設置	
令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置数	3か所

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

成果目標:児童発達支援事業所2か所以上の確保	
令和8年度末時点の児童発達支援事業所の設置数	2か所以上
成果目標:放課後等デイサービス事業所2か所以上の確保	
令和8年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	2か所以上

- 障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進する体制の構築

成果目標: 障がい児のライフステージに沿った包括的で切れ目のない支援体制の構築	
中核となる児童発達支援センター設置に向けた検討	実施

(2) 活動指標

○地域の相談支援体制の強化及び関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくり

項目・内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会専門部会での検討会の実施回数	12回	12回	12回

○中核相談支援事業所による地域の相談支援事業所に対する専門的な助言・人材の育成支援

項目・内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問等による専門的な指導・助言件数	31件	31件	31件
人材育成の支援件数	31件	31件	31件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	3回	3回

○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目・内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討の実施回数	4回	4回	4回
事例検討の参加事業所数	33事業所	33事業所	33事業所
専門部会の設置数	3つ	3つ	3つ
専門部会の実施回数	18回	18回	18回

○障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目・内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	9人	9人	9人

○障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目・内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有【体制の有無 有:1 無:0】	1	1	1
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有【実施回数】	1回	1回	1回

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目・内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(施策推進協議会、専門部会等)	7回	7回	7回

各サービス利用者のうち精神障がい者の利用者数

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	3人	3人	3人
地域定着支援	105人	116人	128人
共同生活援助	74人	80人	86人
自立生活援助	10人	10人	10人
自立訓練(生活訓練)	5人	5人	5人

○医療的ケア児に対する、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整する体制の強化

項目・内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	20人	21人	22人

(3) 各種サービスの計画値

区分	サービス名	R3 実績	R4 実績	R5 実績見込	R6 計画	R7 計画	R8 計画	単位
訪問系	居宅介護等	4,671	4,750	4,992	5,239	5,498	5,770	時間/月
日中活動系	生活介護	9,509	9,294	9,504	9,540	9,577	9,614	人日/月
	自立訓練(機能訓練)	66	68	73	78	83	88	人日/月
	自立訓練(生活訓練)	413	241	200	210	220	230	人日/月
	就労移行支援	423	387	330	345	360	380	人日/月
	就労継続支援A型	1,014	874	1,056	1,090	1,115	1,140	人日/月
	就労継続支援B型	8,410	8,813	8,654	9,967	10,137	10,309	人日/月
	就労定着支援	15	19	23	27	33	39	人/月
	就労選択支援	—	—	—	—	1,800	2,000	人日/月
	短期入所支援	261	236	247	259	270	283	人日/月
	療養介護	51	50	50	49	48	47	人/月
居住系	共同生活援助	212	214	215	234	245	256	人/月
	施設入所支援	288	283	285	280	275	269	人/月
	自立生活援助	19	12	9	15	16	18	人/月
相談支援	計画相談支援	762	763	791	805	825	845	人/月
	地域移行支援	3	3	5	5	6	7	人/月
	地域定着支援	78	95	102	133	157	186	人/月
補装具給付		430	376	410	415	420	425	利用者数/年
障がい児通所支援	児童発達支援	374	317	377	384	391	399	人日/月
	放課後等デイサービス	4,367	4,348	4,854	4,959	5,067	5,177	人日/月
	保育所等訪問支援	13	1	1	5	10	15	人日/月
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	3	人日/月
障がい児相談支援		336	337	341	344	347	351	人/月
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	引き続き、障がい者への理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。						
	自発的活動支援事業	0	0	2	2	2	2	団体/年
	相談支援事業	9	9	9	9	9	9	箇所/年
	成年後見制度利用支援事業	市長申立て	0	1	2	3	3	件/年
		報酬助成	7	6	7	8	8	
	意思疎通支援事業	手話通訳等登録者数	165	163	175	175	190	人/年
		派遣事業実利用者数	40	41	43	45	45	
		手話奉仕員新規登録者数	10	—	12	—	15	
		日常生活用具給付等事業	846	863	861	864	866	
	移動支援事業	18,678	19,183	20,180	21,229	22,333	23,494	時間/年
	地域活動支援センター	障がい者生活介護型	3	2	2	2	2	人/年
		精神障がい者通所型	155	161	160	160	160	
		障がい者共同作業所移行型	12	10	10	10	10	
	訪問入浴事業	1,243	1,179	1,203	1,200	1,200	1,200	回/年
	日中一時支援事業	13,115	12,469	11,854	12,000	12,200	12,400	時間/年

区分	サービス名	R3 実績	R4 実績	R5 実績 見込	R6 計画	R7 計画	R8 計画	単位
地域生活支援事業	コミュニケーション支援事業	0	0	1	3	3	3	回/年
	重度訪問介護利用者大学修学支援事業	利用者や対象期間が限定される事業のため、目標値は定めませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促していきます。						
	職親委託事業	就労に関する様々なサービスが整備されてきたこともあり、第6期においては1事業者のもとで利用がありました。第7期においても一般就労に向け引き続き支援に取り組みます。						
	身体障がい者自動車改造費助成事業	7	10	10	10	10	10	件/年
	身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業	1	0	10	10	10	10	件/年
出雲市独自サービス	障がい者福祉タクシー	一般用	34,450	32,691	34,886	34,890	34,890	枚/年
		車いす用	11,887	12,058	12,868	12,870	12,870	
		ストレッチャー用	1,930	2,105	2,246	2,250	2,250	
	腎臓機能障がい者通院費助成事業	179	181	179	183	183	183	人/年
	自立支援医療費助成事業	5,423	5,257	6,011	6,251	6,501	6,761	人/年
	手話普及推進条例	条例に基づき以下の施策を実施していきます。 (1)手話に触れる機会の拡大 (2)手話を学ぶ機会の確保 (3)手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大 (4)手話による意思疎通支援の充実 (5)手話通訳者等の育成及び確保 (6)その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援						
	障がい者福祉施設整備費補助	第6期中は、令和3年度(2021)1件、令和4年度(2022)3件の助成を行いました。令和5年度(2023)は1件の見込みです。 第7期については、事業者の意向確認が困難なことから目標値を定めませんが、県と連携して事業を行います。						
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	7	4	5	5	6	7	件/年
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	0	0	2	2	2	2	件/年

Ⅺ. 障がい福祉サービス給付費の推移

単位:円

区分	サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
介護給付費・訓練等給付費等	居宅介護等	272,776,442	281,148,914	296,214,000
	療養介護	164,421,214	162,842,895	168,362,000
	生活介護	1,214,539,148	1,208,437,794	1,251,216,000
	短期入所	38,375,074	40,701,825	43,684,000
	施設入所支援	458,179,274	463,375,946	485,655,000
	共同生活援助	312,714,691	323,160,834	332,651,000
	自立訓練(宿泊型)	8,521,680	7,966,210	9,331,000
	自立生活援助	4,757,474	3,994,900	5,041,000
	自立訓練(機能型)	6,412,897	7,528,439	8,129,000
	自立訓練(生活型)	22,129,239	9,320,045	17,085,000
	就労移行支援	38,444,355	45,535,320	41,390,000
	就労継続支援(A型)	94,584,256	82,116,781	92,004,000
	就労継続支援(B型)	853,314,949	932,955,059	927,243,000
	就労定着支援	5,310,730	6,675,510	6,843,000
	計画相談支援	150,606,136	152,562,987	154,847,000
	地域移行支援	1,355,210	2,024,200	1,842,000
	地域定着支援	6,262,910	11,168,730	7,978,000
	療養介護医療費	48,289,739	49,644,172	56,269,000
	特定障がい者特別給付	57,497,021	51,529,293	56,568,000
	小計(①)	3,758,492,439	3,842,689,854	3,962,352,000
児童通所給付費	障がい児相談支援	60,909,920	63,230,400	62,758,000
	障がい児発達支援	62,223,429	66,029,759	65,891,000
	放課後等デイサービス	556,595,537	561,279,942	575,107,000
	保育所等訪問支援	2,875,421	315,697	1,785,000
	小計(②)	682,604,307	690,855,798	705,541,000
地域生活支援事業	移動支援事業	79,708,040	83,375,966	81,771,000
	日中一時支援事業	28,216,198	26,011,341	30,846,000
	地域活動支援センター事業	2,276,250	1,147,800	1,746,000
	訪問入浴事業	15,367,740	14,531,400	14,550,000
	コミュニケーション支援事業	0	0	97,000
	重度訪問介護利用者大学修学支援事業	0	0	0
	小計(③)	125,568,228	125,066,507	129,010,000
合計(①+②+③)		4,566,664,974	4,658,612,159	4,796,903,000

12. 出雲市相談支援事業所一覧

地域の障がい者・障がい児の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

(令和5年10月1日現在)

No.	機能強化	委託	指定特定相談支援事業所等	住所	対象	
					障がい者	障がい児
1	◎	○	ふあっと	武志町693-1	●	
2	◎	○	相談支援事業所ハートピア出雲	武志町693-4	●	●
3			ケアプランやわらぎ	知井宮町1192-9	●	●
4			指定特定相談支援事業所フライエ	小山町362-1	●	
5		○	相談支援事業所かのん	神西沖町2476-1	●	
6		○	障害者支援施設さざなみ学園	神西沖町2534-2	●	●
7		○	出雲サンホーム相談支援事業所	神西沖町1315	●	●
8			フィリア	灘分町532-1	●	●
9		○	プレーテ	灘分町613	●	●
10			やまびこ園	佐田町一窪田1988	●	
11			障がい者自立支援事業所ぽんぽん船	多伎町多岐892-7	●	●
12		○	相談支援事業所光風園	湖陵町大池240-1	●	●
13			CSいとも相談支援事業所	大社町入南80-1	●	●
14		○	そうゆう相談センター	斐川町学頭1625-4	●	
15		○	太陽の里	斐川町名島90	●	
16			美野園	美野町1694-2	●	●
17			障がい者相談支援事業所ほっと	佐田町一窪田1961-5	●	
18			児童発達支援センターわっこ相談支援事業所	知井宮町238	●	●
19			NPO 法人たすけあい平田	西代町1032-4	●	
20			くま&ローズマリー相談室	湖陵町大池 482	●	●
21			山根クリニック特定相談支援事業所	芦渡町789-2	●	
22			相談支援事業所Reve	武志町182-3	●	●
23			相談支援事業所わんぱく	東福町156-1	●	●
24			平安堂相談支援事業所	渡橋町334-1	●	●
25			相談支援事業所麦の家	斐川町学頭1510-2	●	
26			特定相談支援事業所ぱてとはうす	平野町1183	●	
27			相談支援事業所ビリエット	平田町2194-5	●	●
28			いんくるネットいとも	朝山町284	●	●
29			相談支援事業所リレーション	大塚町869-1 プラントA-1	●	●
30			相談支援事業所きらめき	里方町753-1		●
31			あいか相談支援事業所	西園町3913-2	●	●
32			特定相談支援事業所つなぐ	塩冶神前 2-6-12 コーポミスティ201	●	
33			相談支援事業所ミライカ	東園町540-1 CROCCHIO G2	●	●

※ ◎は相談支援機能強化事業所 ○は委託相談支援事業所

I 3. 社会情勢

○国の主な動向、関係する法律など

年	内 容	市の主な施策など
H23 (2011)	障害者基本法 一部改正 (同年施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約の批准に向け、障がい者への障がいを理由とした差別の禁止、また合理的配慮の提供など条約の趣旨を反映 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「障害者虐待防止法」という。) 成立 (平成24年(2012)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者への虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護について規定 ・ 「障がい者虐待防止センター」設置について規定 	「障がい相談ルーム」開設 (~H25年7月まで) <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内商業施設内の相談受付を開始
H24 (2012)	障害者総合支援法 成立 (平成25年(2013)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者自立支援法」を改正・改称 ・ 「障がい程度区分」を「障がい支援区分」に改定 ・ 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や地域生活支援事業の実施事項に関する障がい福祉計画の策定について規定 	「出雲市障がい者虐待防止センター」開設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の相談・通報の届出を受け、事実確認の調査、他機関との調整や支援を行う 第3期障がい福祉計画策定 障がい者福祉タクシー制度改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者を療育手帳B及び精神障がい者保健福祉手帳2級所持者へ拡大、所得要件を新設
H25 (2013)	障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、「障害者雇用促進法」という。) 一部改正 (平成28年施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 ・ 精神障がい者の法定雇用率の算定基礎の導入 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 一部改正 (平成26年(2014)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止 ・ 医療保護入院における入院手続き等の見直し 障害者差別解消法 成立 (平成28年(2016)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 ・ 行政機関及び民間事業者の責務について明記 ・ 差別を解消するための支援措置等について規定 	
H26 (2014)	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)成立 (平成27年(2015)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病の患者に対する医療費助成に関する法定化 ・ 難病相談支援センターの設置、訪問介護の拡充について規定 障害者権利条約 批准 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 ・ 「全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的 	福祉医療費助成制度見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 県制度の変更に伴い自己負担上限額を見直し 「ひきこもり相談窓口」設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や家族からの相談を受け付け、他部署や専門機関を紹介

年	内 容	市の主な施策など
H27 (2015)		出雲市障がい者計画、第4期障がい福祉計画策定
H28 (2016)	児童福祉法 一部改正 (平成 29年(2017)施行) <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期からの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置について規定 市町村において障がい児福祉計画の策定を規定 児童等に対する必要な支援を行うための拠点整備について規定 障害者総合支援法 一部改正 (平成30年(2018)施行) <ul style="list-style-type: none"> 自立生活援助、就労定着支援のサービスを創設 障がい児の居宅訪問型発達支援サービスを創設 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 医療的ケアを必要とする児童に対する支援 発達障害者支援法 一部改正 (同年施行) <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいの定義について規定 市町村の責務として相談体制の整備を行う 	障害者差別解消法に基づく職員対応要領作成 <ul style="list-style-type: none"> 出雲市職員の障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供について規定 「出雲市障がい者差別相談センター」開設 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者や事業者からの相談に応じ、他機関への取次など解決に向けた取組を行う
H29 (2017)		出雲市手話の普及の推進に関する条例制定 <ul style="list-style-type: none"> 手話の普及の推進に向けた取組を行うことなどを明記
H30 (2018)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 成立 (同年施行) <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の發揮及び社会参加の促進を図るための基本的な施策を規定 	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定 出雲市福祉のまちづくり条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供について明記
R元 (2019)	障害者雇用促進法 一部改正 (令和2年(2020)施行) <ul style="list-style-type: none"> 事業主に対する給付制度の創設 障がい者雇用に関する優良事業主の認定制度 障がい者活躍推進計画の策定について規定 	Net 119 の運用開始 <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい等のある方の緊急時の支援方法を拡大
R2 (2020)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (以下、「バリアフリー法」という。)一部改正 (令和3年(2021)完全施行予定) <ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 国民に向けた広報啓発の取組推進 「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」成立 <ul style="list-style-type: none"> 市町村は障害福祉、子ども・子育て、介護保険等の分野や対象者を越えた一体の支援事業として「重層的支援体制」を整備する。 	遠隔手話通訳サービスの開始 出雲市障がい者活躍推進計画策定 <ul style="list-style-type: none"> 公務部門における障がい者の活躍の場の拡大のための取組について規定
R3 (2021)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」) 一部改正 (令和6年(2024)完全施行) <ul style="list-style-type: none"> 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化される。 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」成立 <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援 	出雲市障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児計画策定

年	内 容	市の主な施策など
R4 (2022)	<p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)公布・施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進 <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和6年(2024)施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現する。そのため、共同生活援助(グループホーム)の支援内容の明確化することや、就労アセスメントを活用した「就労選択支援」の創設、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が定められた。 	
R5 (2023)	<p>こども家庭庁設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい児支援などに関する事務が厚生労働省から移管された。 	

○障がい福祉サービスの主な報酬改定状況

年度	内 容
H27 (2015)	<p>福祉・介護職員処遇改善加算の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設。 <p>福祉専門職員配置等加算の見直し</p> <p>福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設</p> <p>食事提供体制加算の適用期限の延長等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年(2015)3月31日までとなっている時限措置について、平成30年(2018)3月31日まで延長 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し <p>栄養マネジメント加算の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年(2015)3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止 施設入所者に対し栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ <p>視覚・聴覚・言語障がい者支援体制加算の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大 <p>送迎加算の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和し、新たな区分を創設 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加 <p>サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し</p> <p>物価動向の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障がい福祉サービス等の基本報酬を見直し <p>地域区分の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障がい児サービスに係る地域区分を見直し
H29 (2017)	福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乗せ評価を行う加算を創設
H30 (2018)	<p>障がい者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度の障がい者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設 一人暮らしの障がい者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス(前回の法改正に伴うもの)、「自立生活援助」の報酬を設定 地域生活支援拠点等の機能強化 共生型サービスの基準・報酬の設定 <p>医療的ケア児への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器等の使用やたん吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設 障がい児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う 障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス(前回の法改正に伴うもの)、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定 <p>精神障がい者の地域移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期に入院する精神障がい者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設 地域移行支援における地域移行実績等の評価 医療観察法対象者等の受入れの促進

年度	内 容
H30 (2018)	<p>就労系のサービスにおける賃金・工賃の向上、一般就労への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする 一般就労に移行した障がい者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定 <p>障がい福祉サービスの持続可能性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援・障がい児相談支援における質の高い事業者の評価 送迎加算の見直し
R元 (2019)	<p>障がい福祉人材の待遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の福祉・介護職員待遇改善加算に加えて、リーダー級の障がい福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障がい福祉人材の更なる待遇改善を行う。 <p>現行の福祉・介護職員待遇改善加算の加算率の見直し 障がい福祉サービス等に関する消費税率引き上げ分を上乗せ</p>
R3 (2021)	<p>障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> グループホームにおける重度化・高齢化への対応 自立生活援助の整備の促進 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実 重度障害者支援加算の見直し（生活介護・施設入所支援） 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し <p>効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し 就労継続支援A型・B型の基本報酬等の見直し 医療型短期入所の受入体制強化 <p>医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児の基本報酬の創設（障害児通所支援） 放課後等デイサービス・児童発達支援センターの報酬体系等の見直し 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。 (夜間の緊急対応・電話相談の評価、地域移行実績の更なる評価など) <p>感染症や災害への対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。 <p>障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用 障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用 障害者虐待防止の更なる推進 身体拘束等の適正化の推進 福祉・介護職員等特定待遇改善加算等の見直し
R4 (2022)	<p>障がい福祉人材の待遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年（2022）10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じることとする

I 4. 計画の審議経過

本計画の策定にあたり、施策推進協議会において内容を審議しました。

各会における審議内容については以下のとおりです。

回数	開催年月日	議題
第1回	令和5年(2023) 7月12日	計画の位置づけ、計画検討スケジュール、 計画構成(案)
第2回	令和5年(2023) 9月29日	計画素案
第3回	令和5年(2023) 11月20日	計画素案
第4回	令和6年(2024) 2月 7日	計画確定(パブリックコメントを反映)

第7期出雲市障がい福祉計画
第3期出雲市障がい児福祉計画
[令和6年度(2024)～令和8年度(2026)]

【発行】

〒693-8530

島根県出雲市今市町70番地

出雲市 健康福祉部 福祉推進課

TEL 0853-21-2211(代)

FAX 0853-21-6598

メール fukushi@city.izumo.shimane.jp